

4月企画運営委員会次第

日 時 平成 29 年 4 月 13 日(木)15:00～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 新企画運営委員会への辞令交付
 - (2) 平成 28 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - (3) 第 51 回神奈川県保育事業大会の開催について
 - (4) 第 58 回関東ブロック保育研究大会について
 - (5) 全国保育協議会会長表彰の推薦について
 - (6) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 16-62～66 17-1～4
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

○企画運営委員会歓送迎会
ホテルプラム2階「サロンドフルール」

※5月企画運営委員会(予定)
平成 29 年 5 月 18 日(木)14:30～ 県社会福祉会館1階第3会議室・身体障害者集会室

平成 29 年度

一般社団法人神奈川県保育会

総 会 資 料

日 時 平成 29 年 4 月 22 日 (土)

11:10~

場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階

第 1・2 研修室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人の選任
- 5 議 事
 - (1) 報告事項
 - ア 平成 28 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算につ
いて
 - イ 平成 28 年度会計監査報告について
- 6 質 疑
- 7 閉 会

[報告事項 ア]

平成 28 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告

平成 28 年度は、子ども子育て支援新制度のもとにろいろな課題に対応しつつ、新たな給付の仕組みの下、各会員の現場では健やかなる子どもの育ちのための取り組みが進められてきました。

また、平成 28 年度は第 57 回関東ブロック保育研究大会を 7 月 7 日、8 日箱根町、小田原市で開催し 2 日間で述べ 2,167 名の参加を得て無事開催することができました。

このほか 28 年度は年間事業計画に基づき、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施、保育園利用者相談室の運営等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

[年間月別主な活動実績]

月	県保育会の実施事業	関係団体の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰選考委員会(7 日・木) ・平成 27 年度決算監査(7 日・木) ・企画運営委員会・部会(14 日・木) ・第 6 回関ブロ実行委員会(14 日・木) ・第 50 回神奈川県保育事業大会・総会(23 日・土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会(9・土)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(19 日・木) ・第 7 回関ブロ実行委員会(19 日・木) ・全保協会長表彰選考委員会(19 日・木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(13 日・金)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・関ブロ全体説明会(2 日・木)箱根町湯本富士屋ホテル ・企画運営委員会・部会(9 日・木) ・第 8 回関ブロ実行委員会(9 日・木) ・関東ブロック保育研究大会第 4 回大会委員会(23 日・木) ・関ブロステージ進行確認(27 日・月)湯本富士屋ホテル ・関ブロ分科会打合せ(28 日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック会長会議(2 日・木～3 日・金)箱根町
7	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会(7～8 日)箱根町、小田原市 ・企画運営委員会・部会(21 日・木) ・利用者相談室運営委員会(27 日・水) 	

8	<ul style="list-style-type: none"> ・予算対策協力金活動(～12月26日) ・企画運営委員会・部会(25日・木) ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(25日・木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設長専門講座 2(29～31日)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の考え方研修(9日・金) ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(13日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設長専門講座 3(21～23日) ・小田原市保育事業大会(5日・土) ・関東ブロック保育事業連絡協議会(1～2日)新潟県
10	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(27日・木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保育研究大会(12～14日)徳島県 ・横須賀市保育事業大会(24日) ・民間保育園大会(31日)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の健康研修(1日・火) ・利用者相談室第1回研修(22日・火) 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(2日・金) ・保育の日前夜祭(2日・金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育のつどい(3日・土) ・全国保育組織正副会長等会議(8～9日)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(12日・木) ・食育研修会(13日・金) ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議第2回研修(23日・月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設長専門講座 1(30～31日)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(23日・木) ・保育の姿と保育所指針を学ぶ研修(21日・火) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会(16日・木) ・企画運営委員会・部会(16日・木) ・定時総会(16日・木) ・第9回関プロ実行委員会(16日木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(13日・月)

【主要事業の実績】

1 総会

(1) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 28 年 4 月 23 日(土)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 71、委任状出席 98、合計 169。(全会員 304、出席率 56.41%)
- ・議 題
 - (議案)
 - (1) 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について
 - (2) 平成 28 年度予算案の修正について
 - (報告事項)
 - ・平成 27 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について

(2) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 29 年 3 月 16 日(木)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 29 名、委任状出席 141 名、合計 160 名。(全会員 305、出席率 55.74%)
- ・議 題(議 案)
 - ・平成 29 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
 - (報告事項)
 - ・一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程の改正について
 - ・神奈川県保育会利用者相談室第三者委員の選出について

2 理事会

(1) 第 1 回理事会

- ・開催日 平成 29 年 2 月 23 日(木)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
 - ・平成 29 年度事業計画及び予算(案)について
 - ・3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
 - ・第 51 回神奈川県保育事業大会について
 - ・一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程の改正について
 - ・神奈川県保育会利用者相談室第三者委員の選出について

(2) 第 2 回理事会

- ・開催日 平成 29 年 3 月 16 日(木)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
 - ・3 月定時総会の開催について

- ・ 4月定時総会への提出議題等について
- ・ 平成28年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込について
- ・ 4月定時総会の開催通知について
- ・ 第51回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)について

3 行事

(1) 第50回神奈川県保育事業大会

- ・ 開催日 平成28年4月23日(土)
- ・ 会場 県社会福祉会館
- ・ 参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 592名
- ・ 内容

第1部 式典 保育事業永年勤続表彰者 76名
記念品贈呈(叙勲、厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者)6名

第2部 分科会

第1会場 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

- ① 子どもが主役になれるまち、横須賀をめざして
～子どもの声に耳を傾け、子どもの主体性を育むには～
- ② 子どもの育ちを保障する
～健康と安全を提供する保育～

フリーテーマ発表

- ③ 幼保連携型認定こども園 しらかばこども園
～今後の経営戦略について～

第2会場 保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～

- ① 保育の社会化に向けて
～アンケートから見えてきた地域と保育園のつながり～
- ② 保育所における地域とのつながり
～支援活動を広げる取り組みを考える・地域における専門職としての役割～

第3会場 公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割

- ① 公立保育所の使命と地域社会での役割
～各園での取り組みの中で～
- ② 秦野市の認定こども園の現状と今後に向けて

フリーテーマ発表

- ③ 指先の発達やあそびについて
～手や指を使って楽しくあそびましょう～

(2) 県市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

- ・ 開催日 平成28年8月25日(木)
- ・ 会場 ホテルプラム

- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、企画運営委員等 53名
- ・内容 (1)「社会福祉法の改正について」
神奈川県県民局次世代育成課 山本 明広副主幹
(2)意見交換会「新制度開始についての情報交換」

(3) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成28年12月2日(金)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等101名
- ・内容 県保育賞、叙勲、厚生労働大臣表彰、厚生大臣感謝状受賞者の 祝賀会(8名)
- ・アトラクション しろくま楽団

4 研修会

研修会については、年間実施計画に基づき実施することができましたが、法人化に伴う公益性の確保の観点から、政令指定都市保育協議会にも有料による参加の呼び掛けを行いました。

(1) 保育の考え方研修

- ・開催日 平成28年9月9日(金)
- ・会場 ユニコムプラザさがみはら セミナールーム2
- ・受講者 100名(うち横浜市5名、川崎市4名、相模原市15名)
- ・研修テーマ 「時代の求める保育の姿を新しい言葉で紡ぎなおす。」
山梨大学 教授 加藤 繁美氏

(2) 保育所等の健康研修

- ・開催日 平成28年11月1日(火)
- ・会場 藤沢市民会館 第1展示ホール
- ・受講者 53名(うち横浜市1名、川崎市1名、相模原市4名)
- ・研修テーマ 「ループエクササイズ&骨盤底筋運動」
かながわ健康財団健康運動指導士
高垣 茂子氏

(3) 保育所等食育研修

- ・開催日 平成29年1月13日(金)
- ・会場 神奈川県民ホール 6階大会議室
- ・受講者 70名(うち横浜市3名、川崎市5名、相模原市5名)
- ・研修テーマ 「食物アレルギーへの対応、子ども達への支援の仕方」
湘北短期大学講師
林 典子氏

(4) 保育の姿と保育所指針を学ぶ研修

- ・開催日 平成29年2月21日(火)

- ・会 場 神奈川県民ホール 6階大会議室
- ・受講者 205名（うち横浜市31名、川崎市25名、相模原市9名）
- ・研修テーマ 「保育の姿・保育指針を学ぶ～育ちあい学びあう園をめざして～」
 東京大学大学院教授 秋田 喜代美氏

5 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を、年2回発行しました。

また、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区への迅速な伝達・情報提供を行いました。

更に、ホームページを随時更新し、総会資料や企画運営委員会資料等を迅速に掲載するなどして、当会が所有する情報を会員がいつでも閲覧できるよう利便性の向上を図りました。

「保育かながわ」の配布先 各保育所、県・市町等（700部）

6 「保育園利用者相談室」の運営

平成28年度は第三者委員5名、運営委員5名の体制で、相談の直接対応や相談室事業の企画・実施を担当する運営委員会制度を中心に次の事業を積極的に推進してきました。また、研修会においては、相談室会員以外の当保育会会員にも、有料参加の道を開いております。

(1) 運営委員会の開催(5回開催)

(2) 第三者委員・運営委員合同会議(2回開催)

(3) 研修会の開催

○ 第1回研修会

- ・開催日 平成28年11月22日(火)
- ・会 場 万国橋会議センター
- ・受講者 103名(会員以外の有料参加者7名を含む)
- ・研修テーマ 「子どもを預かる施設のための深刻事故予防とコミュニケーション」
 特定非営利法人 安全研究・教育センター
 所長 心理学博士 掛札 逸美氏

○ 第2回研修会

- ・開催日 平成29年1月23日(月)
- ・会 場 神奈川県民ホール6階大会議室
- ・受講者 66名
- ・研修テーマ 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえてその成果を発表する。
 発表内容について第三者委員が指導・助言を行う。

(第三者委員 草光 純二氏、祖父江 照男氏
宮田 丈乃氏、小 川 晃氏)

(4) 会員の新規募集、会員証の発行

(5) 会員への情報提供、参考図書配布

28年度の参考図書 「子育てハッピーアドバイス」

明橋 大二著

7 企画運営委員会、専門部、専門委員会の活動状況

区 分	開催回数	協 議 事 項
企画運営委員会	10回	・事業計画に基づく各種事業の企画・実施 ・新たな保育課題の協議と対応等
正副理事長・理事 会議	10回	・企画運営委員会提出議題の協議・検討 ・緊急・重要課題の協議・検討 ・新たな保育課題の協議と対応等
表彰選考委員会	2回	・県保育会理事長表彰候補者の審査・決定 ・全保協会長表彰候補者の審査・決定

専門部

区 分	開催回数	協 議 事 項
総務部 予算対策部 研修部 広報部 調査研究部	必要に応じ て開催	・各部の課題について協議・検討

専門委員会

区 分	開催回数	協 議 事 項
公立保育所専門 委員会	企画運営委 員会開催日	・地域における公立保育所の役割及び保育の質を高め る取り組みについて協議・検討を行った

8 第57回関東ブロック保育研究大会大会委員会・実行委員会の開催

(1) 大会委員会

- 第4回 平成28年6月23日(木)
神奈川県社会福祉会館1階第3会議室
- ・大会参加者数について
- ・大会の進行について
- ・その他

(2) 実行委員会

- 第6回 平成28年4月14日(木)

- 神奈川県社会福祉会館1階第3会議室
- ・関ブロ会長会結果について
- ・大会報告書について
- ・応援体制について
- ・箱根湯本駅訪問(4/19 火)について
- ・小田原市長訪問(4/28 木)について
- 第7回 平成28年5月19日(木)
- 神奈川県社会福祉会館3階研究会議室
- ・申し込み状況について
- ・応援体制について
- ・出店業者、広告について
- ・報告書関係について
- ・関ブロ会長会について
- ・全体説明会について
- 第8回 平成28年6月9日(木)
- 神奈川県社会福祉会館1階第3会議室
- ・関ブロ会長会結果について
- ・進捗状況について
- 第9回 平成29年3月16日(木)
- 神奈川県社会福祉会館4階第3研修室
- ・大会報告書について
- ・決算について

9 関東ブロック保育研究大会 事業報告

(1) 期 日 平成28年7月7日(木)～8日(金)

(2) 会 場 ① 全体会 [1日目:7月7日(木)]

湯本富士屋ホテル・グランドコンベンションホール(箱根町湯本)

② 分科会 [2日目:7月8日(金)]

- ・第1分科会 ホテルおかだ・富士の間
- ・第2分科会 湯本富士屋ホテル・グランドコンベンションホール箱根中・西
- ・第3分科会 小田原お堀端コンベンションホール
- ・第4分科会 ホテル南風荘・第二会議室
- ・第5分科会 湯本富士屋ホテル・グランドコンベンションホール箱根東
- ・第6分科会 天成園・コンベンションホール
- ・第7分科会 おだわら市民交流センター UMECO 第1～第3会議室
- ・第8分科会 箱根湯本ホテル・アマジストホール
- ・特別分科会 生命の星地球博物館・講義室

(3) 参加者 ① 全体会 1,090名

② 分科会 1,077名 総数 2,167名

(4) 実施概要

1日目:全体会 平成28年7月7日(木) 湯本富士屋ホテル・グラントコンベンションホール

11時00分 受付開始

※11時30分 大会運営委員会

12時10分 オープニング① 落語 柳家三三

12時50分 オープニング② 子どもの健康・未病について

神奈川県副知事 中島 正信

13時10分 開会式(司会長澤彩子)

歓迎の言葉 大会委員長(神奈川県保育会理事長)萩原 敬三
花のおさなご斉唱 指揮者:元鎌倉女子短期大学 三縄 公一
黙祷(保育関係物故者)

児童憲章朗読 神奈川県保育士会会長 飯塚 裕子

主催者あいさつ 神奈川県副知事 中島 正信

関東ブロック保育協議会会長 奥村 尚三

開催都市市町長あいさつ 箱根町長 山口 昇士

小田原市長 加藤 憲一

来賓あいさつ 全国保育協議会会長 万田 康

来賓・主催者紹介

大会決議宣言 神奈川県保育会副理事長 宮田 丈乃

14時20分 行政説明 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課
課長補佐 加藤 正嗣

「保育行政の動向と課題について」

(休憩:15:20~15:30)

15時30分 基調講演 「うきうきミニライブ」 チーマー

16時40分 次期開催県あいさつ 茨城県保育協議会会長 清水 敏孝

17時00分 1日目終了

※17時30分 分科会打合せ会

2日目:分科会 平成28年7月8日(金)

1 箱根地区 (生命の星を含む)

9時10分~9時30分 受付(各分科会場)

9時30分~12時00分 分科会討議

12時00分~13時00分 昼食(各分科会場)

13時00分~15時00分 分科会討議

15時00分 終了解散

2 小田原地区

9時30分~10時00分 受付(各分科会場)

10時00分~12時30分 分科会討議

12時30分~13時30分 昼食(各分科会場)

13時30分～15時30分 分科会討議
 15時30分 終了解散
 ※16時15分 処理委員会 会場：湯本富士屋ホテル・グランドコンベンションホール箱根東

【分科会概要】

- ・第1分科会：「新たな時代の保育実践」
 助言者 吉田 正幸 氏（保育システム研究所 代表）
- ・第2分科会：「配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて」
 助言者 広瀬 宏之氏（横須賀市療育相談センター 所長）
- ・第3分科会：「保育者の資質向上を図る」
 助言者 増田 まゆみ 氏（東京家政大学 教授）
- ・第4分科会：「地域の子育て家庭への支援の充実に向けて」
 助言者 新保 幸男 氏（神奈川県立保健福祉大学 教授）
- ・第5分科会：「家庭や地域との連携による食育の推進」
 助言者 元田 由佳 氏（小田原短期大学 准教授・管理栄養士）
- ・第6分科会：「子どものより良い育ちにむけた
 関係機関とのネットワーク」
 助言者 田中 利則 氏（湘北短期大学 教授）
- ・第7分科会：「保育の社会化にむけて」
 助言者 原 孝成 氏（鎌倉女子短期大学 教授）
- ・第8分科会：「公立保育所の使命と地域社会での役割」
 助言者 亀谷 美代子 氏（社会福祉法人白峰会白峰保育園 園長）
- ・特別分科会：保育所等の防災対策
 午前中：地震対策等の講演
 午後：グループ討議・意見交換
 助言者 杉原 英和 氏（神奈川県安全防災局安全防災部長）
 笠間 友博 氏（生命の星地球博物館主任研究員）

第60回全国保育研究大会（徳島県）意見発表者

関東ブロック代表

・第2分科会	静岡県	三島市立青木保育園	主任保育士	岩見 真紀
・第3分科会	栃木県	さくら保育園	園長	佐原 美佳
・第4分科会	相模原市	すこやか保育園	園長	小林 祐子
・第5分科会	川崎市	すこやか溝口保育園	栄養士	山永 かおる
・第6分科会	横浜市	横浜市鶴見保育園	保育士	田中 祐子
・第8分科会	山梨県	市川町立富士見保育所	所長	望月 順子

10 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに、協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただきました。

平成28年度神奈川県保育会収支決算

収入済額 16,212,454 円
 支出済額 15,541,398 円
 差引残額 671,056 円

2017/3/31現在

【収入の部】 (平成28年4月1日～平成29年3月31日まで) (単位:円)

項	目	予算額	収入済額	差異	摘要
会費		7,610,000	7,771,550	161,550	
	会員会費	5,430,000	5,541,550	111,550	会員305園
	相談室会費	1,680,000	1,730,000	50,000	会員173園
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		3,127,000	3,127,000	0	
	県補助金	2,577,000	2,577,000	0	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	0	0	0	
事業収入		2,200,000	1,904,000	△ 296,000	
	諸研修会収入	1,000,000	675,000	△ 325,000	保育の基礎、体力作り、保育所指針、食育
	行事収入	1,200,000	1,229,000	29,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,850,000	1,592,360	△ 257,640	
	予対協力金収入	1,500,000	1,308,200	△ 191,800	
	保険会社協力収入	350,000	284,160	△ 65,840	AIU
雑収入		451,000	569,946	118,946	
	雑収入	450,000	569,923	119,923	大会祝金、全保協組織推進費他
	預金利子	1,000	23	△ 977	
繰越金		950,000	1,247,598	297,598	
	繰越金	950,000	1,247,598	297,598	
	合計	16,188,000	16,212,454	24,454	

【支出の部】

項	目	予算額	支出済額	差異	摘要
管理費		7,020,000	6,622,260	397,740	
	人件費	6,450,000	6,262,930	187,070	給与、手当、法定福利費
	旅費	20,000	5,078	14,922	職員交通費
	福利厚生費	50,000	47,556	2,444	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	100,000	14,121	85,879	事務用品等
	通信・運搬費	150,000	115,725	34,275	
	慶弔費	150,000	85,722	64,278	
	雑費	20,000	20,000	0	
	手数料	80,000	71,128	8,872	役員登記他
総務費		870,000	723,058	146,942	
	総会費	60,000	26,568	33,432	総会資料等
	会議費	200,000	49,630	150,370	
	委員会旅費	450,000	436,460	13,540	
	連絡調整費	160,000	210,400	△ 50,400	関係団体諸祝金等
事業費		3,580,000	3,124,151	455,849	
	県大会費	600,000	476,503	123,497	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	300,000	238,999	61,001	関プロ派遣、連絡協議会等
	諸行事費	1,300,000	1,707,354	△ 407,354	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,100,000	508,839	591,161	
	会報発行費	180,000	101,736	78,264	保育かながわ
	ホームページ経費	100,000	90,720	9,280	
研修・研究費		1,350,000	748,972	601,028	
	研修費	1,300,000	746,370	553,630	保育の基礎、体力作り、保育所指針、食育
	調査研究費	50,000	2,602	47,398	
活動費		350,000	342,854	7,146	
	予対活動費	300,000	299,242	758	全保協納入等
	専門委員会活動費	50,000	43,612	6,388	
負担金・補助		3,004,000	2,980,103	23,897	
	全保協・関プロ	1,650,000	1,655,000	△ 5,000	
	県社協	250,000	222,723	27,277	
	事務所使用料	54,000	52,380	1,620	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,000,000	1,000,000	0	
予備費		14,000	1,000,000	△ 986,000	
	予備費	14,000	1,000,000	△ 986,000	
	合計	16,188,000	15,541,398	646,602	

(特別会計)特別事業積立金 422,061円

一般社団法人神奈川県保育会決算 特別会計
 (自)平成28年4月1日～(至)平成29年3月31日

第57回 関東ブロック保育研究大会 決算

明細

単位:円

収入の部

項目	予算額	決算額	差異	備考
参加者負担金	12,000,000	11,750,000	250,000	参加者負担金
神奈川県負担金	2,000,000	2,000,000	0	平成28年度当初予算
関ブロ都県市負担金	1,400,000	1,400,000	0	14都県政令市保育協議会
関ブロ会長会負担金	200,000	200,000	0	
全国保育協議会負担金	50,000	50,000	0	
神奈川県共同募金会補助金	1,000,000	1,000,000	0	
県社協補助金	100,000	100,000	0	
県保育会負担金	1,000,000	1,000,000	0	
県保育士会負担金	200,000	200,000	0	
雑収入	4,300,000	2,883,017	1,416,983	協賛金等
計	22,250,000	20,583,017	1,666,983	

支出の部	予算額	決算額	差異	備考
会議費	1,000,000	873,393	126,607	運営委員会・実行委員会・処理委員会等
会場費	7,500,000	8,371,960	△871,960	全体会・分科会会場使用料、 付帯設備・器具使用料等
印刷製本費	2,740,000	3,223,165	△483,165	開催要綱、大会資料、参加者名簿、 大会報告書等
報償費	1,500,000	1,040,320	459,680	記念講演講師、司会者、オープニング 出演者、分科会助言者謝金
事業費	3,300,000	2,349,700	950,300	参加者記念品、係員弁当、ユニホーム 代、係員宿泊代、雑費等
通信運搬費	400,000	71,972	328,028	要綱、報告書郵送等
旅費	1,500,000	594,432	905,568	議長、助言者、役員等宿泊交通費
委託料	1,060,113	1,232,000	△171,887	JTB受付手数料
営業管理費	1,281,300	607,385	673,915	JTB営業管理費
事務費	1,000,000	534,342	465,658	アルバイト雇用、消耗品振込手数料等
全国大会派遣費	300,000	300,000	0	
予備費	668,587	962,287	△293,700	JTB消費税
繰越金		422,061		特別会計積立金取崩算残
計	22,250,000	20,583,017	1,666,983	

貸借対照表

平成29年3月31日現在

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	530,867		
ゆうちょ銀行	140,189		
流動資産合計		671,056	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産の部合計			671,056
II 負債の部			
流動負債		0	
固定負債		0	
負債の部合計			0
III 正味財産の部			671,056

正味財産増減計算書

2016(平成28)年4月1日から2017(平成29)年3月31日まで

科 目	金 額 (円)	
I 増加原因の部		
1 会費収入		7,771,550
会員会費	5,541,550	
相談室会費	1,730,000	
準会員会費	500,000	
2 補助金収入		3,127,000
県補助金	2,577,000	
県社協補助金	550,000	
共同募金補助金	0	
3 事業収入		1,904,000
諸研修会収入	675,000	
行事収入	1,229,000	
4 協力金収入		1,592,360
予対協力金収入	1,308,200	
保険会社協力収	284,160	
5 雑収入		569,946
雑収入	569,923	
預金利子	23	
6 取崩収入		0
積立金取崩収入	0	
合 計		14,964,856
II 減少原因の部		
1 管理費		6,622,260
人件費	6,262,930	
旅費	5,078	
福利厚生費	47,556	
消耗品費	14,121	
通信・運搬費	115,725	
慶弔費	85,722	
雑費	20,000	
手数料	71,128	
2 総務費		723,058
総会費	26,568	
会議費	49,630	
委員会旅費	436,460	
連絡調整費	210,400	
3 事業費		3,124,151
県大会費	476,503	
関プロ全国大会	238,999	
諸行事費	1,707,354	
相談室運営費	508,839	
会報発行費	101,736	
ホームページ経	90,720	
4 研修・研究費		748,972
研修費	746,370	
調査研究費	2,602	
5 活動費		342,854
予対活動費	299,242	
専門委員会活動	43,612	
6 負担金補助金		2,980,103
全保協・関プロ	1,655,000	
県社協	222,723	
事務所使用料	52,380	
保育のつどい	50,000	
保育士会	1,000,000	
7 積立金		1,000,000
運営費積立金	1,000,000	
7 予備費		0
予備費	0	
合 計		15,541,398
当期正味財産増加額		△ 576,542
前期繰越正味財産額		1,247,598
期末正味財産合計額		671,056

貸借対照表

平成29年3月31日現在

科 目	金 額 (円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
普通預金	422,061	
ゆうちょ銀行振替口座		
流動資産合計		422,061
2 固定資産		
固定資産合計		0
資産の部合計		422,061
II 負債の部		
流動負債		0
固定負債		0
負債の部合計		0
III 正味財産の部		422,061

正味財産増減計算書

2016(平成28)年4月1日から2017(平成29)年3月31日まで

科 目	金 額 (円)		
I 増加原因の部			
参加者負担金	11,750,000	11,750,000	
負担金・補助金		5,950,000	
神奈川県負担金	2,000,000		
関プロ都県市負担金	1,400,000		
関プロ会長会負担金	200,000		
全保協負担金	50,000		
県共同募金会補助金	1,000,000		
県社協補助金	100,000		
県保育会負担金	1,000,000		
県保育士会負担金	200,000		
雑収入	2,883,017	2,883,017	
合 計			20,583,017
II 減少原因の部			
会議費	873,393	873,393	
会場費	8,371,960	8,371,960	
印刷製本費	3,223,165	3,223,165	
報償費	1,040,320	1,040,320	
事業費	2,349,700	2,349,700	
通信運搬費	71,972	71,972	
旅費	594,432	594,432	
委託料	1,232,000	1,232,000	
営業管理費	607,385	607,385	
事務費	534,342	534,342	
全国大会派遣費	300,000	300,000	
予備費	962,287	962,287	
合 計			20,160,956
当期正味財産増加額			422,061
前期繰越正味財産額			0
期末正味財産合計額			422,061

監 査 意 見 書


平成 28 年度一般社団法人神奈川県保育会一般会計及び特別会計の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

平成 29 年 4 月 6 日

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三 様

監事 中 島 光 

監事 小 川 

平成29年度
第58回 関東ブロック

保育研究大会

開催要綱



参加・宿泊・昼食のご案内

期 日：平成29年7月6日(木)～7日(金)

開催地：茨城県 水戸市

平成29年度 第58回関東ブロック保育研究大会 開催要綱

1 主 題

すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして

2 開催趣旨

平成25年4月以降、国の「子ども・子育て会議」等で子ども・子育て支援新制度に係る各種基準及び内容が協議・検討され、そのとりまとめを踏まえ各自治体では条例が制定され、平成27年4月、子ども・子育て支援新制度施行に至りました。

今後は、認定こども園への移行が多く見込まれ、また、待機児童の多い地域と過疎化が進んで乳幼児が減少している地域の両極端になってきています。保育士不足も深刻で、保育士の復職支援に力を注いでいますが、処遇問題等の解決には、関係機関が一丸となって取り組まねばなりません。

保育・子育て支援関係者が、制度改革の趣旨や今後ともめられている役割・責務を適切に理解するとともに、乳幼児保育の原点を見直し、人間を育む養護と教育が一体となった保育の営みの大切さを広く世にアピールする必要があります。

本大会は、保育の社会的意義と役割、保育実践などについて議論を深め、今後の保育の質の向上と、関東ブロック内保育関係者等の連携を深めることを目的に開催するものです。

3 主 催

茨城県、茨城県社会福祉協議会、茨城県保育協議会、関東ブロック各都県指定都市、
関東ブロック各都県指定都市社会福祉協議会、関東ブロック保育協議会

4 後 援 (予定)

厚生労働省、水戸市、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国保育協議会、全国保育士会

5 期 日

平成29年7月6日(木)～7日(金)

6 会 場

①全体会場

茨城県立県民文化センター 大ホール 水戸市千波町東久保 697 TEL 029-241-1166

②分科会会場

茨城県立県民文化センター 小ホール及び分館

ホテル テラス ザ ガーデン水戸 水戸市宮町 1-7-20 TEL 029-300-2500

ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町 1-6-1 TEL 029-224-2727

7 大会運営

この大会を円滑に進めるため、主催各都県指定都市の保育協議会（部会）、保育士会（部会）、保育行政主管課、社会福祉協議会の代表者及び開催県の保育協議会会長が委嘱した者をもって構成する大会委員会を置く。

大会委員長は、開催県である茨城県保育協議会会長を、副委員長は、茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課課長、茨城県社会福祉協議会常務理事をもってあてる。

大会委員長は、別途実行委員を委嘱し、実行委員長を置く。

8 大会役員

この大会は次の役員をもってあてる。

①分科会議長

「分科会議長割当表」により指定された都県指定都市の社会福祉協議会または保育協議会等から推薦のあった者をあてるものとし、各分科会の議事を行う。

②大会幹事

大会委員長が委嘱し、分科会の進行にあたる。

9 分科会助言者

大会委員長は、分科会ごとに1名の助言者を委嘱する。

10 参加者

1,200名 この大会の参加者は次のとおりとする。

- ①保育所等の施設長、保育士、その他の職員
- ②保育行政機関、保育士養成校の関係者
- ③社会福祉協議会関係者
- ④学識経験者
- ⑤保護者、その他保育事業関係者

11 参加費・負担金

- ・参加費 1人 10,000円
- ・負担金 各都県指定都市 100,000円

12 日 程

【第一日目】 7月6日(木)

会場：茨城県立県民文化センター大ホール

受	付	11:30 ~ 12:30
オ	ー	12:00 ~ 12:40
開	会	13:00 ~ 13:50
基	調	13:50 ~ 14:50
休	憩	14:50 ~ 15:10
記	念	15:10 ~ 16:40
次	期	16:40 ~ 16:50
第	一	17:00

【第二日目】 7月7日(金)

会場：各分科会

受	付	9:00 ~ 9:30
分	科	9:30 ~ 15:00
閉	会	15:10

	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
第一日目 7/6(木)				受 付 運 営 委 員 会	オ ー プ ニ ン グ	開 会 式	基 調 講 演	休 憩	記 念 講 演	次 期 当 番 県 挨 拶 会	閉 会 分 科 会 打 合 せ 17:30~ 18:30
		*運 営 委 員 会 11:30~									
	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
第二日目 7/7(金)	分 科 会 受 付		分 科 会	昼 食		分 科 会	閉 会	処 理 委 員 会 15:40~ 17:30			

13 研究方法

- ①全体会 初日の全体会は、基調講演及び記念講演を行う。
- ②分科会 研究テーマに基づき、各都県指定都市からあらかじめ提出された代表意見を中心に研究討議を行う。
意見の発表時間は、1人30分以内とする。
あらかじめ議長・助言者及び幹事を主催者が委嘱し、分科会の運営にあたる。

14 オープニング・アトラクション

磯山 純 氏 (いそやま じゅん) シンガーソングライター

茨城県水戸市出身。早稲田大学卒業。

みとの魅力宣伝部長 (2014年6月4日就任)

IBS 茨城放送レギュラー番組 毎週火曜日 21:00

「磯山純のLove yourself」

J2 水戸ホーリーホック応援歌制作

「Ole ホーリーホック～葵の魂見せてやれ～」

2019年いきいき茨城ゆめ国体イメージソング担当

「そして未来へ」

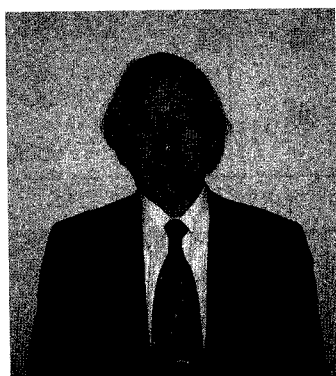
2016年水戸の千波湖で1万人規模の野外イベント開催



15 基調講演

鯨岡 峻 氏 (くじらおか たかし)

演題『「接面」での子どもの心の動きをエピソードに綴る一心を育てる保育のために』



1943年12月24日 秋田県生まれ

京都大学文学部哲学科心理学卒、京都大学大学院文学研究科心理学専攻修了、京都大学博士(文学)。

2014年4月から2016年3月まで中京大学心理学部客員教授、現在は、京都大学名誉教授。

専門は、発達心理学、発達臨床心理学、保育心理学

16 記念講演

大谷 徹英 氏 (おおたに てつじょう)

演題『幸せの条件』

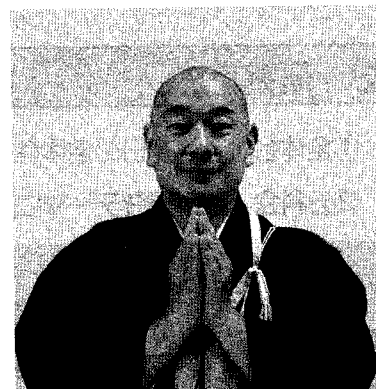
1963年4月16日 東京都江東区生まれ

芝学園高等学校在学中17歳で、故高田好胤薬師寺住職に師事、僧侶となる。熊谷大学文学部卒、同大学院修士課程修了。

1999年春から「心を耕そう」をスローガンに、全国各地を法話行脚。

2003年法相宗大本山薬師寺執事就任。

2004年薬師寺東関東別院朝音寺(慈母観音)副住職就任。



分科会

分科会は8分科会及び特別分科会とし、それぞれのテーマ、研究方針、研究の視点は次のとおりとします。

<第1分科会> 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

〔助言者〕 山縣 又治 氏（児童福祉学者、関西大学 教授）

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度により、「保育の必要性（の認定）」に基づいて、保育が提供されることとなりました。

また、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援法の趣旨から、認定こども園制度を改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせもった新たな幼保連携型認定こども園が創設されました。

保育所では、これまで保育所保育指針に基づき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめてきました。認定こども園では、保育所保育指針を踏まえた「認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育が展開されています。

本テーマでは上記実践のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きの中で大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

【研究の視点】

- ①子ども一人ひとりの育ちに応じた質の高い保育の実践、具体的な手法
- ②保育の質の向上のための自己評価等を研究・活用
- ③利用者の個別ニーズに対応したきめ細かな保育の提供

<第2分科会> 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

〔助言者〕 新井 英靖 氏（茨城大学 教授）

保育所・認定こども園等では、グレーゾーンを含めて発達障害などで配慮を必要とする子どもの増加が指摘されています。また、保護者自身が生活面など何らかの課題を持ち、子育てに困難が生じるケースも増えています。

本テーマでは、こうした子どもや保護者に対する保育・子育て支援関係者としての関わり方、あるいは保育者としていかに寄り添い、支援を行うべきかについて研究を深めます。

【研究の視点】

- ①子どもの育ちの実態や課題を保育の中から明らかにしていく
- ②さまざまな機関との連携や協働の内容とすすめ方
- ③保護者との相互理解を図るための工夫

<第3分科会>

保育者の資質向上を図る

〔助言者〕 大畠 孝子 氏（茨城キリスト教大学 教授）

保育所・認定こども園等における今日的状況として、職員の就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、子ども・子育て支援新制度施行後、利用状況の多様化も進んでいます。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の内外の研修や情報共有のあり方、保育者の自己評価など、職員の資質向上にむけた効果的な実践、さらに今後保育者に求められる資質向上のあり方について研究を深めます。

【研究の視点】

- ①職場内で研修に取り組む必要性とすすめ方
- ②研修意欲の向上と職場環境の整備
- ③内部研修、外部研修の実践における課題と工夫

<第4分科会>

地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

〔助言者〕 大内 晶子 氏（常磐短期大学 准教授）

保育所保育指針において、保育所の「入所児保護者に対する子育て支援」と「地域の子育て家庭への支援」が明確に示されています。また、幼保連携型認定こども園でも、子育て支援の実施が義務付けられています。

一方で地域のつながりが弱まる中、子育てに孤立感や孤独感を深めている家庭へのアプローチが、特に重要な取り組みとなっています。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の機能や、保育者の知識・技術をいかに活かしていくかなど、地域の子育て家庭に対する支援のあり方について研究を深めます。

【研究の視点】

- ①子どもを産み育てることへの不安の解消
- ②子どもの立場に立った保育と家庭支援
- ③子育ての喜びや楽しさを実感できる支援
- ④保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援

<第5分科会>

家庭や地域との連携による食育の推進

〔助言者〕 政安 静子 氏（公益社団法人茨城県栄養士会 会長）

乳幼児期の食育の推進は、「食べること」や「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。そして食に関する家庭との相互理解、さらに、地域の子育て家庭に向けた食育や、地域の食文化継承の視点から、保育所・認定こども園等のみならず、家庭や地域との連携のもとで実践を進めることが必要となります。

また、保育現場では、自園調理の意義や有用性の確立、食物アレルギーを持つ子どもへの対応等も大きな課題となっています。

本テーマでは、保護者をはじめ、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食を通じた保育実践のあり方などについて研究を深めます。

【研究の視点】

- ①日々の保育の中での食育の位置づけ
- ②食育の取り組みにおける家庭との連携のすすめ方
- ③子どもの食生活や栄養の実態を踏まえた食事提供の必要性
- ④栄養士等の専門職や調理室を活かした地域社会への発信

<第6分科会>

子どものより良い育ちに向けた関係機関とのネットワーク

〔助言者〕 山口 豊一 氏（跡見女子大学 教授）

子どものより良い育ちに向け、保育所・認定こども園等、小学校さらに中学校との連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的にとらえるために重要です。

平成27年4月施行の新制度では、各市町村で策定された「子ども・子育て支援事業計画」等に基づき事業実施が行われ、各地域の保育施策の充実化に向けては、保育・子育て支援関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築も一層大切になっています。

また、子どもの貧困に起因する課題への対応、児童虐待防止、病児・病後児保育など、保育所・認定こども園等単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもって進めるべき取り組みが数多くあります。

本テーマでは、子どものより良い育ちに向けた多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所・認定こども園等が果たすべき役割などについて研究を深めます。

【研究の視点】

- ①地域とのネットワークによるニーズ対応のあり方
- ②気になる子どものアフターフォローを含めた小学校との連携
- ③保育・子育て支援に関する課題とネットワーク構築上の課題
- ④ネットワークにおける保育所・認定こども園等の役割とノウハウ

＜第7分科会＞ 保育の社会化に向けて～保育の営みをいかに社会に発信するか～

【助言者】 清山 倫 氏（茨城大学 教授）

少子化や核家族化が進む中、社会における人と人、特に子どもと大人がつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心の低下を招いています。こうした中、子育て家庭や保育関係者に限らず、すべての人が子どもや子育てに関心を持つ取り組みが、安心して子どもを産み育てる社会づくりに向けて大切になっています。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の地域に向けた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して、子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えて行く取り組みについて研究を深めます。

【研究の視点】

- ①子育て支援を軸とした新たな地域コミュニティのあり方
- ②保育所・認定こども園等と地域が一体となって取り組む伝統行事の意義と課題
- ③子育て文化への関心を高めるための取り組み

＜第8分科会＞ 公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割

【助言者】 櫻井 慶一 氏（文教大学 教授）

保育・子育て支援の今日的流れにおいては、都道府県や市町村の保育制度・施策に関する責務が増大する方向性であり、保育の質やその実践において地域格差が進むことが懸念されます。

本テーマでは、地域全体の保育の質の向上に向けた公立保育所・公立認定こども園等の意義や役割意識の普及、行政機関でもある特性を活かした具体的実践のあり方などについて研究を深めます。

【研究の視点】

- ①公立保育所・公立認定こども園等の特性を活かした取り組みの内容とすすめ方
- ②今、公立保育所・公立認定こども園等に求められている役割
- ③公立保育所・公立認定こども園等の運営上の課題と取り組みの方向

<特別分科会>

認定こども園の現状と今後の課題

〔助言者〕 無藤 隆 氏 (白梅学園大学 教授)

子ども・子育て支援新制度施行から2年が経過し、茨城県では人口あたりにすると全国でもトップクラスの数の認定こども園が誕生しています。

幼保連携型認定こども園に移行した園それぞれが現在直面している現状を、パネルディスカッション形式で討議し、保育所から認定こども園に移行するための課題や、問題点などについて研究を深めます。

【研究の視点】

- ①認定こども園に移行してのメリット・デメリット
- ②認定こども園における課題と方向性

<パネラー>

- ①認定こども園大野ひかり保育園
- ②いばらき中央認定こども園
- ③御前山認定こども園
- ④桜川市立認定こども園

<コーディネーター>

めぐみこども園 園長 浅野 学志

17 資料等の各都県指定都市の提出(納入)期限

- ①分科会における意見発表原稿 5月 1日(月)
- ②各都県指定都市負担金納入 5月11日(木)

18 参加者割合(予定)

区分	施設数	割当人数	率(%)
千葉県	680	136	20
川崎市	131	22	17
長野県	564	90	16
東京都	1,257	201	16
横浜市	418	67	16
埼玉県	793	127	16
新潟県	680	109	16
相模原市	98	16	16

区分	施設数	割当人数	率(%)
千葉市	134	21	16
栃木県	273	44	16
群馬県	400	64	16
山梨県	224	36	16
静岡県	539	86	16
神奈川県	298	48	16
茨城県	502	133	
合計	6,991	1,200	

19 分科会意見発表・議長割当

[意見発表割当] ◎で表示 [議長割当] ○で表示

分科会番号	1	2	3	4	5	6	7	8	特別	◎合計	○合計
千葉県		◎			○	◎				2	1
川崎市	○		◎	◎						2	1
長野県		○			◎			◎		2	1
東京都				○		◎	◎			2	1
横浜市				◎		○		◎		2	1
埼玉県	◎					◎	○			2	1
新潟県		◎			◎			○		2	1
相模原市			◎		○		◎			2	1
千葉市	◎			◎		○				2	1
栃木県			○				◎	◎		2	1
群馬県	○		◎		◎					2	1
山梨県	◎		○	◎						2	1
静岡県			◎	○				◎		2	1
神奈川県		◎			◎		○			2	1
茨城県	◎	○					◎	○	◎○	3	3
◎ 合計	4	3	4	4	4	3	4	4	1	31	/
○ 合計	2	2	2	2	2	2	2	2	1	/	17

平成29年度 全国大会意見発表分担

参加・宿泊・昼食等のご案内

——— 歓迎のご挨拶 ———

拝啓 時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、茨城県水戸市において平成 29 年度「第 58 回関東ブロック保育研究大会」が開催されますことを心からお慶び申し上げます。本大会における皆様方の参加申込・宿泊・昼食等の手配を弊社にて担当させていただきますことになりました。

つきましては、ご案内の内容をご確認のうえ、弊社宛にお申込みいただきますようお願い申し上げます。

本大会の成功をご祈念申し上げるとともに、社員一同万全の体制で皆様方にご満足いただけますよう、お手伝いさせていただきます。

末筆ながら、皆様方のご来県を心よりお待ちしております。

敬具

名鉄観光サービス株式会社水戸支店
支店長 結城 武文

◇お申込み方法について

参加登録は、名鉄観光サービス株式会社水戸支店が受付・手配業務の委託を受けております。

- お申込みは、巻末の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、ファックス又は郵便で直接お送りください。申込み締切は、5月15日(月)となります。
- 参加費等の諸費用は、請求書に記載の指定口座へお振込み下さい。請求書は、6月上旬頃に参加券類等と一緒に郵送いたします。なお、振込手数料は申込者負担となりますのでご了承ください。振込用紙の控えをもって領収書と替えさせていただきます。

◇変更・取消について

変更・取消の手続きについては、以下の通りといたします。

- 変更・取消は、ファックス又は郵便でお手続きをお願いいたします。トラブル防止のため、電話での受付は致しかねますので、ご了承ください。
- 取消の依頼を、弊社休業日(土・日・祝日)及び営業時間外(18:00~翌9:00)にされた場合は、翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 振込み後の大会参加費の返金は致しませんので、ご了承ください(大会資料等を後日郵送いたします)。
- 取消後の返金については、規定の取消料及び所定の振込手数料を差し引いた金額を、ご指定の口座へ送金いたします(手続きは大会終了後となります。事務処理上、若干の日数を頂戴いたします)。
- 取消料は、以下の通り申し受けます。

	大会参加費	宿泊代金	昼食弁当代	国内旅行総合保険
21日前まで	100%	無料	無料	無料
20~8日前まで		20%	無料	無料
7~2日前まで		30%	無料	無料
大会前日		40%	50%	100%
大会当日		50%	100%	
無連絡不参加		100%		

◇大会参加費等について

今回の大会参加費は、以下の通りです。

- 研究大会参加費 お一人様 10,000円
※上記金額に、宿泊費・昼食弁当代・国内旅行総合保険代は含まれません。

◇昼食(お弁当)について

ご希望により、ご昼食をご用意いたします。

- 7月6日(木) 11:00~12:30 引き渡し場所：県民文化センター内引換所
 - 7月7日(金) 12:00~13:00 引き渡し場所：各分科会会場内引換所
- ※弁当代 1,500円(税込、お茶付)
※事前にお送りする「引換券」を忘れずにお持ちください。
※昼食は事前予約制となります。当日の販売はございませんので、ご了承ください。

◇宿泊について

ご参加いただくにあたり、事前に下表ホテルの客室を確保しております。

- 宿泊設定日：大会当日 7月6日(木)
- 宿泊条件：1泊朝食付き（お一人様当たり、税金サービス料込）
- 宿泊申込みは、下表の希望ホテルの「申込記号」を申込書にご記入ください。
※先着順となりますが、最終的にご宿泊いただくホテル名のご案内は、6月上旬頃にお送りする関係書類でご確認ください。
- ツインをご希望の場合は、申込書に同室者名を必ずご記入ください。
- 禁煙・喫煙についても希望をお伺いしますが、部屋数に限りがありますので、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。
- 原則、朝食不要の場合でも払い戻しはございません。
- 宿泊施設の場所は、別紙地図を参照ください。
- 飲食などの追加、またその他個人的な費用については、各自ご精算をお願いいたします。
- この旅行代金は、平成29年1月23日現在の料金を基準としております。
- 駐車料金は、普通車1泊あたりの駐車料金です。駐車料金は当日ホテルへ直接お支払ください。

※この場合の「1泊」とは、チェックイン（15:00）からチェックアウト（10:00）までを指します。

尚、駐車場は事前予約制ではありませんので満車の場合、上記の駐車料金が適用されない場合もございますので、ご了承ください（提携の駐車場など）。

地図番号	ホテル名	水戸駅からの距離	部屋タイプ	宿泊金額	申込記号	宿泊者駐車料金 1泊あたり
①	ホテル・テラス・ザ・ガーデン 水戸	徒歩1分	シングル	9,900円	A-1	500円
			ツイン	10,300円	A-2	
②	東横イン水戸駅南口	徒歩6分	シングル	7,200円	B-1	500円
			ツイン	6,800円	B-2	
③	水戸プリンスホテル	徒歩5分	シングル	7,500円	C	無料
④	コートホテル水戸	徒歩8分	シングル	7,500円	D	300円
⑤	プレジデントホテル水戸	徒歩5分	シングル	9,100円	E	500円
⑥	スマイルホテル水戸	徒歩5分	シングル	6,500円	F	500円
⑦	水戸ホテルシーズン	徒歩8分	シングル	6,500円	G-1	無料
			ツイン	6,500円	G-2	
⑧	ホテル レイクビュー水戸	宿泊提供なし（分科会会場）				
⑨	ダイワロイネットホテル水戸	徒歩1分	シングル	8,000円	I	520円
⑩	三の丸ホテル	徒歩3分	シングル	8,000円	J-1	無料
			ツイン	8,000円	J-2	
⑪	ホテルメッツ	徒歩1分	シングル	13,600円	K	800円
⑫	水戸京成ホテル	徒歩3分	シングル	9,100円	L-1	無料
			ツイン	8,500円	L-2	
⑬	ホテルザウエストヒルズ水戸	バス10分	シングル	9,200円	M	500円
⑭	ホテルルートイン水戸県庁前	バス15分	シングル	7,500円	N	無料

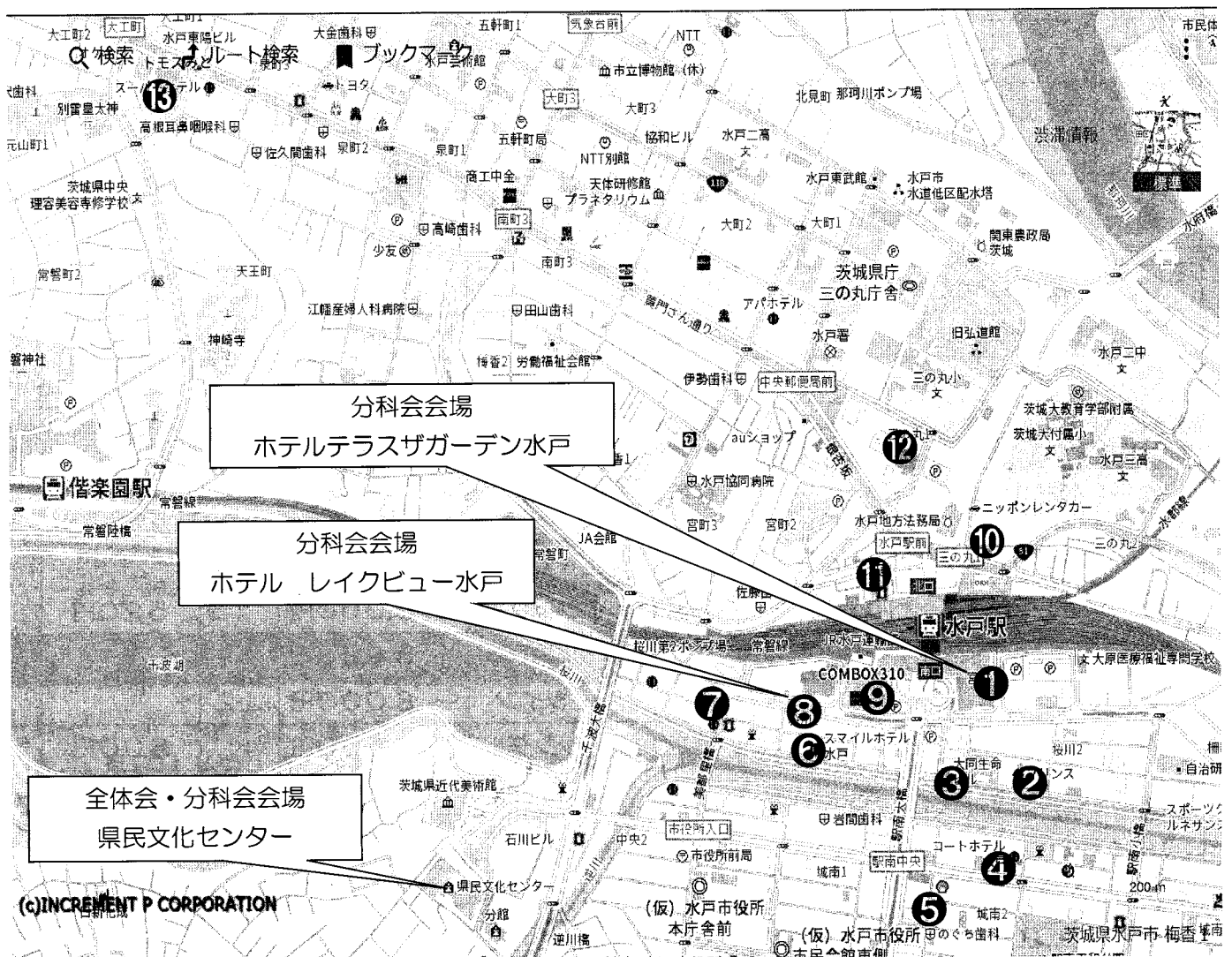
◇宿泊ホテル、全体会場・分科会会場について

ご案内のホテル及び今大会の会場の位置関係は、以下の地図を参考にご確認ください。

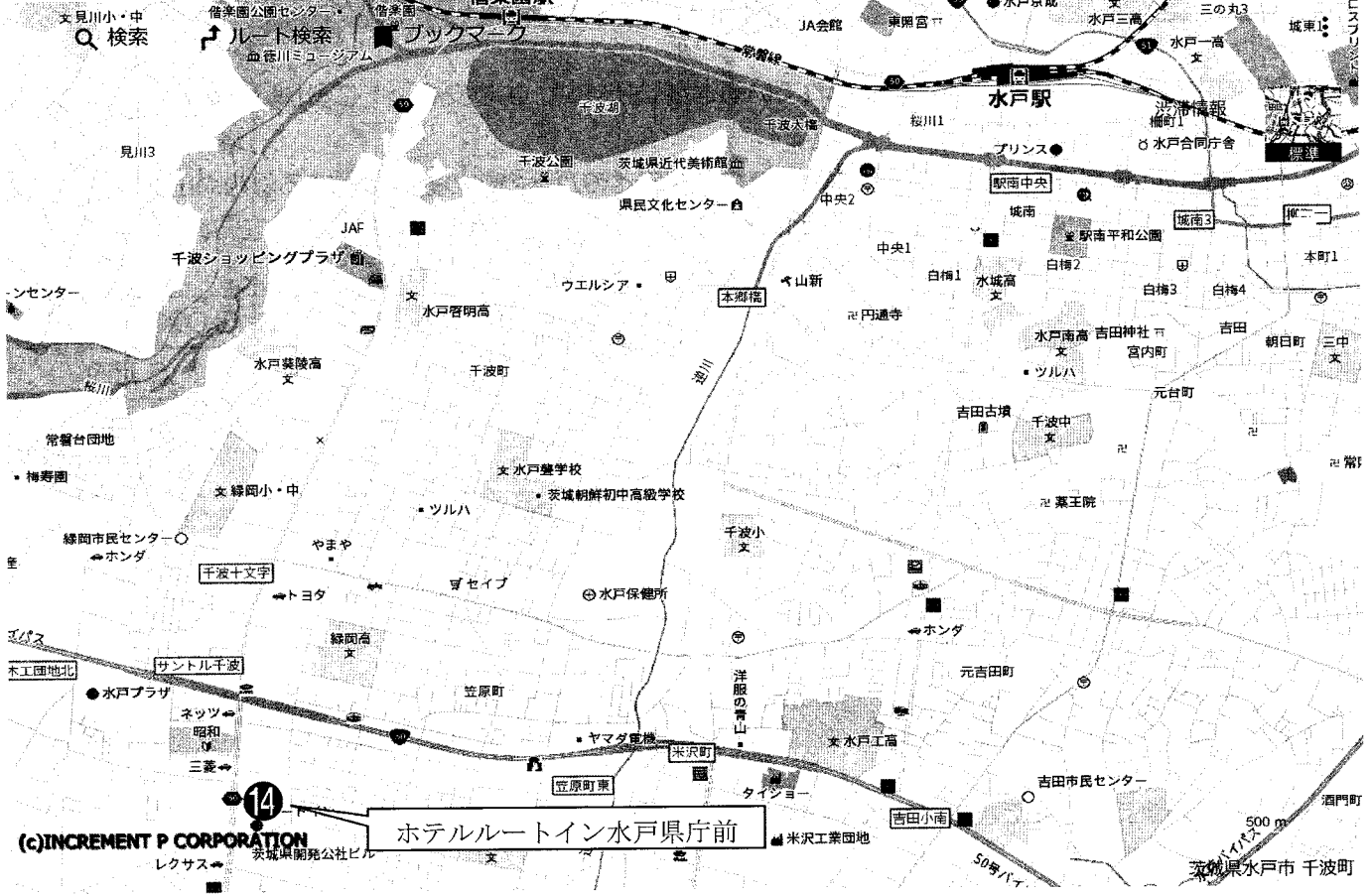
- 全体会場
茨城県立県民文化センター 大ホール
【住 所】 茨城県水戸市千波町東久保 697 TEL：029-241-1166
【アクセス】 電車の場合：JR水戸駅より徒歩 20分 タクシー約 5分
お車の場合：常磐自動車道水戸ICより約 25分【駐車場収容台数 422台】
- 分科会会場
1.茨城県立県民文化センター 小ホール及び分館
2.ホテル・テラス・ザ・ガーデン水戸
【住 所】 茨城県水戸市宮町 1-7-20 TEL：029-300-2500
【アクセス】 電車の場合：JR水戸駅より徒歩 1分

3.ホテル レイクビュー水戸
【住 所】 茨城県水戸市宮町 1-6-1 TEL：029-224-2727
【アクセス】 電車の場合：JR水戸駅より徒歩 3分

<水戸駅周辺地図>



<水戸駅南部地図>



◇無料シャトルバスのご案内

大会期間中、下記の通り無料シャトルバスを運行いたします。

- 7月6日(木)

水戸駅(11:00~14:00) ⇒ 茨城県立県民文化センター
 茨城県立県民文化センター(17:15~18:00) ⇒ 水戸駅南口
 茨城県立県民文化センター(17:15) ⇒ ホテル・ザ・ウエスト・ヒルズ水戸
 茨城県立県民文化センター(17:15) ⇒ ホテルルートイン水戸県庁前

- 7月7日(金)

水戸駅南口(8:30~9:30) ⇒ 茨城県立県民文化センター
 ホテル・ザ・ウエスト・ヒルズ水戸(8:00) ⇒ 水戸駅南口 ⇒ 茨城県立県民文化センター
 ホテルルートイン水戸県庁前(8:00) ⇒ 水戸駅南口 ⇒ 茨城県立県民文化センター
 茨城県立県民文化センター(15:20~16:00) ⇒ 水戸駅南口

※無料シャトルバスの詳細(運行スケジュール、乗り場など)については、参加券などと一緒に同封します。

※無料シャトルバスご利用希望の方は、申込書に必ずご記入ください。

◇国内旅行総合保険のご案内

大会期間中の安全対策には十分ご留意されていると存じますが、より安心してご参加いただく為に任意保険のご案内をさせていただきます。

この保険は、大会期間中や往復の移動中の事故や窃盗などの万一の時の被害に対する思わぬ出費を補償する保険です。参加者の皆様方がより安心・安全にお出掛けいただけるように入社することをお勧めいたします。

- 補償額一覧表（AA22 タイプ保険料：お一人様 500 円、1泊2日まで）

死亡後遺障害	584 万円	賠償責任	3,000 万円
入院保険金日額	6,000 円	携行品	5 万円
通院保険金日額	3,500 円	救護者費用	50 万円

- 補償額一覧表（AA43 タイプ保険料：お一人様 1,000 円、3泊4日まで）

死亡後遺障害	815 万円	賠償責任	5,000 万円
入院保険金日額	12,000 円	携行品	10 万円
通院保険金日額	6,000 円	救護者費用	50 万円

★上記以外のプランもございますので、お気軽にご相談ください。

◇その他のご案内

お申込み前に必ずお読みくださいますようお願い申し上げます。

- 募集型企画旅行契約

本大会にかかるホテルのご提供は、名鉄観光サービス株式会社水戸支店が企画・実施するものであり、お申込み頂いたお客様と当社の間で募集型企画旅行契約を締結することとなります。

詳しい旅行条件を記載した書面をお渡しいたします。

- 個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス株式会社は、申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配のための手続きに利用するほか、必要な範囲内で該当機関等及び手配代行者に提供いたします。また、大会主催者事務局に名簿作成等の目的により提出することがあります。

それ以外の目的でご提供いただいた個人情報を利用することはございません。

※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認下さい。w

- 名鉄観光ホームページ

<http://www.mwt.co.jp> ⇒ 個人情報保護方針（トップページ最下部）

◇お申込み・お問い合わせ先

旅行企画・実施

名鉄観光サービス株式会社水戸支店（観光庁長官登録旅行業第55号）

〒310-0026 茨城県水戸市泉町 2-2-33 水戸泉町ビル

TEL：029-221-4528 FAX：029-221-4510

担当者：徳田、山崎、一澤

《営業時間》 月曜日～金曜日 9：00～18：00（土・日・祝日は休み）

送付先 (名鉄観光水戸支店) FAX: 029-221-4510

FAX: 029-221-4510

《申込書送付先・お問い合わせ》
 名鉄観光サービス株式会社 水戸支店
 〒310-0026 水戸市泉町2-2-33水戸泉町ビル
 TEL: 029-221-4528 FAX: 029-221-4510
 「第58回関東ブロック保育研究大会」係
 担当: 徳田、山崎、一澤

平成29年度第58回関東ブロック保育研究大会 参加登録・宿泊・お弁当 申込書

【申込区分】(新規申込み ・ 変更 ・ 取消)

施設名・所属	申込担当者名
住所 (資料送付先)	都道府県名()
電話番号 () () ()	FAX番号 () () ()

【お願い】

①分科会は必ず第2希望までご記入ください。
 ②宿泊は必ず第2希望までご記入ください。
 ③禁煙・喫煙希望に○をつけてください。但し、予約状況によってご希望に沿えない場合がございます。

NO.	ふりがな(必ずご記入ください) 氏名	性別	年齢	職名	参加費 10,000円	お弁当		分科会(7/7)		宿泊希望ホテル(7/6宿泊)		国内旅行 傷害保険 1,000円	交通手段 ①電車 ②乗用車 ③貸切バス	無料シヤ トルバス 利用	同室者氏名 (ツイン利用の場合)	個人合計金額 ※宿泊は第一希望の金額 ご記入ください。
						7月6日 1,500円	7月7日 1,500円	第1希望	第2希望	第1希望	第2希望					
例	めいてつ たろろ 名鉄 太郎	男	55	園長	○	○	○	3	4	①	②	○	①	○		23,900 円
1		男 女														円
2		男 女														円
3		男 女														円
4		男 女														円
合計金額															円	

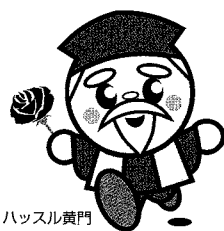
備考	分科会議長名 : 意見発表者名 :
----	----------------------

- ★ 空欄に必要事項をご記入のうえ、5月15日(月)までにお申込み下さい。
- ★ お申込みは、FAXまたは郵送にてお願いいたします。また、必ず申込書の控え(コピー)をお取りください。
- ★ 5名様以上のお申込みの場合は、申込書をコピーして頂きご利用ください。
- ★ 変更・取消の場合は、上部【申込区分】欄に○印を付けて書面(FAX)にてご連絡下さい。

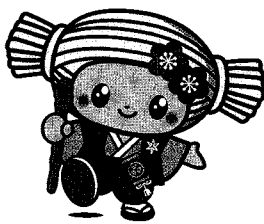
【申込受付解答欄】

上記、お申込を受領いたしました

受付日	月	日	受付者
-----	---	---	-----



ハッスル黄門



みとちゃん

平成 29 年 4 月 13 日

県保育会企画運営委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

第 61 回全国保育研究大会における
全国保育協議会会長表彰の推薦について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 11 月 15 日（水）～11 月 17 日（金）に兵庫県神戸市で開催されます第 61 回全国保育研究大会において、標記の表彰式が行われます。

つきましては、全国保育協議会から「全国保育協議会会長表彰の推薦について」依頼がありましたので、各地区内の適格者の推薦についてお取り計らいいただき、別添の推薦書によりご推薦賜りますようお願い申し上げます。

なお、候補者の総数が推薦枠を越えた場合は、神奈川県保育会表彰選考委員会において調整させていただきますので、予めご了承ください。

また、参考までに本県の過去の表彰者名簿を添付します。

1 表彰対象者 別添「全国保育協議会表彰規定」および「全国保育協議会会長表彰の推薦にあたって」をご参照ください。

なお、県保育会の永年勤続表彰を受けていること

2 推薦枠 神奈川県全体 6 人

3 推薦順位について

候補者が複数の場合は、必ず推薦順位をつけてください。

4 推薦書締切日及び送付先

平成 29 年 5 月 8 日（月） 神奈川県保育会事務局必着

【事務局】〒211-0844

横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会事務局

E-mail : kenho@hoiku-kanagawa.jp

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

全国保育協議会会長表彰候補者推薦書

推薦順位 _____

平成 29 年 4 月 1 日現在

ふりがな					大正・昭和 年 月 日生 (どちらかに○をつけてください)
氏 名					
法人名				職 名 *法人役員(例:理事長)のみでは推薦の対象外です	
施設名(勤務先) *公立の場合は、市町村名からご記入ください					
施設の住所	〒 _____ TEL _____ FAX _____				
勤続年月数 ※	就任(職) (西暦)年月日	退任(職) (西暦)年月日	勤続年数	施設名	役 職
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
		現在に至る			
		(通算合計)	年 ヶ月		
功績の概要	*必ずご記入ください(200字程度)。				
表彰歴	*右記の表彰等を受けた方は、対象外となります。		(1) 叙勲・褒章を受賞された方 (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方 (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方 (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方		

※勤続年月数=他の認可保育所等に勤務した経験年数も含め、認可保育所等での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。また、非常勤での勤務の場合は役職の欄に(非常勤)と記入し、常勤の勤務期間として換算を行った年数を通算合計に反映させてください。自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。

※本推薦書に記載された内容は、表彰審査、会長表彰名簿の作成等、全国保育協議会会長表彰に関わる用途に限り活用させていただきます。

神奈川県保育会理事長 殿

平成 29 年 月 日

市町名 _____

推薦者氏名 _____

印 _____

全国保育協議会表彰規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、保育事業の推進に寄与し、その功績が顕著な者に対し、本会会長（以下「会長」という）が表彰し、または感謝を表することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 全国保育協議会会長表彰
- (2) 全国保育協議会特別感謝
- (3) 全国保育協議会顕彰

(表彰の方法)

第3条 この規程による表彰は毎年全国保育研究大会において行う。

(表彰審査委員会)

第4条 本会に表彰審査委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、全国保育協議会会長表彰、特別感謝、顕彰について各都道府県・指定都市社会福祉協議会保育協議会長から提出された推せん書等により、その功績審査を行い、会長に答申するものとする。

第二章 全国保育協議会会長表彰

(表彰の対象)

第5条 会長表彰の対象は、「全国保育協議会会則第4条に定める会員に関する規程」に定める全国保育協議会会員の所（園）長または職員であり、当該年4月1日において次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 常勤職員として通算20年以上会員に勤務しているもの。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

- (2) 保育協議会または保育士会の活動において功績顕著なるもの。
- (3) 現職のもの。

2 ただし、前号に規定する対象のうち、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 叙勲、褒章、受章者
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた者
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた者
- (5) 法人役員

(候補者の推せん)

第6条 候補者の推せんは、全国保育協議会会則第3条に定める都道府県・指定都市保育協議会ごとに行うものとし、各都道府県・指定都市保協会長またはこれに準ずるものが推せんするものとする。

2. 前号による推せん人数は、会員数 50 か所まで1名とし、50 か所毎に1名増やすことができる。
3. 当該年に全国保育研究大会を開催する都道府県・指定都市は前項の規定の2倍の数を限度に推せんすることができる。

第三章 全国保育協議会特別感謝

(特別感謝の対象)

第7条 本会協議員として2期(4年)以上協議員の任にあるものが退任した際に、特別感謝状を贈呈する。

2. なお、該当者が死亡された場合も同様とする。
3. 第8条に示す全国保育協議会顕彰を受彰したものは除く。

第四章 全国保育協議会顕彰

(顕彰の対象)

第8条 顕彰の対象者は以下のものとする。

- (1) 全国保育協議会協議員として15年以上在任した者
- (2) または同正副会長として10年以上在任したもの

附 則

平成21年3月13日 表彰等規程、感謝状に関する規程、顕彰に関する規程を統合し、一部改正

平成28年5月13日一部改正・同日施行

全国保育協議会会長表彰の推薦にあたって

1 表彰の対象者

一施設に限らず、個人が保育所・認定こども園等職員(保育士職に限らず)として、20年以上勤務していれば、表彰の対象になります。但し、平成29年4月1日現在において、現職でない(会員施設に所属していない)場合は、対象外となります。

2 表彰枠

別紙「平成29年度全国保育協議会会長表彰者推薦枠数」参照

3 表彰の対象外(表彰歴の確認)

以下の事項に該当される方は、表彰の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 叙勲・褒章を受賞された方
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方
- (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方
- (5) 法人役員(理事長兼所長のように、現職を兼務している場合は表彰の対象となります)

※参考： 全国保育協議会表彰規程 第5条「会長表彰の対象は、(中略)会員保育所等の施設長または職員であり、(以下略)」

4 勤続年数について

以下の事項に該当される方は、表彰の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 保育所・認定こども園等以外の施設に勤務していた期間は勤続年数として含まれません。
- (2) 自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。
- (3) 非常勤職員としての雇用期間は、常勤換算を行ってください。
- (4) 育児休業及び介護休業期間については勤続年数として含めます。

(別添「全国保育協議会表彰規程」参照)

5 その他

- ・ 会長表彰名簿作成上必要となりますので、必ず「推薦順位」をつけてください。
- ・ 「功績概要」についても、必ずご記入ください(200字程度)。
- ・ 記入にあたっては、楷書ではっきりとご記入願います。
- ・ お手数ですが、「推薦書」は必要枚数分をコピーしてご使用ください。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度の国家公務員給与改定に伴う「平成 28 年度公定価格の改定単価表」が告示
～併せて 1.3%の処遇改善の取り扱いについて示される～…………… 1
- ・子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ (よくある質問) 第 15 版が掲載…………… 3
- ・厚生労働省「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」
～人材確保の取り組みに資する資料等の掲載のお知らせ～…………… 4

平成 28 年度の国家公務員給与改定に伴う「平成 28 年度公定価格の改定単価表」が告示

～併せて 1.3%の処遇改善の取り扱いについて示される～

平成 29 年 3 月 2 日、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(平成 29 年内閣府告示第 524 号)が公布されました。

これは、「子ども・子育て会議(第 30 回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第 33 回)合同会議」(2 月 9 日)において、「平成 28 年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成 28 年度単価表を改定予定。(保育士及び幼稚園教諭等人件費+1.3%程度)」と示されていたものについて、平成 28 年度公定価格の改定単価表が告示されたものです。

施設型給付の対象事業(保育所、認定こども園(教育標準時間認定)、認定こども園(保育認定)、幼稚園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)について、改定単価表が内閣府ホームページに掲載されています。

「平成 29 年度の公定価格単価表」は、追ってあらためて示される予定です。今回の平成 28 年度国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成 29 年度からの公定価格の設定にあたって、引き継がれます。

※全保協ホームページに掲載中の「平成 28 年度公定価格試算表示システム」は、今般の改定には対応していません。なお、平成 29 年度の公定価格単価表が示され次第、平成 29 年度公定価格に対応するシステムの改修を行う予定です。

また、告示に伴う引き上げ分の追加支給に関して、「引き上げ分の使途」及び「処遇改善等加算の取り扱いについて」、内閣府から都道府県宛に事務連絡「平成 28 年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて」が、3 月 6 日付で発出されています。

取り扱いの内容は、以下枠内のとおりです。

平成 28 年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて【抜粋】

1. 改正の趣旨・内容について

今般の改正は、平成 28 年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定を踏まえ、幼稚園教諭・保育士等の給与が着実に改善されるよう、子ども・子育て支援新制度の公定価格における職員の人件費を引き上げたことによるものである（保育士及び幼稚園教諭等人件費+1.3%）。

2. 引上げ分の使途について

各施設においては、1. に記載した引上げの趣旨や各施設におけるこれまでの処遇改善等の状況を踏まえ、引上げ分を適切に給与に反映すること。

3. 処遇改善等加算の取扱いについて

今回の引上げ分については、今年度末又は次年度当初に追加で給付が行われることとなるという事情に鑑み、平成 28 年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含ませることはせず、今回の引上げ分を含まない水準の賃金総額をベースとして「賃金改善総額」を算定すること（なお、平成 29 年度においては、原則通り取り扱う予定）。

ただし、処遇改善等加算の増収分のうち、賃金改善要件分に係る増収については、一時金等により職員の人件費の改善に確実に充てていただく必要があるとともに、実績報告書における賃金改善総額に反映すること。

※下線等全保協事務局

【特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第 524 号）】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#seishourei>

子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ

(よくある質問) 第 15 版が掲載

平成 29 年 3 月 8 日付で、「子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ (よくある質問)」第 15 版が、内閣府ホームページに掲載されました。

第 15 版では、幼稚園型の一時預かりに関する新規の内容が多く追加されています。このほか、利用者負担額の代行徴収、広域利用の場合の利用者負担の児童手当からの特別徴収（以下枠内に抜粋）について、新規に掲載されています。

事項	問	答
No.179 強制徴収・代行徴収の根拠について	保育所等の利用者負担額の強制徴収・代行徴収の根拠はどのようになりますか。 また、その際、どの市町村が強制徴収・代行徴収を行うのでしょうか。	利用者負担額の強制徴収については、 ・私立保育所は、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項を根拠として、居住地市町村が強制徴収を行うことができます。 また、利用者負担額の代行徴収については、 ・公立保育所、公立・私立幼保連携型認定こども園は、児童福祉法第 56 条第 8 項 ・公立・私立地域型保育事業は、児童福祉法第 56 条第 9 項を根拠として、居住地市町村が代行徴収を行うことができます。 そのため、広域利用のケースなど、保育所等の利用にあたって複数の自治体に関係している場合には、居住地市町村以外の市町村においても上記取扱いが適切に行われるよう調整してください。
No.180 広域利用の場合の利用者負担の児童手当からの特別徴収	住民票がある A 市に住む保護者が B 市の保育園を利用している場合において、当該保護者が保育料を滞納した場合、B 市は A 市が当該保護者に対して支給する児童手当から当該保護者の同意なく保育料を徴収することができるのか。	保育料を保護者の同意なく児童手当から徴収（特別徴収）できる自治体は、B 市（施設所在地市町村）ではなく A 市（児童手当を支給している自治体＝住民票があり居住している市町村）となります。 公立保育所については、未納の保育料のうち、児童福祉法第 56 条第 8 項の規定に基づいて代行徴収する分について、A 市は特別徴収を行うことができます。（B 市の保育園の設置者は、A 市に対して、代行徴収を行うことを請求できます。） 私立保育所については、納期限前の保育料のみが児童手当による特別徴収の対象となっています。未納分の保育料については、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項により、A 市が強制徴収を行うことができます。 なお、特別徴収を実施する否かは、児童手当の支給を行う市町村の判断になります。

【自治体向け FAQ (よくある質問) (第 15 版)】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A 集 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

厚生労働省「人材不足分野における人材確保の ための雇用管理改善促進事業」

～人材確保の取り組みに資する資料等の掲載のお知らせ～

厚生労働省では、人材不足分野の事業主の人材確保の取り組みを支援するため、「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（モデル調査コース）」が実施されています。

本事業は、雇用管理上の課題を抱えるなどのために人材確保に苦勞をされている事業主のうち、それを解決するためのコンサルティングをご希望される皆様に対して無料でそれを実施し、そのコンサルティングの過程で得られた効果的な人材確保の方策を分析・整理して、それを人材確保のノウハウとして広く普及・啓発していくものであり、平成27年度より看護、保育、運輸の3分野において実施されてきました。

2年間にわたる事業実施の成果が、去る3月7日（火）に「人材確保に効くセミナー」と題したイベントとして紹介されました。

現在、本セミナーの様子（動画）や、コンサルティングを受けて人材確保に取り組んだ事業所の事例と人材確保のノウハウを掲載した資料（「人材確保に『効く』事例集」）について編纂が進められており、本年3月末をめどに厚生労働省の特設ホームページ（※）に掲載される予定です。

このホームページにおいては、既に、事例集に掲載された各事業所の取り組み内容のダイジェスト版の資料（「人材確保のしくみ」、「人材確保の取組一覧」）など、人材確保のためのさまざまな情報が掲載されていますので、ご参考ください。

※ 「働きやすく生産性の高い職場の為のポータルサイト」

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/result/index.html>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度全国保育協議会 第 2 回協議員総会を開催…………… 1
- ・企業主導型保育事業の助成決定（16 回目）が公表…………… 2
- ・第 47 回「毎日社会福祉顕彰」募集のお知らせ…………… 2

平成 28 年度全国保育協議会 第 2 回協議員総会を開催

全国保育協議会は、平成 29 年 3 月 13 日に、平成 28 年度全国保育協議会 第 2 回協議員総会を開催しました。本総会に上程された議案は下記のとおりです。

- 第 1 号議案 平成 28 年度 全国保育協議会 収支補正予算について
- 第 2 号議案 平成 29 年度 全国保育協議会 事業計画について
- 第 3 号議案 平成 29 年度 全国保育協議会 収支予算について

各議案について、それぞれ報告がなされ、原案どおり承認されました。平成 29 年度事業計画は、全国保育協議会ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

また、あわせて下記項目について、報告されました。

- 全国保育士会の事業について
 - ・平成 28 年度 全国保育士会 収支補正予算について
 - ・平成 29 年度 全国保育士会 事業計画・収支予算について
- 平成 29 年度会議・大会・研修会等について（別添「全国保育協議会／全国保育士会 平成 29 年度 会議・大会・研修会等日程表（予定）」参照）
- 役員改選について

〔役員改選について〕

平成 29 年度は、全国保育協議会役員改選の年です。全国保育協議会会長の選任は、本会内規に基づく「役員等選任手順」に従い、下記日程ですすめられます。

- ① 会長候補者が関係書類を提出（平成 29 年 4 月 14 日（金）必着）
 - ② 会長候補者を協議員に周知（平成 29 年 4 月 21 日（金）まで）
 - ③ 会長の選任（平成 29 年 5 月 19 日）
- 平成 29 年度全国保育協議会第 1 回協議員総会において、「役員等選任手順」に従い選任。

【全国保育協議会 平成 29 年度事業計画】

全国保育協議会ホーム > 全保協とは <http://www.zenhokyo.gr.jp/annai/annai.htm>

企業主導型保育事業の助成決定（16回目）が公表

平成 29 年 3 月 17 日付で、「企業主導型保育事業の助成決定（16回目）」が、公益財団法人児童育成協会*ホームページに掲載されました。*「平成 28 年度企業主導型保育助成事業」実施団体企業主導型保育事業については、平成 28 年度申請分（平成 28 年 12 月末申請締切）の助成決定に向けた最終審査が進められています。なお、第 16 回目までで、815 施設、定員 19,018 人分の助成決定がされています。

【企業主導型保育事業助成決定一覧（16回目）】

企業主導型保育事業ポータル HOME > お知らせ > 企業主導型保育事業の助成決定（16回目）

<http://www.kigyounaihoiku.jp/info/20170317-01>

第 47 回「毎日社会福祉顕彰」募集のお知らせ

毎日新聞社会事業団では、2017 年（平成 29 年）度の第 47 回「毎日社会福祉顕彰」を募集しています。

本顕彰は 1971（昭和 46）年、毎日新聞社会事業団の創立 60 周年を記念して設定され、全国の社会福祉関係者および団体のなかから、とくに優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人あるいは団体を顕彰し、新しい福祉国家の形成と進展に寄与するねらいで、実施されているものです。

ご応募にあたっては、別添の『第 47 回「毎日社会福祉顕彰」募集要項』をご参照の上、別添の推薦書を以下の送付先までご送付ください。

【送付先（以下のいずれか）】

〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋 1 の 1 の 1

毎日新聞東京社会事業団 TEL.03-3213-2674 FAX.03-3213-6744

〒530-8251 大阪市北区梅田 3 の 4 の 5

毎日新聞大阪社会事業団 TEL.06-6346-1180 FAX.06-6346-8681

〒802-8651 北九州市小倉北区紺屋町 13 の 1

毎日新聞西部社会事業団 TEL.093-551-6675 FAX.093-541-8009

【推薦の締め切り】2017 年（平成 29 年）5 月 31 日

【お問い合わせについて】

本件に関するご質問等につきましては、募集要項に記載の上記各地域の毎日新聞社会事業団へ直接お問い合わせください。

全国保育協議会／全国保育士会
平成29年度 会議・大会・研修会等日程表（予定）

	研修会名	開催日	開催地
全国保育協議会	平成29年度 第1回協議員総会	5月19日（金）	全社協・灘尾ホール
	平成29年度 保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会	6月29日（木）～30日（金）	新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）
	平成29年度 公立保育所等トップセミナー	8月25日（金）～26日（土）	新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）
	2017年度 教育・保育施設長専門講座 プログラム（1）	7月【予定】	東京都内または近郊
	2017年度 教育・保育施設長専門講座 プログラム（2）	9月【予定】	東京都内または近郊
	2017年度 教育・保育施設長専門講座 プログラム（3）	平成30年1月【予定】	東京都内または近郊
	第61回 全国保育研究大会	11月15日（水）～17日（金）	ポートピアホール 他周辺会場（兵庫県神戸市）
	平成29年度 全国保育組織正副会長等会議	12月7日（木）～8日（金）	全社協・灘尾ホール、会議室
	平成29年度 リカレント研修会	平成30年1月～2月【予定】	東京都内または近郊
	保育所・認定こども園リーダートップセミナー	平成30年2月【予定】	東京都内または近郊
	平成29年度 第2回協議員総会	平成30年3月14日（水）	全社協・灘尾ホール
共催	改定保育所保育指針研修会 ※平成28年度まで『保育21世紀セミナー』として開催してきた研修会を改編し、名称変更	7月31日（月）～8月1日（火）	新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）
全国保育士会	平成29年度 第1回全国保育士会委員総会	5月18日（木）	全社協・灘尾ホール
	第29期 主任保育士・主幹保育教諭特別講座 修了式	5月13日（土）	全社協・会議室
	第30期 主任保育士・主幹保育教諭特別講座 前期集中講義	6月9日（金）～12日（月）	ロフォス湘南（神奈川県三浦郡）
	平成29年度 食育推進研修会	8月2日（水）～3日（木）	全社協・会議室
	第13回「保育スーパーバイザー」養成研修会	8月23日（水）～24日（木）	全社協・会議室
	第30期 主任保育士・主幹保育教諭特別講座 後期集中講義	9月29日（金）～10月2日（月）	ロフォス湘南（神奈川県三浦郡）
	全国保育士会委員連絡会議	10月25日（水）	富山県富山市
	第51回 全国保育士会研究大会	10月26日（木）～27日（金）	オーバードホール 他周辺会場（富山県富山市）
	第44回 全国保育士研修会	平成30年2月【予定】	調整中（大阪近郊または東京近郊）
	都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー	平成30年3月12日（月）～13日（火）	全社協・会議室
	平成29年度 第2回全国保育士会委員総会	平成30年3月13日（火）	全社協・会議室
ブロック大会	第66回北海道・東北ブロック保育研究大会	7月10日（月）～11日（火）	福島県郡山市
	第58回関東ブロック保育研究大会	7月6日（木）～7日（金）	茨城県水戸市
	第58回東海北陸ブロック保育研究大会	7月13日（木）～14日（金）	三重県津市
	平成29年度近畿ブロック保育研究集会	7月13日（木）～14日（金）	和歌山県和歌山市
	第63回中国地区保育研究大会	7月27日（木）～28日（金）	鳥取県鳥取市
	平成29年度四国ブロック保育研究大会	7月4日（火）～5日（水）	高知県高知市
	第4回九州保育三団体研究大会	7月19日（水）～21日（金）	長崎県長崎市

※平成29年3月1日現在。今後の調整で、日程・会場が変更等されることがあります。
 ※最新の日程表は全保協ホームページ（<http://www.zenhokyo.gr.jp/>）でもご確認いただけます。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成29年度公定価格（案）が示される
～「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」の対象数の算定方法等が明示～…………… 1

平成29年度公定価格（案）が示される ～「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」の 対象数の算定方法等が明示～

平成29年3月14日、「子ども・子育て支援新制度 都道府県等説明会」が開催され、平成29年度公定価格（案）が示されました。

平成29年度公定価格（案）では、新たに「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する加算が『処遇改善等加算Ⅱ』として創設されます（従来あった『処遇改善等加算』は、『処遇改善等加算Ⅰ』に改称）。具体的内容は、別添の資料（技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等について（案）、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正新旧対照表（案））をご覧ください。

処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び加算の要件について、以下枠内に抜粋します。

処遇改善等加算Ⅱ

（1）加算対象職員数

ア 加算額の算定に用いる職員の数（告示別表第二及び第三の「人数A」及び「人数B」）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、下表の右欄により算出される人数（1人未満の端数がある場合には四捨五入する。）を基礎とし、これに、「人数A」については $1/3$ 、「人数B」については $1/5$ を乗じて得た人数とする（これらに1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。

特定教育・保育施設等の種類	「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数
保育所	以下のaからeの合計に、定員40人以下の場合は2、定員41人～90人の場合は3、定員91人～150人の場合は2、定員151人以上の場合は3を加えた人数 a 年齢別配置基準による職員数

	<p>{4歳以上児×1/30 (小数点第2位以下切り捨て)} + {3歳児数×1/20 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {0歳児数×1/3 (同)} (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>ただし、3歳児配置改善加算を受けている場合は以下により算出された数とする。</p> <p>{4歳以上児×1/30 (小数点第2位以下切り捨て)} + {3歳児数×1/15 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {0歳児数×1/3 (同)} (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>c 主任保育士専任加算を受けている場合 1</p> <p>d 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>e チーム保育推進加算を受けている場合 1</p>
認定こども園	<p>以下のaからmの合計に、定員90人以下の場合1、定員91人以上の場合2を加え、nからpの合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数</p> <p>{4歳以上児数×1/30 (小数点第2位以下切り捨て)} + {3歳児及び満3歳児数×1/20 (同)} + {1, 2歳児数 (保育認定子どもに限る。)×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>※1 3歳児配置改善加算を受けている場合</p> <p>{3歳児及び満3歳児数×1/20 (同)} を {3歳児及び満3歳児数×1/15 (同)} に置き換えて算出</p> <p>※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3歳児配置改善加算を受けている場合</p> <p>{3歳児及び満3歳児数×1/20 (同)} を {3歳児数 (満3歳児を除く)×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} に置き換えて算出</p> <p>ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20 (同)} を {3歳児数 (満3歳児を除く)×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} に置き換えて算出</p> <p>b 非常勤講師 (1号定員35人以下及び121人以上に限る) 0.8</p> <p>c 休けい保育士 2・3号定員90人以下は1、91人以上は0.8</p> <p>d 調理員 2・3号定員40人以下は1、41人以上150人以下は2、151人以上は3</p> <p>e 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>f 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</p> <p>g チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>h 通園送迎加算を受けている場合</p> <p>1号定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5</p>

- i 給食実施加算を受けている場合
1号定員 150人以下は1、定員 151人以上は2
- j 休日保育加算を受けている場合 0.5
- k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8
- l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8
- m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8
- n 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1
- o 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数(必要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数)
- p 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要保育教諭等数－配置保育教諭等数)

(2) 加算の要件

ア 次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

(ア) 平成 28 年度における本加算の対象職員(副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令等を受けている職員(以下「加算対象職員」という。))の賃金に対して改善するものであること。

(イ) 賃金改善見込額が、以下のいずれも満たすこと。

- ① 副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー及びこれらに相当する職位(以下「副主任保育士等」という。)について、ケ(イ)により算定される賃金改善見込額がケ(ア)①により算定される加算見込額以上であること
- ② 職務分野別リーダー、若手リーダー及びそれに相当する職位(以下「職務分野別リーダー等」)について、ケ(イ)により算定される賃金改善見込額がケ(ア)②により算定される加算見込額以上であること

～略～

エ 加算対象職員については、以下の要件を満たすものとなっていること。～略～

(ア) 副主任保育士等については、概ね7年以上の経験年数を有すること。

(イ) 職務分野別リーダー等については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野(若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等)を担当すること。

オ 副主任保育士等に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。ただし、施設・事業所における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A÷2(1人未満の端数は切り捨て)」人確保した上で、その他の技能・経験を有する職員(園長及び職務分野別リーダー等を除く。)について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とすることができること。

- カ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は月額5千円とすること。
- キ 賃金改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。
- ク 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設・事業所職員に周知していること。
- ケ 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式5の「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。
- （ア） 加算見込額
以下の①及び②の合計額
- ① 副主任保育士等 「◆4万円単価◆」×実施月数×人数A（千円未満の端数は切り捨て）
- ② 職務分野別リーダー等 「◆5千円単価◆」×実施月数×人数B（千円未満の端数は切り捨て）
- （イ） 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における加算対象職員に係る賃金改善に要する見込額の総額（基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて決まって毎月支払われる手当による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）
- （ウ） 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給又は手当）及び金額を記載すること
- （エ） 職位の名称
～略～
- （ク） 賃金改善を行う方法 賃金改善の内容、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること
～略～
- シ 加算対象職員の職種については、保育士や教諭に限るものではなく、看護師や調理員、栄養士、事務職員等も対象となること。
～略～
- セ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

※文中下線等全保協事務局

『「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数』の算定にあたっては、上記に則った算定が必要となりますが、全国保育協議会では、所要の事項を入力することで、簡便に算出することができるツール『処遇改善等加算Ⅱ 人数A・人数B算定式 (excel ファイル)』を、全国保育協議会ホームページで公開しています。

これは、3月14日付で案として示された資料に基づくものであり、今後正式な通知が発出された際に変更の可能性がありうることに留意が必要ですが、案段階の内容であることを前提に、会員皆さまが早期に算出等を行うことを支援する目的で公開するものです（使用方法・概要は次頁以降に掲載）。

正式な通知が発出された折に修正箇所があれば、対応したものを公開する予定です。

このほか、会議当日の資料・動画は、以下の URL からご覧いただけます。

【子ども・子育て支援新制度 都道府県等説明会】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > 自治体向け説明会等 > 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h290314/index.html>

【処遇改善等加算Ⅱ 人数A・人数B算定式 (excel ファイル)】

全国保育協議会ホーム > 新着情報 <http://www.zenhokyo.gr.jp/>

処遇改善等加算Ⅱ 人数A・人数B算定式 (excel ファイル) (画面イメージ)

①全国保育協議会ホームページ トップページ・新着情報

「処遇改善等加算Ⅱ 人数A・人数B算定式 (excel ファイル) はこちら」をクリック

②ダウンロードした excel ファイルの「シート」の算定する事業類型 (注) をクリック

(注) 6 種類：保育所、認定こども園、小規模 A 型・B 型、小規模 C 型、事業所内保育 A 型・B 型、事業所内保育 (定員 20 人以上)

③黄色セルに所要の事項を入力または選択

○保育所 (保育認定)

【定員】 該当する定員を選択してください。

a 年齢別配置基準による職員数	0				
↑ ↓ 右記黄色セルいずれかに児童数を入力してください	↑ or ↓	4歳以上児数	3歳児数	1,2歳児数	0歳児数
a' 年齢別配置基準による職員数 (3歳児配置改善加算あり)	0				

b 保育標準時間認定の児童がいる場合
c 主任保育士専任加算を受けている場合
d 休日保育加算を受けている場合
e チーム保育推進加算を受けている場合

「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員

--	--

処遇改善等加算Ⅱ 「人数A」 加算対象職員数

--

処遇改善等加算Ⅱ 「人数B」 加算対象職員数

--

処遇改善等加算Ⅱ 「人数A」 : 加算額 (月額) _____

処遇改善等加算Ⅱ 「人数B」 : 加算額 (月額) _____

※緑色セルに「加算対象職員数」が表示され、併せて加算額 (月額) が表示されます

技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みについて

資料2-4

1 概要

- 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3））・職務分野別リーダー（仮称・月額5千円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5））等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せを行う。（公定価格上の加算の創設）

2 要件

- 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

＜月額4万円の処遇改善の対象者＞

- 経験年数が概ね7年以上
- キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

＜月額5千円の処遇改善の対象者＞

- 経験年数が概ね3年以上
- キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

- 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- 技能・経験に応じた処遇改善については、**原則は、月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施。**

ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（月額5千円以上～4万円未満）とする。

- 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の**対象者数の1/2**（端数切り捨て）は**確保**する。

- 平成30年度以降に係る配分方法については、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討。

幼稚園教諭等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

研修による技能の習得を通じた、

キャリアアップ

＜標準規模の幼稚園（定員160人）の職員数＞
 ※公定価格上の職員数
 園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
 幼稚園教諭7人、事務職員2人
 合計12人

※新たな名称はすべて仮称

園長 <平均勤続年数27年>
 副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

○キャリアアップのための研修の受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、
 大学等が実施する、保育者としての
 資質向上のための既存の研修をキャ
 リアアップに活用

【研修分野例】

- ①教育・保育理論 ②保育実践
- ③特別支援教育 ④食育・アレルギ―
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続 ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力：全国で有効
 ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：
 以前の研修修了の効力は引き続き有効

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー ※ライオン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
 （園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3）

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の
 研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人
 （園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5）

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野（左記③～⑦など）の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

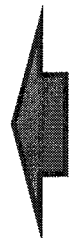
幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可
 ※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可
 ※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
 ※ 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%（月額6千円程度）の処遇改善を実施

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築



＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

園長
＜平均勤続年数24年＞

主任保育士
＜平均勤続年数21年＞

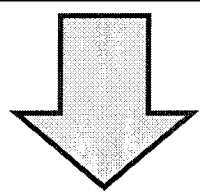
新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギ―
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

新 専門リーダー ※スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギ―リーダー等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
 ※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

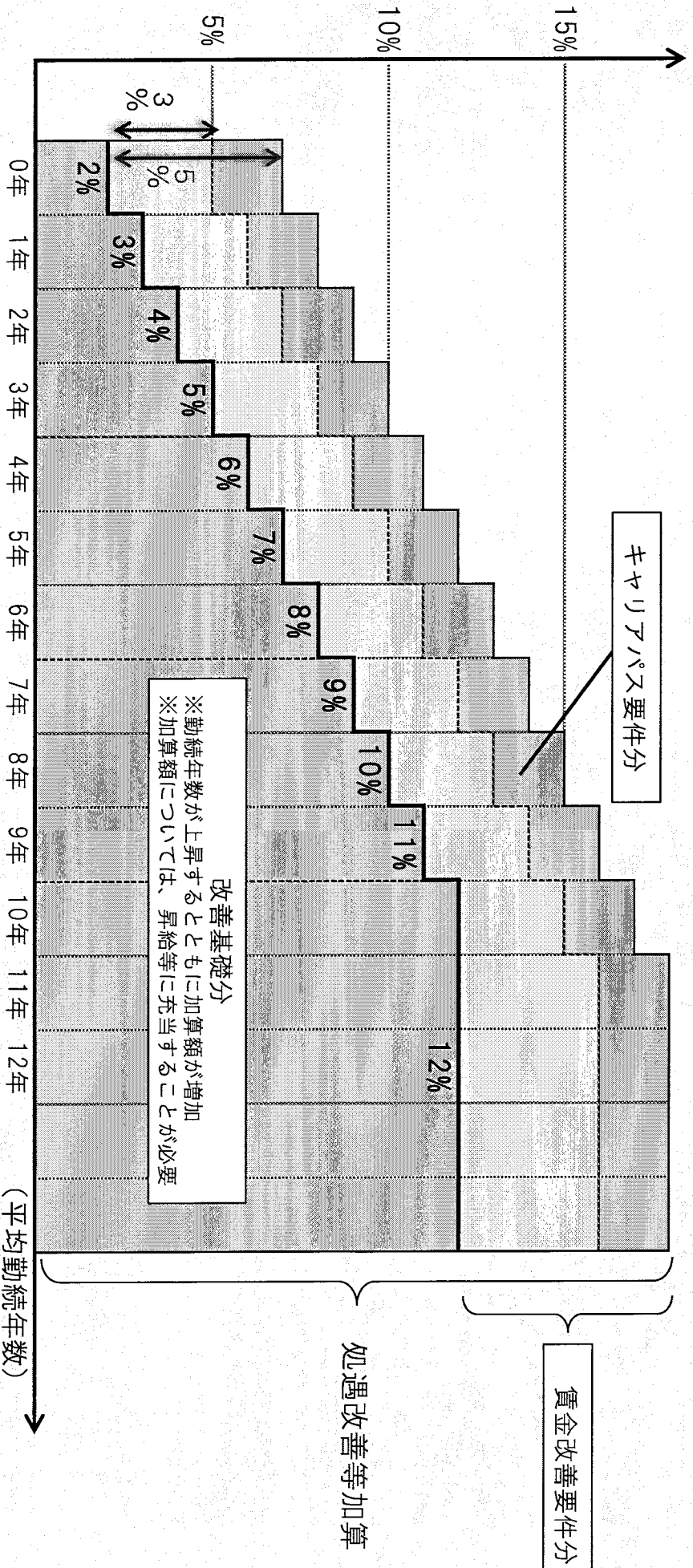
このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善について

1 概要

- ・ 2%の処遇改善については、現行の処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算率の積み増し（3%→5%）により実施。
- ・ キャリアアップの仕組み（賃金体系、資質向上のための研修計画等）を構築していない場合、5%からキャリアパス要件分として2%減額。
- ・ 5%の処遇改善については、月給への反映を努力義務とする。

＜処遇改善等加算のイメージ図＞
（加算率）



○「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正新旧対照表(案)

【資料2-5】

改正後	改正前
<p>府政共生第349号 26文科初第1463号 雇児発0331第10号 平成27年3月31日</p>	<p>府政共生第349号 26文科初第1463号 雇児発0331第10号 平成27年3月31日</p>
<p>〔最終改正〕 府子本第※※※号 ※※文科初第※※※号 雇児発※※※第※※号 平成29年※月※日</p>	
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>内閣府子ども・子育て本部統括官 (印影印刷)</p>	<p>内閣府政策統括官(共生社会政策担当) (印影印刷)</p>
<p>文部科学省初等中等教育局長 (印影印刷)</p>	<p>文部科学省初等中等教育局長 (印影印刷)</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (印影印刷)</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (印影印刷)</p>
<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算について</p> <p>「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年3月内閣府告示第49号)以下「告示」という。)については、本日公布されたところであるが、このうち<u>処遇改善等加算I及びII</u>に係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知</p>	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算について</p> <p>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月内閣府告示第49号)以下「告示」という。)については、本日公布されたところであるが、このうち<u>処遇改善等加算</u>に係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知の上、各</p>

改正後	改正前
<p>の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図らねたい。</p>	<p>都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図らねたい。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>I 目的 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算（<u>処遇改善等加算Ⅰ</u>）及び技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（<u>処遇改善等加算Ⅱ</u>）を行うもの。</p>	<p>（目的） 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。</p>
<p>II 加算対象施設・事業所 全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の職員を対象とする。</p>	<p>（加算対象） 全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の職員を対象とする。</p>
<p>III 加算の認定 <u>処遇改善等加算Ⅰ</u>（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）及び<u>処遇改善等加算Ⅱ</u>の加算の認定は、指定都市及び中核市（以下「指定都市等」という。）以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する市町村の長（以下「市町村長」という。）が取りまとめた上で都道府県知事が行うこととする。都道府県知事は、市町村長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者に通知することとする。 指定都市等が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する指定都市の長又は中核市の長（以下「指定都市長等」という。）が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。</p>	<p>（加算率の認定） <u>処遇改善等加算</u>（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が行うこととし、その基準及び事務処理は次に示されたこと。都道府県知事は、施設・事業所ごとに認定した加算率を管轄する市町村長に通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者に通知することとする。</p>
<p>IV 加算に係る使途 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費は、私立保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。以下同じ。）が支払いを受ける委託費とは異なり、その使途を制限しないことを基本としているが、<u>処遇改善等加算Ⅰ</u>の賃金改善要件分及び<u>処遇改善等加算Ⅱ</u>に係る加算額については、<u>Ⅰ</u>の目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く（<u>別</u>））の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当りの平均経験年数が上昇することに伴い増加する<u>処遇改善等加算Ⅰ</u>の基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。</p>	<p>（賃金改善要件分等に係る使途） 施設型給付費及び地域型保育給付費は、委託費として支給を受ける私立保育所（都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所をいう。以下同じ。）を除き、その使途を制限しないことを基本としているが、<u>賃金改善要件分</u>に係る加算率に基づき支給される<u>処遇改善等加算</u>の額については、上記目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。</p>

改正後

V 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、指定都市等以外の市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市長等の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市長等に提出するものとする。

IV 実施方法

1 処遇改善等加算 I

(1) 加算率の区分

ア 当該施設・事業所の加算率は、職員 1 人当たり平均経験年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成 26 年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。以下同じ。）のうち、平成 26 年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員 1 人当たり平均経験年数（以下「平成 26 年度の平均経験年数」という。）が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げる年数に該当し、かつ、職員 1 人当たりの平均経験年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が 5% となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けられないものとする。

(加算率区分表)

職員一人当たりの平均経験年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11 年以上	12%	6%	2%
10 年以上 11 年未満	12%	5%	

改正前

(提出時期)

加算の認定を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

1 加算率の区分

(1) 当該施設・事業所に対する処遇改善等加算の加算率は、職員 1 人当たり平均勤続年数

につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成 26 年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。以下同じ。）のうち、平成 26 年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員 1 人当たり平均勤続年数（以下「平成 26 年度の平均勤続年数」という。）が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げる年数に該当し、かつ、職員 1 人当たりの平均勤続年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が 3% となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けられないものとする。

(加算率区分表)

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11 年以上	12%	4%	1%
10 年以上 11 年未満	12%	3%	

改正後

9年以上	10年未満	11%		
8年以上	9年未満	10%		
7年以上	8年未満	9%		
6年以上	7年未満	8%		
5年以上	6年未満	7%		
4年以上	5年未満	6%		
3年以上	4年未満	5%		
2年以上	3年未満	4%		
1年以上	2年未満	3%		
1年未満		2%		

備考
1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。
2 賃金改善要件分は、(2)アの賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、(2)イのキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分を減じた値とする。

改正前

9年以上	10年未満	11%		
8年以上	9年未満	10%		
7年以上	8年未満	9%		
6年以上	7年未満	8%		
5年以上	6年未満	7%		
4年以上	5年未満	6%		
3年以上	4年未満	5%		
2年以上	3年未満	4%		
1年以上	2年未満	3%		
1年未満		2%		

備考
1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。
2 賃金改善要件分は、2(1)の賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、2(2)のキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。

(保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表)

①平成26年度の 平均経験年数	②職員1人当たり の平均経験年数	③賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上	8年未満
	4年以上	6年未満
5年以上 6年未満	4年以上	6年未満
	2年未満	2年未満
4年以上 5年未満	5年以上	6年未満
	4年以上	5年未満
	1年以上	2年未満
	1年未満	1年未満
1年以上 2年未満	2年未満	2年未満
	1年以上	2年未満
1年未満	1年未満	1年未満

備考
本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。

(保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表)

①平成26年度の 平均勤続年数	②職員1人当たり の平均勤続年数	③賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上	8年未満
	4年以上	6年未満
5年以上 6年未満	4年以上	6年未満
	2年未満	2年未満
4年以上 5年未満	5年以上	6年未満
	4年以上	5年未満
	1年以上	2年未満
	1年未満	1年未満
1年以上 2年未満	2年未満	2年未満
	1年以上	2年未満
1年未満	1年未満	1年未満

備考
本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。

改正後

改正前

(ア) 当該施設・事業所の職員1人当り平均経験年数は、(イ)の算定の対象となる職員について(ウ)の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総経験年数を、当該職員の数により除して得た年数(6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。)をいうこと。

(イ) 職員1人当り平均経験年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること(居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員1人当り平均経験年数を算定すること。)ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤とみなして算定の対象とすること。

(ウ) 個々の職員の経験年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における経験年数を合算するものとする。

①～④ (略)

⑤ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数(保健師、看護師又は准看護師に限る。)

(エ) (ア)の職員1人当り平均経験年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行うこと。

ただし、年度の途中で新たに支援法第27条第1項及び第29条第1項の市町村による確認(同法附則第7条及び第8条のみなし確認を含む。以下「支援法による確認」という。)を受けた施設・事業所における当該算定については、支援法による確認を受けた日現在において行うこと。

なお、当該算定を行った後に、算定の対象となった職員の異動があっても、当該年度中においては、加算率の変更は行わないこと。

(ア) 当該施設・事業所の職員1人当り平均勤続年数は、(イ)の算定の対象となる職員について(ウ)の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総勤続年数を、当該職員の数により除して得た年数(6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。)をいうこと。

(イ) 職員1人当り平均勤続年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。(居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員1人当り平均勤続年数を算定すること。)ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなすこと。

(ウ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算するものとする。

① 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数

② 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数

③ 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数

④ 認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数

⑤ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数(保健師又は看護師に限る。)

(エ) (ア)の職員1人当り平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行うこと。

ただし、年度の途中で新たに子ども・子育て支援法第27条第1項及び同法第29条第1項の市町村による確認(同法附則第7条及び第8条のみなし確認を含む。以下「支援法による確認」という。)を受けた施設・事業所における当該算定については、その支援法による確認を受けた日現在において行うこと。

なお、当該算定を行った後に、算定の対象となった職員の異動があっても、当該年度中においては、加算率の変更は行わないものであること。

改正後

1 都道府県知事及び指定都市長等は、Ⅴにより、別紙様式1の「加算率認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」（賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式2の「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」及び別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を含む。別紙様式3については処遇改善等加算Ⅱを受ける場合を除く。）を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算率の値を確認すること。

なお、賃金改善要件分のうちキャリアパス要件分については、別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を都道府県若しくは指定都市等に提出していること又は処遇改善等加算Ⅱを受けていることをもって要件に適合したものとすること。その際、キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者が過年度に別紙様式3を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

(2) 加算の要件

ア 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

① 次のいずれかの年度（以下「基準年度」という。）の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。(P)。以下同じ。）の賃金水準（退職手当を除く。基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に對して改善すること。

- a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度
- b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度

当該改善の起点となる賃金については、公定価格における国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた水準（基準年度の職員の賃金に、基準年度以降の改定率を加えた水準）とすること。

② (イ) ②により算定される賃金改善見込額が(イ) ①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式2の「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を作成し、職員に對して当該計画の内容について周知を行うこと。

① 加算見込額

改正前

(2) 都道府県知事は、市町村長に支援法による確認を行った施設・事業所の設置者から別紙様式1の「加算率認定申請書」（賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式2の「賃金改善計画書」及び別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を添付させること。）を取りまとめさせ、加算率の適用に該当するかどうか及び適用する加算率の値を確認すること。

なお、賃金改善要件分のうちキャリアパス要件分については、別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を都道府県に提出していることをもって要件に適合したものとすること。その際、キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者が過年度に別紙様式3を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

2 加算の要件

(1) 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

① 次のいずれかの年度（以下「基準年度」という。）の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の賃金（退職手当を除く。翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に對して改善すること。

- a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度
- b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度

なお、当該改善の起点となる賃金については、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準とすること。

② (イ) ②により算定される賃金改善見込額が(イ) ①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式2の「賃金改善計画書」を作成し、職員に對して当該計画の内容について周知を行うこと。

① 加算見込額

改正後

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算Ⅰの単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）×100」×「12月（賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度に私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助（一種免許状の保有の促進分及び財務状況の改善の支援分を除く。））（以下「私学助成」という。）を受けていた認定こども園又は幼稚園については、当該基準年度における私学助成及び保育料等^(注)による収入額（以下「私学助成等収入額」という。）が公定価格及び利用子ども数の見込みをもとに算出した額（以下「公定価格による見込額」という。）から本加算見込額及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算見込額を控除して得た額を上回っている場合であって、都道府県知事が適当と認めるときは、公定価格による見込額から処遇改善等加算Ⅱに係る加算見込額及び私学助成等収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）を加算見込額とすることができる。この場合においても、当該認定こども園又は幼稚園の教育・保育に支障のない範囲内で賃金水準の維持及び向上に努めること。

(注) 保育料等は、保育料や入園料等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に定める額（特定負担額）、同条第4項に定める額（実費徴収額）及び入園に関わる事務手続に要する費用（入園受入準備費）等を除く。）の保護者からの納付金（幼稚園就園奨励費を市町村から代理受領した場合はその額を含む。）とし、その上限は一人当たり年額30万8,400円とする。

② 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額（処遇改善等加算Ⅱを受ける場合は、当該総額から2（2）ケ（イ）の賃金改善見込額を控除した金額）

③～④ (略)

⑤ 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること。

(ウ) (略)

改正前

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）×100」×「12月（賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）等の補助金（以下「私学助成等」という。）を受けていた認定こども園又は幼稚園については、当該基準年度における私学助成等による収入額が公定価格及び利用子ども数の見込みをもとに算出した額（公定価格による見込額）から当該加算見込額を控除して得た額を上回っている場合であって、当該加算見込額を含む公定価格による見込額から当該私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とすることが適当と都道府県知事が認めるときは、当該額を加算見込額とすることができる。この場合においても、当該認定こども園又は幼稚園の教育・保育に支障のない範囲内で賃金水準の維持及び向上に努めることとする。

② 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額

③ 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること

④ 賃金改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中で支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けたときから直近の3月まで）

⑤ 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること

(ウ) (イ) ①の平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

改正後

改正前

(エ) (オ) ①の加算実績額 (基準年度に私学助成を受けていた認定こども園又は幼稚園については、(イ) ①のただし書きの加算見込額とすることが適当と都道府県知事が認める額に準じて都道府県知事が認める額) と (オ) ⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

(エ) (オ) ①の加算実績額 (基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園については、(ア) ②の賃金改善見込額とすることが適当と都道府県知事が認める額に準じて都道府県知事が認める額) と (オ) ⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

(オ) 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式4の「賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅰ)」を提出すること。

(オ) 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式4の「賃金改善実績報告書」を提出すること。

① 加算実績額 (算式)

① 加算実績額 (算式)

「当該年度における処遇改善等加算Ⅰの総額(実績)」×「賃金改善要件分に係る加算率(%)」÷「基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率(%)」(千円未満の端数は切り捨て)

「当該年度における処遇改善等加算の総額(実績)」×「賃金改善要件分に係る加算率(%)」÷「加算率(%)」(千円未満の端数は切り捨て)

ただし、基準年度に私学助成を受けていた認定こども園又は幼稚園のうち、(イ) ①のただし書きの適用を受ける施設については、当該加算実績額を含む公定価格及び利用子ども数の実績をもとに算出した額から当該基準年度における私学助成等収入額及び処遇改善等加算Ⅱの加算実績額を控除して得た額(当該額が零以下となる場合は、零)とすること。

ただし、基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園のうち、(イ) ①のただし書きの適用を受ける施設については、当該加算実績額を含む公定価格及び利用子ども数の実績をもとに算出した額から当該基準年度における私学助成等による収入額を控除して得た額(当該額が零以下となる場合は、零)とすること。

②～④ (略)

② 賃金改善実施期間
③ 対象となる職員の総数

⑤ ④の実施に要した費用の総額 (賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数は切り捨て) 次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

⑤ ④の実施に要した費用の総額 (賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数は切り捨て) 次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額 (法定福利費等の事業主負担額を含む。) イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額 (法定福利費等の事業主負担額を含む、処遇改善等加算Ⅱを受ける場合については、当該額から2
(2) ク(イ)の賃金改善見込額を控除した金額)

ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額 (法定福利費等の事業主負担額を含む。) イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額 (法定福利費等の事業主負担額を含む。)

⑥・⑦ (略)

⑥ ①の加算実績額と⑤の賃金改善の実施に要した費用の差額 (残額が生じた場合に限る。) 及び職員への支払い方法
⑦ 職員1人当たりの賃金改善額

(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に

(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に

改正後	改正前
<p>勤務する職員（非常勤職員を含む。）とすること。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象とはならないこと（P）。</p> <p>(キ) ～ (コ) (略)</p> <p>イ キャリアパス要件 次の（ア）及び（イ）のいずれにも適合すること又は処遇改善等加算Ⅱを受けていること。 （ア）～（イ） (略)</p>	<p>に勤務する職員（非常勤職員を含む。）とすること。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象とはならないこと。</p> <p>なお、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。</p> <p>(キ) 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設・事業所は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。</p> <p>(ク) 複数の施設・事業所を運営する事業者である場合は、(イ)①及び(オ)①の加算見込・実績額の合計額の範囲で、同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分を行うことができること（都道府県又は市町村の圏域を超えて施設・事業所を複数有する場合を含む。）。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算見込・実績額により、賃金改善計画書・実績報告書を作成し、申請することとする。その際、施設・事業所ごとの内訳表を添付すること。</p> <p>また、申請は施設・事業所単位を原則とするが、同一市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支えないものであること。</p> <p>(ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。</p> <p>(コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>(2) キャリアパス要件 次の（ア）及び（イ）のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>① 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。</p> <p>(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p>

改正後

改正前

2 知遇改善等加算Ⅱ
(1) 加算対象職員数

ア 加算額の算定に用いる職員の数（告示別表第二及び第三の「人数A」及び「人数B」については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、下表の右欄により算出される人数（1人未満の端数がある場合には四捨五入する。）を基礎とし、これに、「人数A」については1/3、「人数B」については1/5を乗じて得た人数とする（これらに1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。

ただし、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業所について、この加算を算定する場合は、「人数A」及び「人数B」のいずれかを一方を「1」とし、他方を「0」とする。

また、下表の右欄による算出に当たって使用する年齢別児童数及び各種加算の適用状況については、以下の(ア)又は(イ)のいずれかによる。

- (ア) 年齢別児童数については(イ)、各種加算の適用状況については当該年度4月における適用状況
- (イ) 年齢別児童数については当該年度の4月1日時点の年齢別児童数、各種加算の適用状況については当該年度4月における適用状況

- ① 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次のa)及びb)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
 - a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。
 - b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ② ①について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

特定教育・保育施設等の種類	「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数
幼稚園	以下のaからgの合計に、定員90人以下の場合は1、定員91人～120人及び301人以上の場合は2、定員121人～300人の場合は3を加え、h及びiの合計を減じた人数
	a 年齢別配置基準による職員数

改正後

改正前

$\{4 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ (小数点第1位以下四捨五入)

※1 3歳児配置改善加算を受けている場合

$\{3 \text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出

※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合

i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合

$\{3 \text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出

ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合

$\{3 \text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出

b チーム保育加配加算を受けている場合

加配人数

c 通園送迎加算を受けている場合

定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5

d 給食実施加算を受けている場合

定員150人以下は1、定員151人以上は2

e 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1

f 指導充実加配加算を受けている場合 0.8

g 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8

h 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1

i 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要教員数－配置教員数)

保育所

以下のaからeの合計に、定員40人以下の場合は2、定員41人～90人の場合は3、定員91人～150人の場合は2、定員151人以上の場合は3を加えた人数

a 年齢別配置基準による職員数

$\{4 \text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{歳児数} \times$

改正後

改正前

$\frac{1}{6}$ (同)) + {0 歳児数 \times $\frac{1}{3}$ (同)} (小数点第 1 位以下四捨五入)

ただし、3 歳児配置改善加算を受けている場合は以下により算出された数とする。

{4 歳以上児 \times $\frac{1}{30}$ (小数点第 2 位以下切り捨て)} + {3 歳児数 \times $\frac{1}{15}$ (同)} + {1, 2 歳児数 \times $\frac{1}{6}$ (同)} + {0 歳児数 \times $\frac{1}{3}$ (同)} (小数点第 1 位以下四捨五入)

b 保育標準時間設定の児童がいる場合 1.4

c 主任保育士専任加算を受けている場合 1

d 休日保育加算を受けている場合 0.5

e チーム保育推進加算を受けている場合 1

以下の a から m の合計に、定員 90 人以下の場合 は 1、定員 91 人以上的場合は 2 を加え、n から p の合計を減じた人数

a 年齢別配置基準による職員数

{4 歳以上児数 \times $\frac{1}{30}$ (小数点第 2 位以下切り捨て)} + {3 歳児及び満 3 歳児数 \times $\frac{1}{20}$ (同)} + {1, 2 歳児数 (保育認定子どもに限る。) \times $\frac{1}{6}$ (同)} + {乳児数 \times $\frac{1}{3}$ (同)} (小数点第 1 位以下四捨五入)

※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合

{3 歳児及び満 3 歳児数 \times $\frac{1}{20}$ (同)} を {3 歳児及び満 3 歳児数 \times $\frac{1}{15}$ (同)} に置き換えて算出

※2 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合

i) 3 歳児配置改善加算を受けている場合

{3 歳児及び満 3 歳児数 \times $\frac{1}{20}$ (同)} を {3 歳児数 (満 3 歳児を除く) \times $\frac{1}{20}$ (同)} + {満 3 歳児数 \times $\frac{1}{6}$ (同)} に置き換えて算出

ii) 3 歳児配置改善加算を受けている場合

{3 歳児及び満 3 歳児数 \times $\frac{1}{20}$ (同)} を {3 歳児数 (満 3 歳児を除く) \times $\frac{1}{15}$ (同)} + {満 3 歳児数 \times $\frac{1}{6}$ (同)} に置き換えて算出

b 非常勤講師 (1 号定員 35 人以下及び 121 人以上)

認定こども園

改正後

改正前

	<p>限る) 0.8</p> <p>c 休けい保育士 2・3号定員 90人以下は1、91人以上は0.8</p> <p>d 調理員 2・3号定員 40人以下は1、41人以上150人以下は2、151人以上は3</p> <p>e 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>f 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</p> <p>g チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員 150人以下は0.8、定員 151人以上は1.5</p> <p>i 給食実施加算を受けている場合 1号定員 150人以下は1、定員 151人以上は2</p> <p>j 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>n 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>o 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数 (必要代替保育教諭等数-配置代替保育教諭等数)</p> <p>p 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要保育教諭等数-配置保育教諭等数)</p>	
<p>小規模保育事業所 (A型、B型)</p>	<p>以下のaからdの合計に1を加えた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 $\{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$ <p>ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。</p> $\{1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{障害児数 \times 1/2 \text{ (同)}\} \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$ </p>	

改正後

改正前

	<p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 -1</p>	
<p>小規模保育事業所 (C型)</p>	<p>以下のaからcの合計に1を加えた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 子ども3人につき1人(家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人)(小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。</p> <p>{グループの利用子ども数(障害児を除く)}×1/5 (小数点第2位以下切り捨て) + (障害児数×1/2(同)) (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p> <p>c 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 -1</p>	
<p>事業所内保育事業所 (利用定員6人以上)</p>	<p>事業所内保育事業所 (A型、B型)</p> <p>以下のaからdの合計に1を加えた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 {1, 2歳児数×1/6(小数点第2位以下切り捨て)} + {0歳児数(同)×1/3(同)} (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>ただし、3歳児配置改善加算を受けている場合は以下により算出された数とする。</p> <p>{1, 2歳児数(障害児を除く)}×1/6(小数点第2位以下切り捨て) + {0歳児数(同)×1/3(同)} + (障害児数×1/2(同)) (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 -1</p>	

改正後

改正前

<p>事業所内保育事業所 (20人以上)</p>	<p>以下のaからdの合計に、定員40人以下の場合は2、41人～90人の場合は3を加えた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数</p> <p>{ 1, 2歳児数×1/6 (同) } + { 0歳児数×1/3 (同) } (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。</p> <p>① 1, 2歳児数 (障害児を除く) ×1/6 (小数点第2位以下切り捨て) + { 0歳児数 (同) × 1/3 (同) } + { 障害児数×1/2 (同) } (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 -1</p>
--------------------------	--

イ 都道府県知事及び指定都市市長等は、Vにより、別紙様式4の「加算認定申請書(処遇改善等加算II)」を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算対象職員数を確認すること。

(2) 加算の要件

ア 次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

(ア) 平成28年度における本加算の対象職員(副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令等を受けている職員(以下「加算対象職員」という。))の賃金に対して改善するものであること。

(イ) 賃金改善見込額が、以下のいずれも満たすこと。

① 副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー及びこれらに相当する職位(以下「副主任保育士等」という。))について、ケ(イ)により算定される賃金改善見込額がケ(ア)①により算定される加算見込額以上であること

② 職務分野別リーダー、若手リーダー及びそれに相当する職位(以下「職務分野別リーダー等」)について、ケ(イ)により算定される賃金改善見込額がケ(ア)②により算定される加算見込額以上であること

(ウ) イからケ(家庭的保育及び居宅訪問型保育事業所にあつてはウからコ)を満たす

ものであること

イ 家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、加算対象職員については、発令や職務命令等が行われていること。

ウ 加算対象職位は施設・事業所の種類に応じ、(ア) から (オ) に定める職位とする。

(ア) 幼稚園 中核リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位

(イ) 保育所及び地域型保育事業所 副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位

(ウ) 認定こども園 (ア) 及び (イ) に相当する職位

エ 加算対象職員については、以下の要件を満たすものとなっていること。ただし、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、経験年数に係る要件について、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえ、施設・事業所の判断で柔軟な対応が可能であること。

また、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替えること。

なお、職員の経験年数の算定に当たっては、1 (1) ア (ウ) と同様に取り扱うこと。

(ア) 副主任保育士等については、概ね7年以上の経験年数を有すること。

(イ) 職務分野別リーダー等については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギーマネジメント」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や運営に関する連絡調整等）を担当すること。

オ 副主任保育士等に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。ただし、施設・事業所における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A÷2（1人未満の端数は切り捨て）」人確保した上で、その他の技能・経験を有する職員（園長及び職務分野別リーダー等を除く。）について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とするることができること。

カ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は月額5千円とすること。

キ 賃金改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。

ク 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設・事業所職員に周知していること。

ク 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式5の「賃金改善計画書

改正後

改正前

(処遇改善等加算Ⅱ)を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

(ア) 加算見込額

以下の①及び②の合計額

① 副主任保育士等 「◆4万円単価◆」×実施月数×人数A(千円未満の端数は切り捨て)

② 職務分野別リーダー等 「◆5千円単価◆」×実施月数×人数B(千円未満の端数は切り捨て)

(イ) 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における加算対象職員に係る賃金改善に要する見込額の総額(基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて決まって毎月支払われる手当による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。)

(ウ) 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給又は手当)及び金額を記載すること

(エ) 職位の名称

(オ) 加算対象職員の経験年数

(カ) 発令及び職務命令等の内容

(キ) 賃金改善実施期間 賃金改善を実施する月から当該年度の3月まで

(ク) 賃金改善を行う方法 賃金改善の内容、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること

コ サ (ア)の加算実績額とサ(オ)の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員の賃金改善に充てること。

チ 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式6の「賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅱ)」を提出すること。

(ア) 加算実績額

当該年度における処遇改善等加算Ⅱの総額(実績)とする。

(イ) 「人数A」及び「人数B」の数

(ウ) 賃金改善実施期間

(エ) 実施した賃金改善の方法

(オ) (エ)の実施に要した費用の総額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数は切り捨て) 次の①から②を控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

改正後	改正前
<p>① 賃金改善を行った場合の副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて決まっ て毎月支払われる手当以外による改善額（法定福利費等の事業主負担額を含む。））</p> <p>② 平成 28 年度における賃金水準を適用した場合の副主任保育士等及び職務分野別 リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）</p> <p>（カ）（ア）の加算実績額と（オ）の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額及び翌 年度における職員への支払い方法（残額が生じた場合に限る。）</p> <p>シ 加算対象職員の職種については、保育士や教諭に限るものではなく、看護師や調理 員、栄養士、事務職員等も対象となること。</p> <p>ス 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び 支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後 5 年間保管し ておかなければならないこと。</p> <p>セ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させて はならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因に より変動した場合にはこの限りではない。</p> <p>Ⅳ 虚偽等の場合の返還措置</p> <p>施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、指定都市等以外の市 町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事が市町村長に対し既に支給された 加算額の全部又は一部の返還措置を講じることとし、指定都市等が管轄する 施設・事業所については、指定都市長等が当該施設・事業所に対して既に支給された加算 額の全部又は一部の返還措置を講じることとする。</p>	<p>3 虚偽等の場合の返還措置</p> <p>都道府県知事は、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により（1）及び（2）の要件 分に係る支給を受けた場合には、市町村長に対し、既に支給された処遇改善等加算に係 る施設型給付費の全部又は一部の返還措置を講じることと命することとする。</p>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）」について
対象職員への発令や職務命令等は、年度途中であっても4月分に遡って支給される予定・1

「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善 （処遇改善等加算Ⅱ）」について 対象職員への発令や職務命令等は、年度途中であっても 4月分に遡って支給される予定

本ニュースNo.16-64（平成29年3月27日）では、「子ども・子育て支援新制度 都道府県等説明会」の開催についてお知らせし、平成29年度公定価格（案）で創設される「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する加算（処遇改善等加算Ⅱ）の要件に関する資料等をご案内いたしました。

3月14日の都道府県等説明会の内容に係るQ Aとして、処遇改善等加算Ⅱに関する内容が、内閣府から各都道府県宛に周知されていますので、以下枠内のとおりお知らせします。

処遇改善等加算Ⅱ Q A

問 処遇改善等加算Ⅱについては、対象職員について、発令や職務命令等を行うことが要件となっていますが、4月分から加算を受けるためには、各施設において4月から発令や職務命令等を行う必要があるのか。

答 少なくとも平成29年度においては、発令や職務命令等は、必ずしも4月から行う必要はなく、各施設における加算の対象人数の見込みが明らかとなった後、速やかに行っていただければ結構です。

発令や職務命令等が年度途中（例えば6月）に行われた場合でも、加算額の支給は4月分に遡って行う予定としております。

ただし、これに代わる最低限の何らかの確認を、4月時点で求めるのかについては、その必要性、実現性を含め現時点で検討中。

※文中下線等全保協事務局

4月時点で求められる確認の有無は現時点では明らかではありませんが、内容が判明次第、あらためて本ニュースでお知らせいたします。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・追加情報「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）」について
4月時点で求められる確認にむけた準備 …………… 1

追加情報「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善 （処遇改善等加算Ⅱ）」について 4月時点で求められる確認にむけた準備

本ニュースNo.16-65（平成29年3月30日）では、平成29年度公定価格（案）で創設される「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する加算（処遇改善等加算Ⅱ）の要件について、必ずしも4月から発令や職務命令を行う必要はなく、加算額の支給が4月分に遡って行われる方向性についてご案内したところです。

その際、これに代わる「最低限の何らかの確認を、4月時点で求めるのかについては、その必要性、実現性を含め現時点で検討中」という点をお知らせしました。

厚生労働省に本件について照会したところ、「実態として体制が整備されていることの確認は、4月時点の各職員の職務分掌の割り当てがわかるような書面が考えられる」との話がありました。就業規則や給与規定などが4月1日までに改定されているまでの対応を求めているのではなく、4月1日付の役職入り職員名簿や、担当者入り分掌表などによって、各職員が職務分掌を割り当てられていることがわかるような簡易的対応を想定しているとのことです。

これは、加算の支給は遡ることができても、遡って職務をしたことにはできないという趣旨からの方向性のようです。

上記の状況をふまえて、3月31日現在、各施設で取り得る対応は以下のとおりです。

①副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーに該当する職員の検討

②4月1日現在の各職員の職務分掌の割り当てがわかる職員名簿の整備

「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する加算（処遇改善等加算Ⅱ）については、内閣府から間もなくFAQが発出される見込みです。正確な取扱いについてはFAQの発出を待つ状況ですが、これまでの方向性をふまえて上記お知らせいたします。

正式な取扱いが示され次第、速やかに本ニュースであらためてお知らせいたします。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 改定保育所保育指針が告示される～幼保連携型認定こども園教育・保育要領および幼稚園教育要領も同時に告示～…………… 1
- ◆ 平成 29 年度「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」開催のお知らせ …… 3
- ◆ 平成 29 年度「保育活動専門員」認定制度 申請受付開始!! …………… 4
- ◆ 全国社会福祉協議会 人事異動のお知らせ (児童福祉部関係抜粋) …………… 6

◆改定保育所保育指針が告示される～幼保連携型認定こども園教育・保育要領および幼稚園教育要領も同時に告示～

平成 29 年 3 月 31 日、改定保育所保育指針が告示されました。

同時に、改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領および改訂幼稚園教育要領も告示されました。

保育所保育指針の改定に関しては、別紙 1-1 の公示通知ならびに、別紙 1-2 の改定指針本文をご参照ください。同様に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂告示は別紙 2 を、幼稚園教育要領の改訂告示は別紙 3 をご覧ください。

今回の保育所保育指針の改定は、「平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化（子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等）を踏まえて、その内容がこれらの保育を取り巻く様々な社会の変化に沿ったものか検討する」こと、「また、幼児期の教育については、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化やこれを踏まえた幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等が文部科学省において進められ」、これとの整合性をはかることを目的に検討が進められました。

保育所保育指針および幼稚園教育要領の見直し検討に合わせ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も整合性を確保するために同時期に検討がなされました。

保育所保育指針の改定検討は、社会保障審議会児童部会保育専門委員会〔委員長：汐見稔幸氏 白梅学園大学学長〕にて行われ、平成 27 年 12 月 4 日に第 1 回委員会が開催され、以降、平成 28 年 12 月 21 日までの間、10 回に渡り検討が進められました。

同委員会には、本会村松幹子常任協議員が園長（たかくさ保育園）の立場で参画し、全国保育協議会の各ブロック選出常任協議員および全国保育士会の各ブロックから選出された常任委員を通じて会員から集約した意見を述べてきました。

この検討を踏まえ、社会保障審議会児童部会保育専門委員会は、今回の保育所保育指針の改定において反映させるべき内容を整理し、平成28年12月21日に、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（以下、「本とりまとめ」）をとりまとめました（これまでの経緯等は、本ニュースNo.16-22、No.16-47等にて既報）。

その後、平成29年2月14日、保育所保育指針の改正告示（案）に関するパブリックコメントの募集を経て、今般の改正保育所保育指針が告示されたものです。

平成29年度の1年間は、本改定保育所保育指針の周知期間とされ、平成30年度より施行の予定です。

発出された告示は、それぞれ厚生労働省・内閣府・文部科学省ホームページからご覧いただけます。

●別紙1-1「保育所保育指針の公示について（通知）」

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000159999.pdf>

●別紙1-2「保育所保育指針（平成30年度～）」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000160000.pdf>

●別紙2「幼保連携型認定こども園教育・保育要領告示文」

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 認定こども園 > 告示文

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kokuji.html>

●別紙3「幼稚園教育要領」

文部科学省トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学習指導要領「生きる力」 > 「次期学習指導要領（平成29年3月公示）」 > 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案，小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案に対する意見公募手続（パブリック・コメント）の結果について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/03/31/1383995_1_1.pdf

また、本会では全国保育士会と協同し、保育所保育指針および認定こども園教育・保育要領の改定（改訂）について、そのポイントの理解を深めるとともに、それを踏まえた乳児教育、幼児教育、保育士のキャリアパス等について学び、さらなる保育の質の向上に寄与することを目的に、「平成29年度 改定保育所保育指針研修会」を開催いたします。詳細は次頁をご覧ください。

※平成 29 年 4 月下旬頃、ホームページに開催要項を掲載予定です。

【平成 29 年度 改定保育所保育指針研修会 開催概要】

※平成 28 年度まで『保育 21 世紀セミナー』として開催の研修会を改編し、名称を変更。

期 日：平成 29 年 7 月 31 日（月）～8 月 1 日（火）

会 場：新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）

対 象：保育所・認定こども園の長、保育所・認定こども園職員、行政関係者、学識者、
その他保育・子育て関係者

定 員：500 名

参加費：会員 13,000 円、会員でない方 14,000 円

主 催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会

実施主体：全国保育士会

後 援（予定）：内閣府 厚生労働省

第 1 日目 7 月 31 日（月） 13：00～17：00 全体研修

13：00～13：15 開会式

13：15～13：45 【基調報告】保育所保育指針の改定と全国保育士会の取り組み

13：45～14：45 【行政説明】保育所保育指針の改定等保育をめぐる国の動向（仮題）

15：00～17：00 【講義】保育所保育指針改定のポイントとこれからの保育施設の役割

第 2 日目 8 月 1 日（火） 9：00～15：30 コース別研修会

A コース：発達の連続性を踏まえた乳児保育のあり方

B コース：保育所保育における幼児教育

C コース：保育士のキャリアパスと研修体系の構築

D コース：改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領のポイント

◆平成 29 年度「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」開催のお知らせ

全国保育協議会では、子ども・子育てをめぐる今日的課題や、保育実践等において必要な保健・衛生に関する知識の理解につなげるとともに、家庭や関係機関との連携などについても学ぶために、「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」を実施いたします。

開催要項は、会報「ぜんほきょう」4月号に同封して、全ての会員にお送りします（4月上旬お届け予定）。

全保協ホームページにも 4 月 3 日（月）から掲載しております。また、ホームページから参加のお申込みもいただけます。

※詳細は本会ホームページ「研修会・大会等案内」に掲載している開催要項をご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/eisei29/eisei29.pdf>

※開催要項の「参加・昼食・宿泊申込書」を FAX いただくか、全保協ホームページの「平成 29 年度大会・研修等一覧」の「WEB 申込み」からお申込みください。

1. 期 日 平成 29 年 6 月 29 日（木）～30 日（金）

2. 会 場 新横浜プリンスホテル シンフォニア（5 階）
〒222-8533 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-4 Tel 045-471-1111
※JR、横浜市営地下鉄「新横浜駅」より徒歩約 4 分

3. 参加費 会員…14,000 円 / 会員でない方…19,000 円（昼食・宿泊費は含みません）

4. 定 員 500 名

〔本研修会の特色〕

- 子ども・子育てをめぐる今日的課題を学ぶ
- 保健・衛生に関する最新の動向について理解を深める
- 家庭や関係機関との連携のあり方について学ぶ

〔研修プログラム〕

- 行政説明
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課（予定）
- 「感染症への理解と対応」
講師：安井 良則 氏（大阪府済生会中津病院 臨床教育部 部長兼感染管理室長）
- 「保育施設の保健・衛生に関わる安全管理について」
講師：山中 龍宏 氏（緑園こどもクリニック 院長）
- 「配慮を必要とする子どもや保護者への支援」
講師：帆足 暁子 氏（ほあしこどもクリニック 副院長）
- 「アレルギーのある子どもへの対応」
講師：今井 孝成 氏（昭和大学医学部 小児科講師）

◆平成 29 年度「保育活動専門員」認定制度 申請受付開始!!

全国保育協議会・全国保育士会では、保育所長や認定こども園長・保育士等として必要な知識・専門技術・理念などを習得し、現場ならびに地域におけるリーダーとして活躍する人材を養成するために、所定の研修等を受講いただいた方を「保育活動専門員」として認定する制度を実施しています。

これまで受講された講座・研修会での研修実績等を証明し、今後のスキルアップへつなげるために、ぜひご申請ください。

【「保育活動専門員」に認定されると】

- 認定者には、「認定証」及び「認定カード（ご希望により顔写真入り）」を発行します。
- 認定者の在籍する保育施設には、保育活動専門員が在園していることを示す「施設掲示用認定証」を発行します。
- 認定者は、全保協ホームページ、全国保育研究大会資料でお名前を発表します（公開可の方のみ）。

【活用方法(例)】

保育活動専門員として活動されている皆さんから、活用報告をいただいています。

- ◆「質の高い保育を提供していることを示すため、常に認定カードを携行しています」
- ◆「認定カードや認定証を示すことで、保護者や地域の方から安心感を得ています」

【平成 29 年度 申請期間】

平成 29 年 4 月 1 日（土）～7 月 31 日（月）

【認定要件】

- (1) 本会指定の通年講座または必修研修会のいずれかを修了すること
- (2) 本会指定の大会・研修会（(1)を含む）等を受講し、10年以内に1,000ポイント以上の研修ポイントを獲得すること
- (3) 指定された課題について認定レポートを作成・提出いただくこと（通年講座の修了者はレポート免除）
- (4) 認定審査委員会における審査で認定されること

【対象となる大会・研修会】

本会が指定した全保協及び全国保育士会、ブロック保育協議会、ブロック保育士会が主催する大会・研修会がポイントの対象となります。

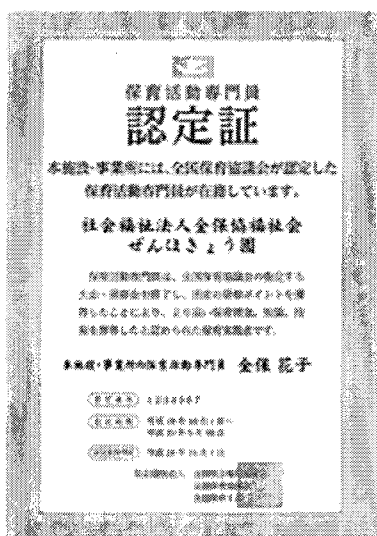
【認定期間(認定の有効期間)】 5年間。※期間更新(要申請)あり。

【手数料】 4,000円(認定証作成・送付費用・レポート審査費用等として)

開催要項は、会報「ぜんほきょう」4月号に同封して、全ての会員にお送りします(4月上旬お届け予定)。全保協ホームページにも4月3日(月)から掲載しておりますので、開催内容等ご確認の上お申込みください。

※詳細は本会ホームページ「研修会・大会等案内」に掲載している開催要項をご参照ください。

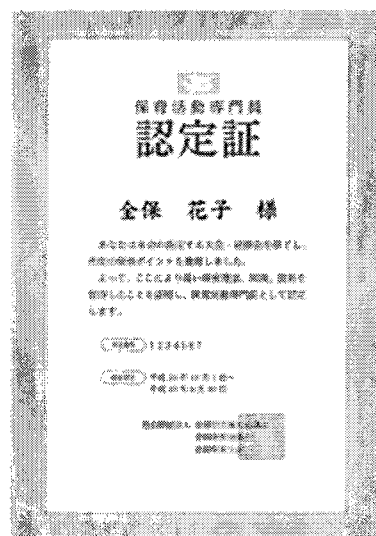
<http://www.zenhokyo.gr.jp/senmonin/youkou29.pdf>



施設掲示用認定証



携行用認定カード



個人認定証

◆全国社会福祉協議会 人事異動のお知らせ◆

(児童福祉部関係抜粋 / 平成 29 年 4 月 1 日付)

新	氏 名	旧
総務部 参事	今 井 貴 志	児童福祉部 参事 (全国保育士会担当)
総務部経理室 参事	吉 田 高 子	児童福祉部 参事 (全国母子生活支援施設協議会担当)
政策企画部 部員	山 本 有 作	児童福祉部 部員 (全国保育協議会担当)
出版部 部員	針 谷 妙 子	児童福祉部 部員 (全国児童養護施設協議会担当)
総務部付 部員	秋 元 茉 莉	児童福祉部 部員 (全国乳児福祉協議会担当)
出向 (社会福祉法人天竜厚生会)	廣 野 桃 子	児童福祉部 部員 (全国保育士会担当)
児童福祉部 参事 (全国保育士会担当)	宗 方 涼	法人振興部 参事
児童福祉部 参事 (全国児童養護施設協議会担当)	水 谷 詩 帆	地域福祉部 参事
児童福祉部 参事 (全国保育協議会担当)	安 藤 紀 彦	出版部 参事
児童福祉部 部員 (全国乳児福祉協議会担当)	星 野 友 樹	総務部 部員
児童福祉部 部員 (全国母子生活支援施設協議会担当)	古 橋 美 絵 子	国際部 部員
児童福祉部 部員 (全国保育協議会担当)	鈴 木 彩 夏	新規採用
児童福祉部 部員 (全国保育士会担当)	源 河 章 乃	新規採用
児童福祉部付 (全国保育協議会担当)	堀 内 洋 介	社会福祉法人大阪自彊館より出向

(児童福祉部関係抜粋 / 平成 29 年 3 月 31 日付)

新	氏 名	旧
児童福祉部付解除	青 柳 朱 実	児童福祉部付 (〔社福〕中央共同募金会より出向)

*全国保育協議会・全国保育士会担当は、下記のとおりです。

今年度もよろしくお願ひします。

児童福祉部 部長 佐甲 学
副部長 大元 格彦

【全国保育協議会担当】

参 事 安藤 紀彦
部 員 荒井 雄二
部 員 仁木 隆文
部 員 鈴木 彩夏
出向職員 堀内 洋介

【全国保育士会担当】

参 事 宗方 涼
部 員 土谷 一貴
部 員 秋田 菜摘
部 員 源河 章乃

雇児発0331第27号

平成29年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

保育所保育指針の公示について

保育所における保育内容については、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号。以下「旧保育所保育指針」という。）に基づき、その指導について従来から種々御配慮いただいているところである。

今般、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（平成27年12月設置。以下「保育専門委員会」という。）においてとりまとめられた「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（平成28年12月21日）を受け、新たに保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号。以下「新保育所保育指針」という。）を本日、別添のとおり公示し、平成30年4月1日より適用することとしたところである。

これらの主な内容等については下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 改定の趣旨について

旧保育所保育指針の施行後、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、また0～2歳児を中心とした保育所利用児童数が増加しているなど、保育をめぐる状況は大きく変化している。

このような状況の下、保育専門委員会における議論の結果、「改定の方向性」として、①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上といった内容が示されたことから、これらを踏まえ、別添のとおり旧保育所保育指針を改定することとしたものであること。

2. 適用日について

新保育所保育指針については、平成30年4月1日より適用するものであること。なお、適用日までの間は、引き続き、旧保育所保育指針が適用されるものであることを念のため申し添える。

3. 保育所保育指針解説書（仮称）について

新保育所保育指針の内容の解説や補足説明、保育を行う上での留意点、各保育所における取組の参考になる関連事項等を記載した「保育所保育指針解説書（仮称）」を、厚生労働省において平成29年度半ばに取りまとめる予定であること。当該解説書（仮称）については、取りまとめ次第、別途通知する。

4. 新保育所保育指針の保育現場等への周知について

新保育所保育指針の趣旨及び内容等が、管内市町村等の担当者や、各保育所等の関係者に十分理解され、新保育所保育指針の適用が円滑に行われるよう、適用までの間に、研修などによる周知等が必要であること。

また、保育所のみならず、家庭的保育事業等や認可外保育施設などの保育現場においても、新保育所保育指針が参照されるものであることから、当該保育現場の関係者への周知を図るとともに、子育て中の保護者にも理解されるものとなるよう、広く社会への伝達及び普及を図ること。

○厚生労働省告示第百七十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十二年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき、保育所保育指針（平成二十一年厚生労働省告示第百四十一号）の全部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 榊 久 恭久

保育所保育指針

目次

- 第1章 総則
- 第2章 保育の内容
- 第3章 健康及び安全
- 第4章 子育て支援
- 第5章 職員の資質向上
- 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連

する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が

適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

㊦ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもは様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ロ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(ハ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(ニ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(功) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもたちの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子どもも相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子どもも相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊

びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなげなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

ウ 保育所は、入所する子ども等個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

2 養護に関する基本的事項

(1) 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

(2) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

㊦ ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

(4) 内容

① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。

② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。

③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答の関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。

④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようになる。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

イ 情緒の安定

㊦ ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

㊧ 内容

- ① 一人一人の子どもが置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 一人一人の子どもが気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバリエーションや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

3 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

- ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。
- イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。
- ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように作成されなければならない。

(2) 指導計画の作成

- ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。
- イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

- (ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
- (イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
- (ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。
- ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にしながら適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。
- エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張と解放感等の調和を図るよう配慮すること。
- オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分に配

慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。
キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。
- イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。
- ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。
- エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

(4) 保育内容等の評価

- ア 保育士等の自己評価

- (ウ) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
- (イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組み過程などにも十分配慮すること。
- (ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

- (ウ) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
 - (イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。
 - (ウ) 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。
- (5) 評価を踏まえた計画の改善

- ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。
- イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

ア 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、1の(2)に示す保育の目標を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

㊦ 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようにする「知識及び技能の基礎」

(イ) 気付いたことや、できるようにしたことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

イ アに示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。

(2) 幼児期の終わりに育ってほしい姿

次に示す「幼児期の終わりに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく

保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつく

ったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考え、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって

考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもつて関わるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

第2章 保育の内容

この章に示す「ねらい」は、第1章の1の(2)に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えたものである。また、「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。

保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆きずなが形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われること

が特に必要である。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

(2) ねらい及び内容

ア 健やかに伸び伸びと育つ

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

㊦ ねらい

- ① 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。
- ② 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。
- ③ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

(イ) 内容

- ① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。
- ② 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。
- ③ 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。
- ④ 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
- ⑤ おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かさうとする意欲が育つようにすること。
- ② 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力

の下に適切に対応すること。

イ 身近な人と気持ちを通じ合う

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

(ウ) ねらい

- ① 安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。
- ② 体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。
- ③ 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

(エ) 内容

- ① 子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。
- ② 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。
- ③ 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。
- ④ 保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。

⑤ 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちちが芽生える。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

① 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもが多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること。

② 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中での保育士等との関わり合いを大切にし、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉のやり取りを楽しむことができるようにすること。

ウ 身近なものと関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

(ウ) ねらい

① 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。

② 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。

③ 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

(イ) 内容

① 身近な生活用品、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。

② 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。

③ 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。

④ 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。

⑤ 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

① 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由

に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと。

- ② 乳児期においては、表情、発声、体の動きなどで、感情を表現することが多いことから、これらの表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむこととを通して表現が豊かになるようにすること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

- ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いため、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づき保健的な対応を行うこと。
- イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。
- ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
- エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。
- オ 担当の保育士が替わる場合には、子どもそれぞれの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項

- ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄せつの自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。
- イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。
- ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

(2) ねらい及び内容

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ケ) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- ② 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちちが育つ。

(ク) 内容

- ① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- ② 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。
- ③ 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- ④ 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- ⑤ 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- ⑥ 保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- ⑦ 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。

(ク) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じた、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ② 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆつたりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちや育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

③ 排泄の習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせら^{せつ}せるなどにより、少しずつ慣れさせるようにすること。

④ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ウ) ねらい

- ① 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- ② 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。
- ③ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

(イ) 内容

- ① 保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- ② 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。
- ③ 身の回りに様々な人がいることに気づき、徐々に他の子どもと関わりをもって遊ぶ。
- ④ 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。
- ⑤ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
- ⑥ 生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温か

く見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。

② 思い通りにいかない場合等の子ども不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助すること。

③ この時期は自己と他者との違いの認識がまだ十分ではないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

㍻ ねらい

- ① 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
- ② 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- ③ 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

(4) 内容

① 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。

② 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。

③ 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。

④ 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。

⑤ 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。

⑥ 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

① 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子ども達の発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。

② 身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験へとつながるものであることから、そうした気付きを促すような関わりとなるようにすること。

③ 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(7) ねらい

- ① 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ② 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ③ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

(4) 内容

- ① 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ② 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
- ③ 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- ④ 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- ⑤ 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ⑥ 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- ⑦ 保育士等や友達の話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

(7) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 身近な人に親しきもって接し、自分の感情などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくものを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との言葉のやり取りができるようにすること。
- ② 子どもが自分の思いを言葉で伝えるときにも、他の子どもの話などを聞くことを通して、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行うことを援助するなど、子ども同士の関わりの仲立ちを行うようにすること。
- ③ この時期は、片言から、二語文、ごっこ遊びでのやり取りができる程度へと、大きく言葉の習得が進む時期であることから、それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わりの工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要であること。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

カ ねらい

- ① 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- ② 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。

③ 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

(イ) 内容

① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。

② 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。

③ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。

④ 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。

⑤ 保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。

⑥ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。
- ② 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。
- ③ 様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期で

あることに鑑み、受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。

④ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づき保健的な対応を心がけること。

イ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。

ウ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。

エ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになると

もに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

(2) ねらい及び内容

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

㊦ ねらい

- ① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。

- ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

(4) 内容

- ① 保育士等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
 - ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
 - ③ 進んで戸外で遊ぶ。
 - ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
 - ⑤ 保育士等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
 - ⑥ 健康な生活のリズムを身に付ける。
 - ⑦ 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄^{せつ}などの生活に必要な活動を自分でする。
 - ⑧ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
 - ⑨ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
 - ⑩ 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。
- (5) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士等や他の子どもとの温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ② 様々な遊びの中で、子どもが興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- ③ 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、子どもの動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- ④ 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、子どもの食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育士等や他の子どもと食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- ⑤ 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、子どもの自立心を

育て、子どもが他の子どもとも関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

- ⑥ 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

㊦ ねらい

- ① 保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- ② 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(4) 内容

- ① 保育士等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
- ② 自分で考え、自分で行動する。

- ③ 自分でできることは自分です。
- ④ いろいろな遊びを楽しむながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。
- ⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- ⑥ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- ⑦ 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- ⑧ 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見いだし、工夫したり、協力したりなどする。
- ⑨ よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- ⑩ 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。
- ⑪ 友達と楽しく生活する中でできまりの大切さに気付き、守ろうとする。
- ⑫ 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。
- ⑬ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、子どもが自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力

で行うことの充実感を味わうことができよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

- ② 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもにも認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。
- ③ 子どもが互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるとともに、他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。
- ④ 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもが他の子どもとの関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
- ⑤ 集団の生活を通して、子どもが人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、子どもが保育士等との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調

整する力が育つようにすること。

- ⑥ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみを持ち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちちが育つようにすること。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

ケ ねらい

- ① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
③ 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

(4) 内容

- ① 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- ② 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- ③ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- ④ 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- ⑤ 身近な動植物に親しみをもち、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- ⑥ 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- ⑦ 身近な物を大切にする。
- ⑧ 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- ⑨ 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- ⑩ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- ⑪ 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
- ⑫ 保育所内外の行事において国旗に親しむ。

(7) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 子どもが、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の子どもの考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちちが育つよう
にすること。
- ② 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、子どもが自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。
- ③ 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。
- ④ 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるように
すること。

- ⑤ 数量や文字などに関しては、日常生活の中で子ども自身の必要感に基づき体験を大切に
し、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする
意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

ケ ねらい

- ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜び
を味わう。
- ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に
対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

ク 内容

- ① 保育士等や友達という言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりす
る。
- ② したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現
する。

- ③ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- ④ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ⑤ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- ⑥ 親しみをもって日常の挨拶をする。
- ⑦ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- ⑧ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- ⑨ 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- ⑩ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、子どもが保育士等や他の子どもとも関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- ② 子どもが自分の思いを言葉で伝えるときにも、保育士等や他の子どもなどの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え

合いができるようにすること。

- ③ 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによつて、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- ④ 子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- ⑤ 子どもが日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

カ ねらい

- ① いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

(イ) 内容

- ① 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- ② 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- ③ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- ④ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- ⑤ いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- ⑥ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- ⑦ かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- ⑧ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の子どもや保育士等と共有し、様々に表現する

ことなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

② 子どもの自己表現は素朴な形で行われることが多いので、保育士等はそのような表現を受容し、子ども自身も自身の表現しようとする意欲を受け止めて、子どもが生活の中で子どもらしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。

③ 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができればように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の子どももの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。

イ 子どももの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であること。なお、そのような活動の時間については、保護者の就労状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して

設定すること。

ウ 特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること。

4 保育の実施に関して留意すべき事項

(1) 保育全般に関わる配慮事項

ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。

イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。

ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。

エ 子どもが入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもにも不安や動揺を与えないようにすること。

オ 子ども国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにつとめること。

(2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにつとめること。

イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わるまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どももの就学の際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

(3) 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容

の充実が図られるよう配慮すること。

第3章 健康及び安全

保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。

また、子どもが、自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高めることが大切である。

このため、第1章及び第2章等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

- ア 子どもは心身の状態に応じて保育するのために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。
- イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(2) 健康増進

ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

(3) 疾病等への対応

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ

め関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

エ 子ども の 疾 病 等 の 事 態 に 備 え、 医 務 室 等 の 環 境 を 整 え、 救 急 用 の 薬 品、 材 料 等 を 適 切 な 管 理 の 下 に 常 備 し、 全 職 員 が 対 応 で き る よ う に し て お く こ と。

2 食育の推進

(1) 保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しむ、食事を楽しみ合う子どもにも成長していくことを期待するものであること。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置され

ている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

(2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちなどが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。
また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に対応し、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 環境及び衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。

イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにする

こと。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

(2) 事故防止及び安全対策

- ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
 - イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
 - ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。
また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。
- ## 4 災害への備え
- (1) 施設・設備等の安全確保
 - ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
 - イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。
 - (2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

(3) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。

イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どもプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 保護者との相互理解

ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。

イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

ア 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。

イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。

(2) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

第5章 職員の資質向上

第1章から前章までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

2 施設長の責務

(1) 施設長の責務と専門性の向上

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

(2) 職員の研修機会の確保等

施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

3 職員の研修等

(1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

(2) 外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

4 研修の実施体制等

(1) 体系的な研修計画の作成

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初

任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならぬ。

(2) 組織内での研修成果の活用

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

(3) 研修の実施に関する留意事項

施設長等は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。

幼稚園教育要領

目次

前文	1
第1章 総則	3
第2章 ねらい及び内容	11
健康	11
人間関係	13
環境	14
言葉	16
表現	17
第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	19

幼稚園教育要領

目次

前文

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第3 教育課程の役割と編成等

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

第6 幼稚園運営上の留意事項

第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康

人間関係

環境

言葉

表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各幼稚園において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

幼稚園教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。幼稚園教育要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することである。また、各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育てていくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。

第1章 総 則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
 - (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるよう

になったりする「知識及び技能の基礎」

(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするな

ど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にしたい気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

第3 教育課程の役割と編成等

1 教育課程の役割

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達

と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

3 教育課程の編成上の基本的事項

- (1) 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。
- (2) 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- (3) 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

4 教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。
- (2) 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ご

すことができるよう配慮すること。

- (3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

6 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

2 指導計画の作成上の基本的事項

- (1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。
- (2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにするものとする。

ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を

見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。

3 指導計画の作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。
- (2) 幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。
- (3) 言語に関する能力の発達と思考力等の発達に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。
- (4) 幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。
- (5) 行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選

し、幼児の負担にならないようにすること。

(6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

(7) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。

(8) 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであることを踏まえ、幼稚園全体の教師による協力体制を作りながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

(2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

2 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

第6 幼稚園運営上の留意事項

- 1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。
- 2 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。
- 3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について、学校教育法に規定する目的及び目標並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施するものとする。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第2章 ねらい及び内容

この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。

- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄^{せつ}などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
- (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれ

るようにすること。

人間関係

〔他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
- (2) 自分で考え、自分で行動する。
- (3) 自分でできることは自分でする。
- (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。
- (5) 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- (7) 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。
- (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- (10) 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。
- (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。
- (12) 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。
- (13) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。
- (2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼

児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにすること。

- (3) 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。
- (4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
- (5) 集団の生活を通して、幼児が人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。
- (6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

環境

〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。

- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- (7) 身近な物を大切にする。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- (11) 生活に関係の深い情報や施設などに関心をもつ。
- (12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にする。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。
- (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。
- (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。
- (4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
- (5) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

2 内容

- (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみをもって日常の挨拶をする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児と関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。

- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- (5) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

表現

[感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。]

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

2 内容

- (1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
 - (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な責任体制と指導體制を整備した上で行うようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に関する、厚生労働省保育課長通知が発出される～技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算要件と関連した研修内容・実施の方法を規定～……………1

- ◆ 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に関する、厚生労働省保育課長通知が発出される◆
～技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算要件と関連した研修内容・実施の方法を規定～

平成29年4月3日で、厚生労働省保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」が発出されました。

平成29年度からは、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設されます（本ニュースNo.16-48、同64、65、66にて既報）。また、今後、当該加算の要件に研修の受講が課される予定であり、平成30年度以降に、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定されることとなっています。

今回の通知は、研修の実施主体である都道府県に対し、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法等について示されたもので、法人内における加算の配分等に関しては、追って通知がなされる見込みです。

研修分野は、これまでに、関連のシンポジウム（本ニュースNo.16-61で既報）や、厚労省調査研究事業「保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議」（同No.16-46にて既報）にて示されてきた8分野から変更はありません。

その中で、保育実践研修の対象者として、「保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）」と記されました。

また、研修時間を1分野15時間以上とすることにも変更はありません。

一方、研修の実施主体として都道府県知事が指定する研修実施機関は、「市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体とする」と定められました。

通知本文は、別添の資料をご参照ください。

雇児保発0401第1号
平成29年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公印省略）

保育士等キャリアアップ研修の実施について

保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第1項では、「児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされており、同条第2項では、「児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされているところです。

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくことが重要となっています。

現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題となっています。

今般、公示を行った保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）では、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とことが盛り込まれたところです。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育等に要する費用の額の算定において、平成29年度より、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設されますが、今後、当該加算の要件に研修の受講が課されることとなっています。（平成29年度は研修要件を課さず、平成30年度以降

は職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。)

これらを踏まえ、今般、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法等について、別紙のとおり、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」を定めましたので、通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

保育士等キャリアアップ研修ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」（以下「研修」という。）について、一定の水準を確保するために必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体とする。

3 研修内容等

(1) 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

ア 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

(2) 研修内容

研修内容は、別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

(3) 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上とする。

(4) 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

(5) 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

4 研修修了の評価

研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修（別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。）を全て受講していることを確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

受講者が提出するレポートには、研修で学んだことや理解したこと、自らが担うこととなる保育内容と関連付け、今後、役に立つこと等を記載することを想定しており、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

なお、研修の受講において、都道府県又は研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができるものとする。

5 研修修了の情報管理

(1) 修了証の交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付するものとする。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(2) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（2桁）－修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修指定番号（3桁）－番号（5桁）」の12桁とする。研修指定番号は、指定を行った研修実施機関の番号（2桁）（都道府県が実施する研修は「01」とする。）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「都道府県番号」及び「研修種別番号」は別添2のとおりとする。

（例）

平成29年（2017年）に北海道が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了書番号：011701100001

(3) 修了証の効力

修了証については、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

(4) 研修修了者の情報管理

研修を実施した後、研修修了者に関する情報を記録し、管理する仕組みとすることにより、身に付けた知識及び技能を客観的に評価できるようにすることが重要であるため、都道府県及び研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管

理を行うものとする。

ア 研修修了者名簿の作成

都道府県及び研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握することとし、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。なお、都道府県は、研修実施機関が実施した研修の修了者の情報については、研修実施機関に対して、事業実績報告として、研修修了者名簿の提出を求めるとともに、当該名簿に研修実施機関の名称・所在地・連絡先を記載するものとする。

イ 情報の取扱い

研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならない。研修修了者が受講した研修が実施された会場の所在する都道府県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、都道府県及び研修実施機関は、他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得るものとする。

(5) 修了証の再交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うものとする。

6 研修実施機関の指定手続き

都道府県が研修実施機関の指定を行う際の取扱いは次のとおりとする。

(1) 指定申請

研修の指定は、研修実施機関からの申請に基づき行うものとし、研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に対し、研修実施予定日の2か月前までに様式第2号による申請書を提出しなければならない。

(2) 都道府県による指定

(1)による申請を受けた都道府県は、申請内容が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認める場合、様式第3号による指定通知書により、指定を行うものとする。

(3) 指定の効力

(2)による指定については、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、研修実施機関が指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、様式第4号による指定内容更新届出書を提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。なお、当該届出書に記載された研修が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

7 その他

- (1) 都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- (2) 都道府県は、指定又は委託を行う場合、研修を実施しようとする者について、次の点に留意するものとする。
 - ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること
 - イ 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること
- (3) 都道府県は、研修の実施について、管内市町村及び関係団体等と十分な連携を図るとともに、受講ニーズに対応できるよう、研修実施体制の整備に努めなければならない。研修実施体制の整備にあたっては、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮するものとする。
- (4) 都道府県及び研修実施機関は、研修の定員に3（1）に定める研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。
- (5) 都道府県は、本ガイドラインに基づく研修について、委託又は指定を行ったものも含め、ホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の対象者に周知を行うこととする。

分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児保育の意義 ○乳児保育の環境 ○乳児への適切な関わり ○乳児の発達に応じた保育内容 ○乳児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育の役割と機能 ・乳児保育の現状と課題 ・乳児保育における安全な環境 ・乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・他職種との協働 ・乳児保育における配慮事項 ・乳児保育における保育者の関わり ・乳児保育における生活習慣の援助や関わり ・保育所保育指針について ・乳児の発達と保育内容 ・1歳以上3歳未満児の発達と保育内容 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組
幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の意義 ○幼児教育の環境 ○幼児の発達に応じた保育内容 ○幼児教育の指導計画、記録及び評価 ○小学校との接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の役割と機能 ・幼児教育の現状と課題 ・幼児教育と児童福祉の関連性 ・幼児期にふさわしい生活 ・遊びを通しての総合的な指導 ・一人一人の発達の特性に応じた指導 ・他職種との協働 ・保育所保育指針について ・資質と能力を育むための保育内容 ・個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組 ・小学校教育との接続 ・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 ・保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解 ○障害児保育の環境 ○障害児の発達の援助 ○家庭及び関係機関との連携 ○障害児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの理解 ・ 医療的ケア児の理解 ・ 合理的配慮に関する理解 ・ 障害児保育に関する現状と課題 ・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・ 障害のある子どもと保育者との関わり ・ 障害のある子どもと他の子どもとの関わり ・ 他職種との協働 ・ 障害のある子どもの発達と援助 ・ 保護者や家族に対する理解と支援 ・ 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 ・ 小学校等との連携 ・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録 ・ 個別指導計画作成の留意点 ・ 障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養に関する基礎知識 ○食育計画の作成と活用 ○アレルギー疾患の理解 ○保育所における食事の提供ガイドライン ○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 ・ 食事摂取基準と献立作成・調理の基本 ・ 衛生管理の理解と対応 ・ 食育の理解と計画及び評価 ・ 食育のための環境（他職種との協働等） ・ 食生活指導及び食を通じた保護者への支援 ・ 第三次食育推進基本計画 ・ アレルギー疾患の理解 ・ 食物アレルギーのある子どもへの対応 ・ 保育所における食事の提供ガイドラインの理解 ・ 食事の提供における質の向上 ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 ・ アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健計画の作成と活用 ○事故防止及び健康安全管理 ○保育所における感染症対策ガイドライン ○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 ・ 保健活動の記録と評価 ・ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） ・ 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 ・ 体調不良や傷害が発生した場合の対応 ・ 救急処置及び救急蘇生法の習得 ・ 災害への備えと危機管理 ・ 他職種との協働 ・ 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・ 保育所における感染症の対策と登園時の対応 ・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 ・ 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 ・ 安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・ 保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・ 保育所の特性を活かした支援 ・ 保護者の養育力の向上につながる支援 ・ 保護者に対する相談援助の方法と技術 ・ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 ・ 社会資源 ・ 地域の子育て家庭への支援 ・ 保護者支援における面接技法 ・ 虐待の予防と対応等 ・ 虐待の事例分析 ・ 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 ・ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 ・ 「子どもの貧困」に関する対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントの理解 ○リーダーシップ ○組織目標の設定 ○人材育成 ○働きやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントの理解 保育所におけるマネジメントの現状と課題 関係法令、制度及び保育指針等についての理解 他専門機関との連携・協働 保育所におけるリーダーシップの理解 職員への助言・指導 他職種との協働 組織における課題の抽出及び解決策の検討 組織目標の設定と進捗管理 職員の資質向上 施設内研修の考え方と実践 保育実習への対応 雇用管理 ICTの活用 職員のメンタルヘルス対策

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育における環境構成 ○子どもとの関わり方 ○身体を使った遊び ○言葉・音楽を使った遊び ○物を使った遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法 身体を使った遊びに関する実践方法 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法 物を使った遊びに関する実践方法

※「具体的な研修内容 (例)」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

(別添2)

修了証番号について

1 都道府県番号

01	北海道
02	青森県
03	岩手県
04	宮城県
05	秋田県
06	山形県
07	福島県
08	茨城県
09	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県

13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県

25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県

37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

2 研修種別番号

1	乳児保育
2	幼児教育
3	障害児保育
4	食育・アレルギー対応
5	保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て支援
7	マネジメント
8	保育実践

(様式第1号)

第

号

保育士等キャリアアップ研修修了証

保育士登録番号：

氏 名：

生 年 月 日：

あなたは、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づく保育士等キャリアアップ研修について、次の分野を修了したことを証明する。

研修種別：

年 月 日

都道府県知事名

（都道府県の指定を受けた研修実施機関が実施する研修の場合、当該研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(注)

保育士以外の者に交付する場合、保育士登録番号の記載は不要となる。

(様式第2号)

年 月 日

(都道府県知事) 殿

(申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

保育士等キャリアアップ研修指定申請書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づく保育士等キャリアアップ研修について、指定を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり、申請を行う。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

(添付書類)

- ・事業計画
- ・研修カリキュラム
- ・講師に関する書類

(注)

- 1 複数の種別の研修をまとめて申請する場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。
- 2 「事業計画」には、研修に関する日程(研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。)、研修会場、研修事業の実施体制(研修担当者の連絡先及び氏名を含む。))及び収支予算を記載すること。
- 3 「研修カリキュラム」には、定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態(講義・演習・グループ討議等の別)を記載すること。
- 4 「講師に関する書類」は、講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類並びに承諾書を添付すること。

(様式第3号)

(研修実施機関の名称及び代表者氏名) 殿

保育士等キャリアアップ研修指定通知書

年 月 日付で指定の申請のあった保育士等キャリアアップ研修について、下記のとおり指定したので、通知する。

研修実施機関番号	
研修実施機関の名称	
研修種別番号	
研修種別	

年 月 日

(都道府県知事)

(注)

同一の研修実施機関が実施する複数の種別の研修を一括して指定する場合、「研修種別番号」及び「研修種別」に該当する番号及び研修種別を列挙すること。

(様式第4号)

年 月 日

(都道府県知事) 殿

(研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づく保育士等キャリアアップ研修として、年 月 日に指定を受けた研修について、下記のとおり、年度に実施する内容の届出を行う。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

(添付書類)

- ・事業計画
- ・研修カリキュラム
- ・講師に関する書類

(注)

- 1 複数の種別の研修をまとめて届出を行う場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。
- 2 「事業計画」には、研修に関する日程(研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。)、研修会場、研修事業の実施体制(研修担当者の連絡先及び氏名を含む。)及び収支予算を記載すること。
- 3 「研修カリキュラム」には、定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態(講義・演習・グループ討議等の別)を記載すること。
- 4 「講師に関する書類」は、講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類並びに承諾書を添付すること。前年度から変更がない場合は当該書類を省略することができる。

(様式第1号)

第 号

保育士等キャリアアップ研修修了証

保育士登録番号：

氏 名：

生 年 月 日：

あなたは、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づく保育士等キャリアアップ研修について、次の分野を修了したことを証明する。

研修種別：

年 月 日

都道府県知事名

（都道府県の指定を受けた研修実施機関が実施する研修の場合、当該研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(注)

保育士以外の者に交付する場合、保育士登録番号の記載は不要となる。

(様式第2号)

年 月 日

(都道府県知事) 殿

(申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

保育士等キャリアアップ研修指定申請書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づく保育士等キャリアアップ研修について、指定を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり、申請を行う。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

(添付書類)

- ・事業計画
- ・研修カリキュラム
- ・講師に関する書類

(注)

- 1 複数の種別の研修をまとめて申請する場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。
- 2 「事業計画」には、研修に関する日程(研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。)、研修会場、研修事業の実施体制(研修担当者の連絡先及び氏名を含む。))及び収支予算を記載すること。
- 3 「研修カリキュラム」には、定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態(講義・演習・グループ討議等の別)を記載すること。
- 4 「講師に関する書類」は、講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類並びに承諾書を添付すること。

(様式第3号)

(研修実施機関の名称及び代表者氏名) 殿

保育士等キャリアアップ研修指定通知書

年 月 日付で指定の申請のあった保育士等キャリアアップ研修について、下記のとおり指定したので、通知する。

研修実施機関番号	
研修実施機関の名称	
研修種別番号	
研修種別	

年 月 日

(都道府県知事)

(注)

同一の研修実施機関が実施する複数の種別の研修を一括して指定する場合、「研修種別番号」及び「研修種別」に該当する番号及び研修種別を列挙すること。

(様式第4号)

年 月 日

(都道府県知事) 殿

(研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づく保育士等キャリアアップ研修として、年 月 日に指定を受けた研修について、下記のとおり、年度に実施する内容の届出を行う。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

(添付書類)

- ・事業計画
- ・研修カリキュラム
- ・講師に関する書類

(注)

- 1 複数の種別の研修をまとめて届出を行う場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。
- 2 「事業計画」には、研修に関する日程(研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。)、研修会場、研修事業の実施体制(研修担当者の連絡先及び氏名を含む。))及び収支予算を記載すること。
- 3 「研修カリキュラム」には、定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態(講義・演習・グループ討議等の別)を記載すること。
- 4 「講師に関する書類」は、講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類並びに承諾書を添付すること。前年度から変更がない場合は当該書類を省略することができる。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関するQ&Aについて」が発出される～消費税の申告の前に定時評議員会の開催は不要～……………1
- ◆ 苦情解決に経営者自ら積極的な取組を～福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針を改正～……………1
- ◆ 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（厚生労働省保育課長通知）の訂正……………2

◆ 「社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関するQ&Aについて」が発出される ～消費税の申告の前に定時評議員会の開催は不要～

平成29年3月29日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から、事務連絡「社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関するQ&Aについて」が発出されました。

改正社会福祉法では、社会福祉法人における計算書類の作成期限が会計年度終了から3か月以内となりますが、消費税は従来どおり2か月以内の申告が必要とされています。

今回のQ&Aでは、「消費税の申告前に定時評議員会を開催しておく必要はない」という税務署における取扱いが示されています。事務連絡の本文は、別添の資料1をご参照ください。

◆ 苦情解決に経営者自ら積極的な取組を ～福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針を改正～

平成29年3月7日、厚生労働省は「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」の改正通知を発出しました。今回の改正は、社会福祉法等の改正が行われ、福祉サービスの提供体制が大きく変化するとともに、福祉サービスの充実に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が多様化、複雑化してきた状況を踏まえ、所要の見直しが行われています。通知の本文は、別添の資料2をご参照ください。

<主な内容>

1. 苦情解決の仕組みの目的

苦情解決の仕組みの目的の中に、「自ら提供するサービスから生じた苦情について、自

ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務」であり、「苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を経営する者の社会的信頼性の向上にもつながる」ことを明記。

2. 第三者委員の選任方法

- ・第三者委員として、評議員を例示。

(評議員と第三者委員の兼務が可能であることが再度示された。)

- ・第三者委員の選任方法として、運営協議会や利用者等からの意見聴取を行うことを例示。

3. インターネットによる解決結果の公表

- ・苦情解決結果の公表に、インターネットを活用した方法を追加。

◆「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(厚生労働省保育課長通知)の訂正

平成 29 年 4 月 3 日に厚生労働省から発出された「保育士等キャリアアップ研修の実施について」の厚生労働省保育課長通知(平成 29 年度本ニュースNo.17-02 で既報)において、内容に一部修正があり、課長通知の訂正版が発出されています。訂正内容は以下枠内のとおりです。

修正前	修正後
<p>2 実施主体</p> <p>研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体とする。</p>	<p>2 実施主体</p> <p>研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。</p>

(下線部修正箇所)

事 務 連 絡

平成 29 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A について

今般、社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A について、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A

【社会福祉法人からの問合せへの対応】

問 平成 29 年 4 月 1 日以降の社会福祉法人における消費税の申告時期如何。

(答)

1. 社会福祉法の改正により、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に計算書類等を作成しなければならない。
2. 一方で、社会福祉法の改正後においても、消費税の申告については、会計年度終了の日の翌日から二月以内に申告書を税務署長に提出しなければならない（消費税法第45条第1項）。
3. なお、当該申告に当たっては、必ずしも計算書類等について定時評議員会の承認を受けておく必要はない。
4. 仮に、当該申告後に計算書類等に誤りが見つかり、納付すべき税額等を訂正する必要がある場合には、修正申告又は更正の請求の手続きを行うこととなる（国税通則法第19条、23条）。

雇児発0307第1号
社援発0307第6号
老 発0307第42号
平成29年3月7日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの
指針について」の一部改正について

福祉サービスを提供する経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知）を定めているところであるが、近年、介護保険制度や障害保健福祉制度、社会福祉法人制度等の制度改正が行われ、福祉サービスの提供体制が大きく変化するとともに、これによる福祉サービスの充実に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が多様化、複雑化してきている。

今般、このような状況を踏まえ、本通知を別添のとおり改正し、平成29年4月1日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内福祉サービス事業者に対し周知を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」一新旧対照表一
 (平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 中核都市市長</p> <p>障害第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号 平成12年6月7日 (最終改正：平成29年3月7日)</p>	<p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 中核都市市長</p> <p>障害第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号 平成12年6月7日</p>
<p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老健局長 厚生省児童家庭局長</p> <p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について</p> <p>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律 (平成12年6月7日法律第111号)の施行に伴い、社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされます。</p> <p>そこで、新たに導入される苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう、</p>	<p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老健局長 厚生省児童家庭局長</p> <p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について</p> <p>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律 (平成12年6月7日法律第111号)の施行に伴い、社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされます。</p> <p>そこで、新たに導入される苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう、</p>

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」—新旧対照表—
 (平成12年6月7日厚生省大臣官房障害福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>福祉サービスを提供する経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、苦情解決の体制や手順等について別紙のとおり指針を作成しましたので、貴管内市町村(指定都市及び中核市除く)及び関係者に周知をお願いします。</p> <p>なお、当該指針については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。</p> <p>また、社会福祉法第65条の規定により、厚生大臣が利用者等からの苦情への対応について必要とされる基準を定めることとされたこと等に伴う対応については、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づき各施設の最低基準の改正等を検討しているところであり、追って通知する予定です。</p> <p>(別紙)</p> <p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針</p>	<p>福祉サービスを提供する経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、苦情解決の体制や手順等について別紙のとおり指針を作成しましたので、貴管内市町村(指定都市及び中核市除く)及び関係者に周知をお願いします。</p> <p>なお、当該指針については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。</p> <p>また、社会福祉法第65条の規定により、厚生大臣が利用者等からの苦情への対応について必要とされる基準を定めることとされたこと等に伴う対応については、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づき各施設の最低基準の改正等を検討しているところであり、追って通知する予定です。</p> <p>(別紙)</p> <p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針</p>
<p>(対象事業者)</p> <p>社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営業者とする。</p> <p>また、上記以外の福祉サービスを提供する者等についても、本指針を参考として、苦情解決の仕組みを設けることが望まれる。</p> <p>1 苦情解決の仕組みの目的</p> <p>○ <u>自ら提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務である。</u></p>	<p>(対象事業者)</p> <p>社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営業者とする。</p> <p>また、上記以外の福祉サービスを提供する者等についても、本指針を参考として、苦情解決の仕組みを設けることが望まれる。</p> <p>1 苦情解決の仕組みの目的</p>

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」一新旧対照表一
 (平成12年6月7日厚生省大臣官房障害福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>○ このような認識に立てば、苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を営む者の社会的信頼性の向上にもつながる。</p> <p>○ 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることが重要である。</p> <p>2 苦情解決体制</p> <p>(1) 苦情解決責任者 苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。</p> <p>(2) 苦情受付担当者 ○ サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。 ○ 苦情受付担当者は以下の職務を行う。 ア 利用者からの苦情の受付 イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録 ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告</p> <p>(3) 第三者委員 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。</p>	<p>○ 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるとように支援する。</p> <p>○ 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図る。</p> <p>2 苦情解決体制</p> <p>(1) 苦情解決責任者 苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。</p> <p>(2) 苦情受付担当者 ○ サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。 ○ 苦情受付担当者は以下の職務を行う。 ア 利用者からの苦情の受付 イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録 ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告</p> <p>(3) 第三者委員 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。</p>

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」一新旧対照表一
 (平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>○ 設置形態</p> <p>ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。</p> <p>イ 苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。</p> <p>○ 第三者委員の要件</p> <p>ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。</p> <p>イ 世間からの信頼性を有する者であること。</p> <p>(例示)</p> <p>評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員、大学教授、弁護士など</p> <p>○ 人数</p> <p>第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。</p> <p>○ 選任方法</p> <p>第三者委員は、経営者の責任において選任する。</p> <p>(例示)</p> <p>ア 理事会が選考し、理事長が任命する。</p> <p>イ 選任の際には、<u>運営協議会</u>や利用者等からの意見聴取を行う。</p> <p>○ 職務</p> <p>ア 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取</p> <p>イ 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知</p> <p>ウ 利用者からの苦情の直接受付</p> <p>エ 苦情申出人への助言</p>	<p>○ 設置形態</p> <p>ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。</p> <p>イ 苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。</p> <p>○ 第三者委員の要件</p> <p>ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。</p> <p>イ 世間からの信頼性を有する者であること。</p> <p>(例示)</p> <p>評議員(理事は除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など</p> <p>○ 人数</p> <p>第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。</p> <p>○ 選任方法</p> <p>第三者委員は、経営者の責任において選任する。</p> <p>(例示)</p> <p>ア 理事会が選考し、理事長が任命する。</p> <p>イ 選任の際には、<u>評議員会</u>への諮問や利用者等からの意見聴取を行う。</p> <p>○ 職務</p> <p>ア 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取</p> <p>イ 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知</p> <p>ウ 利用者からの苦情の直接受付</p> <p>エ 苦情申出人への助言</p>

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」一新旧対照表一
 (平成12年6月7日厚生省大臣官房保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>才 事業者への助言 カ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言 キ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取 ク 日常的な状況把握と意見傾聴</p> <p>○ 報酬 第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。 なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。</p> <p>3 苦情解決の手順 (1) 利用者への周知 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。</p> <p>(2) 苦情の受付 ○ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。 ○ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。 ア 苦情の内容 イ 苦情申出人の希望等 ウ 第三者委員への報告の要否</p>	<p>才 事業者への助言 カ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言 キ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取 ク 日常的な状況把握と意見傾聴</p> <p>○ 報酬 第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。 なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。</p> <p>3 苦情解決の手順 (1) 利用者への周知 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。</p> <p>(2) 苦情の受付 ○ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。 ○ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。 ア 苦情の内容 イ 苦情申出人の希望等 ウ 第三者委員への報告の要否</p>

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」一新旧対照表一
 (平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>エ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否</p> <p>○ ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。</p> <p>(3) 苦情受付の報告・確認</p> <p>○ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。</p> <p>○ 投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。</p> <p>○ 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。</p> <p>(4) 苦情解決に向けての話し合い</p> <p>○ 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。</p> <p>○ 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。</p> <p>ア 第三者委員による苦情内容の確認</p> <p>イ 第三者委員による解決案の調整、助言</p> <p>ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認</p> <p>なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる。</p>	<p>エ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否</p> <p>○ ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。</p> <p>(3) 苦情受付の報告・確認</p> <p>○ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。</p> <p>○ 投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。</p> <p>○ 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。</p> <p>(4) 苦情解決に向けての話し合い</p> <p>○ 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。</p> <p>○ 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。</p> <p>ア 第三者委員による苦情内容の確認</p> <p>イ 第三者委員による解決案の調整、助言</p> <p>ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認</p> <p>なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる。</p>

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」—新旧対照表—
 (平成12年6月7日厚生省大臣官房障害福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(5) 苦情解決の記録、報告 苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。</p> <p>ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録をする。</p> <p>イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。</p> <p>ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。</p> <p>(6) 解決結果の公表 利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、インターネットを<u>活用した方法のほか</u>、「事業報告書」や「広報誌」等の実績を掲載し、公表する。</p>	<p>(5) 苦情解決の記録、報告 苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。</p> <p>ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録をする。</p> <p>イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。</p> <p>ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。</p> <p>(6) 解決結果の公表 利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等の実績を掲載し、公表する。</p>

雇児保発0401第1号

平成29年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公印省略）

保育士等キャリアアップ研修の実施について

保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第1項では、「児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされており、同条第2項では、「児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされているところです。

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくことが重要となっています。

現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題となっています。

今般、公示を行った保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）では、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とことが盛り込まれたところです。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育等に要する費用の額の算定において、平成29年度より、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設されますが、今後、当該加算の要件に研修の受講が課されることとなっています。（平成29年度は研修要件を課さず、平成30年度以降

は職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。)

これらを踏まえ、今般、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法等について、別紙のとおり、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」を定めましたので、通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

保育士等キャリアアップ研修ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」（以下「研修」という。）について、一定の水準を確保するために必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。

3 研修内容等

(1) 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

ア 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

(2) 研修内容

研修内容は、別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

(3) 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上とする。

(4) 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

(5) 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

4 研修修了の評価

研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修（別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。）を全て受講していることを確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

受講者が提出するレポートには、研修で学んだことや理解したこと、自らが担うこととなる保育内容と関連付け、今後、役に立つこと等を記載することを想定しており、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

なお、研修の受講において、都道府県又は研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができるものとする。

5 研修修了の情報管理

(1) 修了証の交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付するものとする。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(2) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（2桁）－修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修指定番号（3桁）－番号（5桁）」の12桁とする。研修指定番号は、指定を行った研修実施機関の番号（2桁）（都道府県が実施する研修は「01」とする。）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「都道府県番号」及び「研修種別番号」は別添2のとおりとする。

（例）

平成29年（2017年）に北海道が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了書番号：011701100001

(3) 修了証の効力

修了証については、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

(4) 研修修了者の情報管理

研修を実施した後、研修修了者に関する情報を記録し、管理する仕組みとすることにより、身に付けた知識及び技能を客観的に評価できるようにすることが重要であるため、都道府県及び研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管

理を行うものとする。

ア 研修修了者名簿の作成

都道府県及び研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握することとし、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。なお、都道府県は、研修実施機関が実施した研修の修了者の情報については、研修実施機関に対して、事業実績報告として、研修修了者名簿の提出を求めるとともに、当該名簿に研修実施機関の名称・所在地・連絡先を記載するものとする。

イ 情報の取扱い

研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならない。研修修了者が受講した研修が実施された会場の所在する都道府県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、都道府県及び研修実施機関は、他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得るものとする。

(5) 修了証の再交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うものとする。

6 研修実施機関の指定手続き

都道府県が研修実施機関の指定を行う際の取扱いは次のとおりとする。

(1) 指定申請

研修の指定は、研修実施機関からの申請に基づき行うものとし、研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に対し、研修実施予定日の2か月前までに様式第2号による申請書を提出しなければならない。

(2) 都道府県による指定

(1)による申請を受けた都道府県は、申請内容が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認める場合、様式第3号による指定通知書により、指定を行うものとする。

(3) 指定の効力

(2)による指定については、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、研修実施機関が指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、様式第4号による指定内容更新届出書を提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。なお、当該届出書に記載された研修が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

7 その他

- (1) 都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- (2) 都道府県は、指定又は委託を行う場合、研修を実施しようとする者について、次の点に留意するものとする。
 - ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること
 - イ 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること
- (3) 都道府県は、研修の実施について、管内市町村及び関係団体等と十分な連携を図るとともに、受講ニーズに対応できるよう、研修実施体制の整備に努めなければならない。研修実施体制の整備にあたっては、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮するものとする。
- (4) 都道府県及び研修実施機関は、研修の定員に3（1）に定める研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。
- (5) 都道府県は、本ガイドラインに基づく研修について、委託又は指定を行ったものも含め、ホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の対象者に周知を行うこととする。

分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児保育の意義 ○乳児保育の環境 ○乳児への適切な関わり ○乳児の発達に応じた保育内容 ○乳児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育の役割と機能 ・乳児保育の現状と課題 ・乳児保育における安全な環境 ・乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・他職種との協働 ・乳児保育における配慮事項 ・乳児保育における保育者の関わり ・乳児保育における生活習慣の援助や関わり ・保育所保育指針について ・乳児の発達と保育内容 ・1歳以上3歳未満児の発達と保育内容 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組
幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の意義 ○幼児教育の環境 ○幼児の発達に応じた保育内容 ○幼児教育の指導計画、記録及び評価 ○小学校との接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の役割と機能 ・幼児教育の現状と課題 ・幼児教育と児童福祉の関連性 ・幼児期にふさわしい生活 ・遊びを通しての総合的な指導 ・一人一人の発達の特性に応じた指導 ・他職種との協働 ・保育所保育指針について ・資質と能力を育むための保育内容 ・個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組 ・小学校教育との接続 ・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 ・保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解 ○障害児保育の環境 ○障害児の発達の援助 ○家庭及び関係機関との連携 ○障害児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの理解 ・医療的ケア児の理解 ・合理的配慮に関する理解 ・障害児保育に関する現状と課題 ・障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・障害のある子どもと保育者との関わり ・障害のある子どもと他の子どもとの関わり ・他職種との協働 ・障害のある子どもの発達と援助 ・保護者や家族に対する理解と支援 ・地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 ・小学校等との連携 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録 ・個別指導計画作成の留意点 ・障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養に関する基礎知識 ○食育計画の作成と活用 ○アレルギー疾患の理解 ○保育所における食事の提供ガイドライン ○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 ・食事摂取基準と献立作成・調理の基本 ・衛生管理の理解と対応 ・食育の理解と計画及び評価 ・食育のための環境（他職種との協働等） ・食生活指導及び食を通じた保護者への支援 ・第三次食育推進基本計画 ・アレルギー疾患の理解 ・食物アレルギーのある子どもへの対応 ・保育所における食事の提供ガイドラインの理解 ・食事の提供における質の向上 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 ・アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健計画の作成と活用 ○事故防止及び健康安全管理 ○保育所における感染症対策ガイドライン ○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 保健活動の記録と評価 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 体調不良や傷害が発生した場合の対応 救急処置及び救急蘇生法の習得 災害への備えと危機管理 他職種との協働 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 保育所における感染症の対策と登園時の対応 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の役割と機能 保護者支援・子育て支援の現状と課題 保育所の特性を活かした支援 保護者の養育力の向上につながる支援 保護者に対する相談援助の方法と技術 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 社会資源 地域の子育て家庭への支援 保護者支援における面接技法 虐待の予防と対応等 虐待の事例分析 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 「子どもの貧困」に関する対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントの理解 ○リーダーシップ ○組織目標の設定 ○人材育成 ○働きやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントの理解 保育所におけるマネジメントの現状と課題 関係法令、制度及び保育指針等についての理解 他専門機関との連携・協働 保育所におけるリーダーシップの理解 職員への助言・指導 他職種との協働 組織における課題の抽出及び解決策の検討 組織目標の設定と進捗管理 職員の資質向上 施設内研修の考え方と実践 保育実習への対応 雇用管理 ICTの活用 職員のメンタルヘルス対策

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育における環境構成 ○子どもとの関わり方 ○身体を使った遊び ○言葉・音楽を使った遊び ○物を使った遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法 身体を使った遊びに関する実践方法 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法 物を使った遊びに関する実践方法

※「具体的な研修内容 (例)」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

(別添2)

修了証番号について

1 都道府県番号

01	北海道
02	青森県
03	岩手県
04	宮城県
05	秋田県
06	山形県
07	福島県
08	茨城県
09	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県

13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県

25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県

37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

2 研修種別番号

1	乳児保育
2	幼児教育
3	障害児保育
4	食育・アレルギー対応
5	保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て支援
7	マネジメント
8	保育実践

(様式第1号)

第

号

保育士等キャリアアップ研修修了証

保育士登録番号：

氏 名：

生 年 月 日：

あなたは、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づく保育士等キャリアアップ研修について、次の分野を修了したことを証明する。

研修種別：

年 月 日

都道府県知事名

（都道府県の指定を受けた研修実施機関が実施する研修の場合、当該研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(注)

保育士以外の者に交付する場合、保育士登録番号の記載は不要となる。

(様式第 2 号)

年 月 日

(都道府県知事) 殿

(申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

保育士等キャリアアップ研修指定申請書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成 29 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づく保育士等キャリアアップ研修について、指定を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり、申請を行う。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

(添付書類)

- ・事業計画
- ・研修カリキュラム
- ・講師に関する書類

(注)

- 1 複数の種別の研修をまとめて申請する場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。
- 2 「事業計画」には、研修に関する日程(研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。)、研修会場、研修事業の実施体制(研修担当者の連絡先及び氏名を含む。))及び収支予算を記載すること。
- 3 「研修カリキュラム」には、定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態(講義・演習・グループ討議等の別)を記載すること。
- 4 「講師に関する書類」は、講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類並びに承諾書を添付すること。

(様式第3号)

(研修実施機関の名称及び代表者氏名) 殿

保育士等キャリアアップ研修指定通知書

年 月 日付で指定の申請のあった保育士等キャリアアップ研修について、下記のとおり指定したので、通知する。

研修実施機関番号	
研修実施機関の名称	
研修種別番号	
研修種別	

年 月 日

(都道府県知事)

(注)

同一の研修実施機関が実施する複数の種別の研修を一括して指定する場合、「研修種別番号」及び「研修種別」に該当する番号及び研修種別を列挙すること。

(様式第4号)

年 月 日

(都道府県知事) 殿

(研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づく保育士等キャリアアップ研修として、年 月 日に指定を受けた研修について、下記のとおり、年度に実施する内容の届出を行う。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

(添付書類)

- ・事業計画
- ・研修カリキュラム
- ・講師に関する書類

(注)

- 1 複数の種別の研修をまとめて届出を行う場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。
- 2 「事業計画」には、研修に関する日程(研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。)、研修会場、研修事業の実施体制(研修担当者の連絡先及び氏名を含む。)及び収支予算を記載すること。
- 3 「研修カリキュラム」には、定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態(講義・演習・グループ討議等の別)を記載すること。
- 4 「講師に関する書類」は、講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類並びに承諾書を添付すること。前年度から変更がない場合は当該書類を省略することができる。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」が発出される …………… 1
 - ◆ 「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」の様式について」が発出される～平成29年度からの現況報告書の様式が示される～ …………… 2
 - ◆ 「平成29年春の全国交通安全運動」～4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」～ …………… 2
-
- ◆ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」が発出される

平成29年3月29日、厚生労働省は、措置費の弾力運用に関する通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」及び、契約ルールの見直しに関する通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」を発出しました。改正内容は、平成29年4月1日から適用されます。

通知の本文は、別添の資料1-1、1-2、1-3をご参照ください。

〈主な内容〉

(1) 資料 1-1 局長通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」

①前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲の拡大

・前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲が、「事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法に定める指定居宅サービス事業等」から、同一法人が運営する「公益事業全般」へ対象が拡大。

②公益事業に充当できる額の上限の撤廃

・前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額（当該施設の「前期末支払資金の10%を限度」）の上限を撤廃。

(2) 資料 1-2 課長通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」

①会計監査人の費用

・「法人本部の運営に要する経費」の「事務費支出」に、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示。

②役員報酬の取扱い

・理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除。

・「法人本部の運営に要する経費」に、役員報酬が含まれることを明示。

(3) 資料 1-3 課長通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

・今回の法改正により、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとして、随意契約が可能な金額を緩和。

◆「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」の様式について」が発出される ～平成 29 年度からの現況報告書の様式が示される～

平成 29 年 3 月 29 日、厚生労働省は、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」の様式について」を発出しました。平成 29 年 4 月 1 日から適用されます。

社会福祉法人は毎会計年度終了後 3 か月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した「現況報告書」を所轄庁に届ける必要があります。

様式や項目の詳細は、資料 2 並びに厚生労働省ホームページをご参照ください。

<厚生労働省ホームページ>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

資料 2 「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000159471.pdf>

◆「平成 29 年春の全国交通安全運動」 ～4 月 10 日は「交通事故死ゼロを目指す日」～

平成 29 年 4 月 6 日～15 日は、全国交通安全運動の期間となっています。保育所等の児童に対して、正しい交通ルールと交通マナーの教育を実施することが推進されています。

「事故にあわない、おこさない」を合言葉に、各施設・事業所での交通安全運動の取り組みをお願いいたします。ポスターは内閣府ホームページからダウンロードできます。

http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h29_haru/pdf/poster_tate.pdf#search=%27%E5%86%85%E9%96%A3%E5%BA%9C+%E4%BA%A4%E9%80%9A%E5%AE%89%E5%85%A8+%E3%83%9D%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BC+%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%27

雇児発0329第5号
社援発0329第47号
老発0329第31号
平成29年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の
一部改正について

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）等により定めているところである。

今般、平成29年4月1日より、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が施行され、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされていること等を踏まえ、運営費について、地域の福祉ニーズ等を踏まえた多様な事業に柔軟に活用できるよう、より弾力的な運用を図るため、本通知を別添のとおり改正し、平成29年4月1日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」—新旧対照表—
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>各 殿</p> <p>(最終改正：平成29年3月29日)</p>	<p>雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>各 殿</p> <p>(最終改正：平成24年3月28日)</p>
<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費(措置費)以下「運営費」という。)の取扱いは、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知(平成16年3月12日雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知)により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人(以下「法人」という。)の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度(平成16年度分)運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p>	<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費(措置費)以下「運営費」という。)の取扱いは、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知(平成16年3月12日雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知)により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人(以下「法人」という。)の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度(平成16年度分)運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」一新旧対照表一
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・看護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>1 運営費の弾力運用が認められる要件について 本通知に定める運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。 ただし、(4)についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>(2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>(3) 「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。</p> <p>(4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。</p> <p>① 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決</p>	<p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>1 運営費の弾力運用が認められる要件について 本通知に定める運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。 ただし、(4)についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>(2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>(3) 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。</p> <p>(4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。</p> <p>① 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」一新旧対照表一
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>② 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」(平成26年4月1日雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>	<p>の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>② 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>
<p>2 対象施設について (別表2)</p> <p>本通知の対象となる施設は、別表2の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設については、直接授産事業活動にかかる経費(授産事業活動に要する設備の償却を含む。)を除いた部分について本通知を適用するものとする。</p>	<p>2 対象施設について (別表2)</p> <p>本通知の対象となる施設は、別表2の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設については、直接授産事業活動にかかる経費(授産事業活動に要する設備の償却を含む。)を除いた部分について本通知を適用するものとする。</p>
<p>3 運営費等の使途範囲について</p> <p>(1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもの、事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。</p> <p>(2) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発</p>	<p>3 運営費等の使途範囲について</p> <p>(1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。</p> <p>(2) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」一新旧対照表一
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・福祉局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。</p> <p>なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。</p> <p>① 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金</p> <p>② 施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金</p> <p>(3) 運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等(別表3)の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p> <p>(4) サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という。)については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法(昭和26年法律第45号)以下、「社会福祉法」という。)第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。</p>	<p>生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。</p> <p>なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。</p> <p>① 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金</p> <p>② 施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金</p> <p>(3) 運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等(別表3)の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p> <p>(4) サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という。)については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法(昭和26年法律第45号)以下、「社会福祉法」という。)第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法(平成9年法律第123号)</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」一新旧対照表一
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・福祉局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>4 前期末支払資金残高の取扱いについて 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること。</p> <p>(1) 法人本部の運営に要する経費 (2) 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 (3) 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費</p>	<p>に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。</p> <p>なお、経過的に平成26年度まで適用することが可能な、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準（以下「旧会計基準」という。）を適用する法人については、「サービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）を「施設経理区分」と読み替えるものとする（以下同じ。）。</p> <p>4 前期末支払資金残高の取扱いについて 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。</p> <p><u>ただし、(3)の公益事業への充当は、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。</u></p> <p>なお、当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること。</p> <p>(1) 法人本部の運営に要する経費 (2) 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 (3) 同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」一新旧対照表一
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・福祉局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>5 運営費の管理・運用について</p> <p>(1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安 全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。</p> <p>(2) 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各 事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得な い場合に、当該年度内に限って認められるものであること。</p> <p>また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事 業区分以外への貸付けは一切認められないこと。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われ る事業及び介護保険法(平成9年法律第123号)に定める指定居宅 サービス事業等の運営に要する経費</p> <p>5 運営費の管理・運用について</p> <p>(1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安 全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。</p> <p>(2) 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各 事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得な い場合に、当該年度内に限って認められるものであること。</p> <p>また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事 業区分以外への貸付けは一切認められないこと。</p> <p>なお、旧会計基準を適用する場合には、「各サービス区分、 各拠点区分及び各事業区分」を「各施設経理区分、本部経理区分又は 収益事業等の特別会計」と読み替えるものとする。</p>
<p>6 法人の事業経営に係る指導監督について</p> <p>法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指 導を行うこと。</p> <p>また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものである ことから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行 うこと。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、 厳正に審査を行われないこと。</p> <p>特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収 支計算書については、各会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経 年の整合性についても審査を徹底されたいこと。</p>	<p>6 法人の事業経営に係る指導監督について</p> <p>法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指 導を行うこと。</p> <p>また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものである ことから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行 うこと。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、 厳正に審査を行われないこと。</p> <p>特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収 支計算書については、各会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経 年の整合性についても審査を徹底されたいこと。</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」—新旧対照表—
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 経理の審査は各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)にとどまらず、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についても審査を行われないこと。 また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまらず、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不相当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。 ① 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設への措置替えを行うこと。 ② 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。 ただし、適及適用は行わないこと。 ③ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。</p> <p>(4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)によ</p>	<p><u>なお、旧会計基準を適用する場合には、社会福祉事業に関する会計単位以外の各会計単位の整合性についても、審査を徹底された</u> <u>いこと。</u></p> <p>(2) 経理の審査は各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)にとどまらず、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についても審査を行われないこと。 また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまらず、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不相当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。</p> <p><u>なお、旧会計基準を適用する場合には、「サービス区分、拠点区分及び事業区分」を「経理区分及び特別会計」と読み替えるものとす</u> <u>る。</u></p> <p>(3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。 ① 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設への措置替えを行うこと。 ② 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。 ただし、適及適用は行わないこと。 ③ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。</p> <p>(4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)によ</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>る制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。</p> <p>(別表1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成12年10月25日社援第2395号) 2 障害者支援施設等に係る指導監査について (平成19年4月26日障発第0426003号) 3 老人福祉施設に係る指導監査について (平成12年5月12日老発第481号) 4 児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号) 	<p>る制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。</p> <p>(別表1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成12年10月25日社援第2395号) 2 障害者支援施設等に係る指導監査について (平成19年4月26日障発第0426003号) 3 老人福祉施設に係る指導監査について (平成12年5月12日老発第481号) 4 児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」—新旧対照表—
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・福祉局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(別表2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法 (昭和25年5月4日法律第144号) による保護施設 2 身体障害者福祉法 (昭和24年12月26日法律第283号) による身体障害者社会参加支援施設 (視聴覚障害者情報提供施設に限る。) 3 老人福祉法 (昭和38年7月11日法律第133号) による老人福祉施設 (養護老人ホームに限る。) 4 売春防止法 (昭和31年5月24日法律第118号) による婦人保護施設 5 児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号) による児童福祉施設 (保育所を除く。)、児童自立生活援助事業 (「児童自立生活援助事業の実施について」(平成10年4月22日雇発第344号) に基づく事業) を行うための施設 (以下「自立援助ホーム」という。) <p>及び小規模居住型児童養育事業 (「小規模居住型児童養育事業の運営について」(平成21年3月31日雇発第0331011号) に基づく事業) を行うための施設 (以下「ファミリーホーム」という。)</p>	<p>(別表2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法 (昭和25年5月4日法律第144号) による保護施設 2 身体障害者福祉法 (昭和24年12月26日法律第283号) による身体障害者社会参加支援施設 (視聴覚障害者情報提供施設に限る。) 3 老人福祉法 (昭和38年7月11日法律第133号) による老人福祉施設 (養護老人ホームに限る。) 4 売春防止法 (昭和31年5月24日法律第118号) による婦人保護施設 5 児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号) による児童福祉施設 (保育所を除く。)、児童自立生活援助事業 (「児童自立生活援助事業の実施について」(平成10年4月22日雇発第344号) に基づく事業) を行うための施設 (以下「自立援助ホーム」という。) <p>及び小規模居住型児童養育事業 (「小規模居住型児童養育事業の運営について」(平成21年3月31日雇発第0331011号) に基づく事業) を行うための施設 (以下「ファミリーホーム」という。)</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」一新旧対照表一
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・福祉局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(別表3)</p> <p>1 生活保護関係施設 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設</p> <p>2 老人福祉関係施設 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設</p> <p>老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号) <p>3 介護保険関係施設 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の38に規定する地域支援事業を行うための施設</p> <p>4 障害者関係施設 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第16項に規定する一般相談支援 	<p>(別表3)</p> <p>1 生活保護関係施設 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設</p> <p>2 老人福祉関係施設 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設</p> <p>老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号) <p>3 介護保険関係施設 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の38に規定する地域支援事業を行うための施設</p> <p>4 障害者関係施設 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害者自立支援法</u>第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第17項に規定する一般相談支援事業並びに特定相談支援事業

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」—新旧対照表—
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・福祉局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>事業並びに特定相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障 発第0801002号) <p>5 婦人保護施設</p> <p>6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 <u>児童心理治療施設</u> 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 自立援助ホーム ファミリーホーム</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業 及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業 <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業、 同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第7項 に規定する一時預かり事業</u> <p>7 社会福祉関係施設 授産施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障 発第0801002号) <p>5 婦人保護施設</p> <p>6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 自立援助ホーム ファミリーホーム</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業 及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業 ・ 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日 雇児発第0609001号) 中別添1 ・ 「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」 (平成23年9月30日 雇児発0930第1号) 中別添4(4) (5)、(6) <p>7 社会福祉関係施設 授産施設</p>

雇 児 発 0329 第 6 号
社 援 発 0329 第 48 号
老 発 0329 第 30 号
平成 29 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日付け雇
児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局
長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」
（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生
省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通
知。以下「認可通知」という。）別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5 その他（4）において、
別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中略）のうち社会福祉法
施行規則（中略）第 2 条の 41 第 1 号から第 13 号まで及び第 16 号に掲げる事項」（以下「現
況報告書」という。）及び「同条第 14 号に掲げる事項」（以下「社会福祉充実残額算定シー
ト」という。）について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり、その様式を定め、平成 29 年 4 月 1
日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通
知に記載のとおり、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」
という。）第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととし
ているので、ご留意願います。

この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、
財産目録及び附属明細書（施行規則第 10 条の 2 第 2 号に掲げる部分に限る。）」については、
「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）及び関係通知で定める様式に
従って届け出ることとします。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御
了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれまして
は、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきます
ようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項
の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよる
べき基準として発出するものであることを申し添えます。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
(7)法人の名称					
(8)主たる事務所の住所					
(9)主たる事務所の電話番号	(10)主たる事務所のFAX番号	(11)従たる事務所の有無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス					
(15)法人の設立認可年月日	(16)法人の設立登記年月日	(14)法人のメールアドレス			

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	(2)評議員の現員	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）			
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	(2)理事の現員	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）				
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特異関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	(2)監事の現員	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）			
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況
					(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
	～				
	～				

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数	(2)常勤兼務者の実数	(3)非常勤者の実数

	常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数				
①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数	
	常勤換算数		常勤換算数	

	建設費						0	
	大規模修繕							

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称			
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称			
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額の総額(円)	
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	
②地域公益事業(円)	
③公益事業(円)	
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	
②地域公益事業(円)	
③公益事業(円)	
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

- ㊦事業報告
- ㊦財産目録
- ㊦事業計画書
- ㊦第三者評価結果
- ㊦苦情処理結果
- ㊦監事監査結果
- ㊦附属明細書

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

- ①事業運営に係る公費（円）
- ②施設・設備に係る公費（円）
- ③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

1.4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

- ①実施者の区分
- ②実施者の氏名（法人の場合は法人名）
- ③業務内容
- ④費用〔年額〕（円）

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

②実施した改善内容

1.5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	

(4)うち開催を省略した回数

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	

(4)うち開催を省略した回数

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名

(2)監査報告により求められた改善すべき事項

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

10. 前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

(2)会計監査人による監査報告書

11. 前会計年度における事業等の概要 (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位の事業開始年月日	⑦事業所単位の定員		
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(ハ) 借入金額(円)	(ニ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

- ① 任意事項の公表の有無
- ② 事業報告
- ③ 財産目録
- ④ 事業計画書
- ⑤ 第三者評価結果
- ⑥ 苦情処理結果
- ⑦ 監事監査結果
- ⑧ 附属明細書

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

- ① 事業運営に係る公費 (円)
- ② 施設・設備に係る公費 (円)
- ③ 国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)

(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

1.4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

- ① 実施者の区分
- ② 実施者の氏名 (法人の場合は法人名)
- ③ 業務内容
- ④ 費用 [年額] (円)

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

- ① 所轄庁から求められた改善事項

② 実施した改善内容

1.5. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	
③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●)	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

記載要領

現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。

【共通事項】

- 母子生活支援施設及び婦人保護施設等、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障を来す恐れがある事項については、該当する事項を空欄とした上で備置き・閲覧、公表を行うこと。
- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、以下に掲げる点に留意すること。
 - (1) 黄色及び緑色のセルの入力については、それぞれ対応する入力候補欄から選択すること。
 - (2) 「1 1. 前会計年度における事業等の概要」の「(1) 社会福祉事業の実施状況」における「①-3 事業類型コード分類」において「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択した場合には、利用者等の安全に支障を来す恐れがある事項として、以下の項目については、システム上で「非公表」の処理を行う。
 - 1. 法人基本情報
 - (1) 都道府県区分
 - (2) 市町村区分
 - (3) 所轄庁区分
 - (4) 法人番号
 - (8) 主たる事務所の住所
 - (9) 主たる事務所の電話番号
 - (10) 主たる事務所のFAX番号
 - (12) 従たる事務所の住所
 - 1 1. 前会計年度における事業等の概要
 - (1) 社会福祉事業の実施状況
 - ③事業所の所在地
 - (2) 公益事業
 - ③事業所の所在地
 - (3) 収益事業
 - ③事業所の所在地
- 金額を記載する欄については、円単位でその金額を記載すること。

【個別事項】

1. 法人基本情報

- (1) 都道府県区分
 - 貴法人の所在都道府県を記載すること（※）。
 - （※）【共通事項】に留意すること。また、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、貴法人の所在都道府県をリストから選択すること。
- (2) 市町村区分
 - 貴法人の所在市町村を記載すること（※）。
 - （※）【共通事項】に留意すること。また、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、貴法人の所在市町村をリストから選択すること。
- (3) 所轄庁区分
 - 貴法人の所轄庁の名称を記載すること。（※）。
 - （※）【共通事項】に留意すること。また、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、記載不要であること。
- (4) 法人番号
 - 貴法人の社会保障・税番号（マイナンバー）制度に係る法人番号を記載すること（※）。
 - （※）【共通事項】に留意すること。
- (5) 法人区分
 - 貴法人の法人区分を「一般法人」・「社会福祉協議会」・「共同募金会」・「社会福祉事業団」・「その他」のうちから選択すること（※）。
 - （※）「一般法人」とは、施設を経営する法人とする。また、「その他」とは、他の区分に該当しない法人とする。
- (6) 活動状況
 - 貴法人の活動状況を「運営中」・「休止」のうちから選択すること。
- (7) 法人の名称
 - 貴法人の名称を正式名称で入力すること。
- (8) 主たる事務所の住所
 - 主たる事務所の住所を記載すること（※）。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。
 - （※）【共通事項】に留意すること。
- (9) 主たる事務所の電話番号
 - 貴法人の主たる事務所の電話番号を入力すること。（※）。
 - （※）【共通事項】に留意すること。

- (10) 主たる事務所のFAX番号
○ 貴法人の主たる事務所のFAX番号を入力すること。(※)。
(※)【共通事項】に留意すること。
- (11) 従たる事務所の有無
○ 従たる事務所の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- (12) 従たる事務所の住所
○ 従たる事務所の住所を記載すること(※)。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。
(※)【共通事項】に留意すること。
- (13) 法人のホームページアドレス
○ 法人のホームページアドレスを記載すること。ホームページがない場合は、空欄とすること。
- (14) 法人のメールアドレス
○ 法人のメールアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを所有していない場合であって、「問い合わせフォーム」などの形を設けているときは、当該「問い合わせフォーム」の掲載ページアドレスを記載すること。メールアドレスも問い合わせフォームも所有していない場合は、空欄とすること。
- (15) 法人の設立認可年月日
○ 法人の設立認可年月日を記載すること。
- (16) 法人の設立登記年月日
○ 法人の設立登記年月日を記載すること。

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

- (1) 評議員の定員
○ 評議員の定員を記載すること。
(例) 「〇名以上〇名以内」、「〇名」、「〇名以上」、「〇名以内」
- (2) 評議員の現員
○ 評議員の現員を記載すること。
- (3-1) 評議員の氏名
○ 各評議員の氏名を記載すること。
- (3-2) 評議員の職業
○ 各評議員の現在の職業を記載すること。

(3-3) 評議員の任期

- 各評議員の任期（就任年月日～平成〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。なお、終期の月の記載については、定款に記載された定時評議員会の開催予定月によることとなるが、月単位で記載していない等の理由により開催予定月が不明な場合は、下記の例のように記載すること。

（例）「H29. 4. 1～H33. 6」

(3-4) 評議員の所轄庁からの再就職状況

- 各評議員の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること（※）。なお、ここでいう「就職」には、「委嘱」、「選任」等の形態も含まれること。
（※）当該法人の所轄庁の課長級以上（一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。）の役職にあった者が対象（退職後、他の企業等に就職・退職した後に評議員になった場合も対象となる）。

(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況

- 各評議員の他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況を「有」・「無」のうちから選択すること。

(3-6) 評議員全員の報酬等の総額

- 評議員全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等）の総額（前会計年度の評議員に対して支出した実績額）を記載すること（※）。
（※）平成28会計年度については、役員等を兼務している場合には、評議員としての報酬のみを記載すること。

(3-7) 前会計年度における評議員会への出席回数

- 各評議員の評議員会に出席した回数を記入すること。

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1) 理事の定員

- 理事の定員を記載すること。
（例）「〇名以上〇名以内」、「〇名」、「〇名以上」、「〇名以内」

(2) 理事の現員

- 理事の現員を記載すること。

(3-1) 理事の氏名

- 各理事の氏名を記載すること。

- (3-2) 理事の役職
- 各理事の役職を「理事長（会長等含む）」・「業務執行理事（常務理事等含む）」・「その他理事」のうちから選択すること。
- (3-3) 理事長への就任年月日
- 「就任年月日」は、「重任」ではなく、「就任当初」の年月日を記載すること。
- (3-4) 理事の常勤・非常勤
- 各理事の常勤・非常勤を「常勤」・「非常勤」のうちから選択すること。
- (3-5) 理事選任の評議員会議決年月日
- 各理事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年度までの間、評議員を設置していない場合があることから、評議員会によらず理事を選任していた場合は、空欄として差し支えない。
- (3-6) 理事の職業
- 各理事の現在の職業を記載すること。
- (3-7) 理事の所轄庁からの再就職状況
- 各理事の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること（※）。
なお、ここでいう「就職」には、「委嘱」、「選任」等の形態も含まれること。
（※）当該法人の所轄庁の課長級以上（一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。）の役職にあった者が対象（退職後、他の企業等に就職・退職した後に理事になった場合も対象となる）。
- (3-8) 理事の任期
- 各理事の任期（就任年月日～平成〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。
- (3-9) 理事要件の区分別該当状況
- 各理事について、理事要件の区分別該当状況を「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」・「事業区域における福祉に関する実情に通じている者」・「施設の管理者」・「その他」のうちから選択すること。
- (3-10) 各理事と親族等特殊関係にある者の有無
- 各理事について、親族等特殊関係にある者の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- (3-11) 理事報酬等の支給形態
- 各理事の理事報酬等の支給形態を「理事報酬及び職員給与ともに支給」・「理事報酬のみ支給」・「職員給与のみ支給」・「いずれも支給なし」のうちから選択すること。

(3-12) 理事全員の報酬等の総額

- 理事全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より理事に対し支払われた報酬等）の総額（前会計年度の理事に対して支出した実績額）を記載すること。なお、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、左のセルに理事報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択した上、右のセルに理事報酬等の総額を記載すること。

(3-13) 前会計年度における理事会への出席回数

- 各理事の理事会に出席した回数を記入すること。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1) 監事の定員

- 監事の定員を記載すること。

（例）「〇名以上〇名以内」、「〇名」、「〇名以上」、「〇名以内」

(2) 監事の現員

- 監事の現員を記載すること。

(3-1) 監事の氏名

- 各監事の氏名を記載すること。

(3-2) ①監事の職業

- 各監事の現在の職業を記載すること。

(3-2) ②監事の所轄庁からの再就職状況

- 各監事の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること（※）。なお、ここでいう「就職」には、「委嘱」、「選任」等の形態も含まれること。

（※）当該法人の所轄庁の課長級以上（一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。）の役職にあった者が対象（退職後、他の企業等に就職・退職した後に監事になった場合も対象となる）。

(3-3) 監事選任の評議員会議決年月日

- 各監事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年度までの間、評議員を設置していない場合があることから、評議員会によらず監事を選任していた場合は、空欄として差し支えない。

(3-4) 監事の任期

- 各監事の任期（就任年月日～平成〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

(3-5) 監事要件の区分別該当状況

- 各監事について、監事要件の区分別該当状況を以下の項目から選択すること。
 - ・社会福祉事業に識見を有する者（公認会計士）
 - ・社会福祉事業に識見を有する者（税理士）
 - ・社会福祉事業に識見を有する者（その他）
 - ・財務管理に識見を有する者（公認会計士）
 - ・財務管理に識見を有する者（税理士）
 - ・財務管理に識見を有する者（その他）

(3-6) 監事報酬の報酬等の総額

- 監事全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より監事に対し支払われた報酬等）の総額（前会計年度の監事に対して支出した実績額）を記載すること。

(3-7) 前会計年度における理事会への出席回数

- 各監事の理事会に出席した回数を記入すること。

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1) 前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）

- 前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）を記載すること。

(1-2) 前会計年度の会計監査人の監査報酬額

- 前会計年度の会計監査人の監査報酬額を記載すること。

(1-3) 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無

- 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

(2-1) 当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）

- 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人を決定している場合について記入すること。

(2-2) 当会計年度の会計監査人の監査報酬額

- 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人の報酬額を決定している場合について記入すること。

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1) 法人本部職員の人数

①常勤専従者の実数

- 「常勤専従」とは、施設等が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数（「施設等の勤務時間数」）の全てを勤務している者で、施設等内の他の職務及び併設施設等の他の職務に従事しない者をいう。

②常勤兼務者の実数及び常勤換算数

- 「常勤兼務」とは、施設等の勤務時間数の全てを勤務している者で、施設等内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者をいう。また、「常勤換算数」とは、兼務している常勤者（当該施設等において定められている勤務時間の全てを勤務している者）について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数をいう。

③非常勤者の実数及び常勤換算数

- 「非常勤」とは、常勤以外の従事者をいう。また、「常勤換算数」とは、非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数をいう。

(2) 施設・事業所職員の人数

①常勤専従者の実数

- 「常勤専従」とは、施設等が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数（「施設等の勤務時間数」）の全てを勤務している者で、施設等内の他の職務及び併設施設等の他の職務に従事しない者をいう。

②常勤兼務者の実数及び常勤換算数

- 「常勤兼務」とは、施設等の勤務時間数の全てを勤務している者で、施設等内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者をいう。また、「常勤換算数」とは、兼務している常勤者（当該施設等において定められている勤務時間の全てを勤務している者）について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数をいう。

③非常勤者の実数及び常勤換算数

- 「非常勤」とは、常勤以外の従事者をいう。また、「常勤換算数」とは、非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数をいう。

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1) 評議員会ごとの評議員会開催年月日

- 評議員会ごとの評議員会開催年月日を記載すること。

- (2) 評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数
 - 「出席者数」欄には実際に評議員会に出席した人数を記載すること。なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること。
また、平成29年度の記載に当たって、平成28年度までの間、評議員と理事を兼務していた場合等については、評議員の欄のみにその出席者数を追加すること。
- (3) 評議員会ごとの決議事項
 - 評議員会ごとの決議事項を記載すること。
- (4) うち開催を省略した回数
 - 社会福祉法第45条の9第10項の規定に基づき開催を省略した回数を記載すること。

8. 前会計年度の理事会の状況

- (1) 理事会ごとの理事会開催年月日
 - 理事会ごとの理事会開催年月日を記載すること。
- (2) 理事会ごとの理事・監事別の出席者数
 - 「出席者数」欄には実際に理事会に出席した人数を記載すること。なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること。
- (3) 理事会ごとの決議事項
 - 「決議事項」欄について、理事長の専決事項に係る理事会への報告については記載する必要はないこと。
- (4) うち開催を省略した回数
 - 社会福祉法第45条の14第9項の規定に基づき開催を省略した回数を記載すること。

9. 前会計年度の監事監査の状況

- (1) 監事監査を実施した監事の氏名
 - 監事監査を実施した監事の氏名を記載すること。
- (2) 監査報告により求められた改善すべき事項
 - 監査報告により求められた改善すべき事項を記載すること。
- (3) 監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応
 - 監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応内容を記載すること。

10. 前会計年度の会計監査の状況

- 「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況」における「③業務内容」で、「ア

公認会計士又は監査法人による、「社会福祉法に準じた会計監査」を選択した場合についても、本項目を記載すること。

(1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分

- 会計監査人による会計監査報告における意見を「無限定適正意見」・「除外事項を付した限定付適正意見」・「不適正意見」・「意見不表明」のうちから選択すること。

(2) 会計監査人による監査報告書

- 会計監査人による監査報告書を、現況報告書と併せて添付すること。
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該システムに監査報告書をPDFファイルにより添付すること。

11. 前会計年度における事業等の概要

(1) 社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分について、法人において任意の番号を付番（最大3桁まで）すること（※）。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一のコードを付番すること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-2拠点区分名称

- 「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分の名称を記載すること。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一の拠点区分名称を記載すること。

①-3事業類型コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること（※）。なお、事務所本部を構える法人については、必要に応じ「本部経理区分」についても選択すること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-4実施事業名称

- 社会福祉法に基づき実施する事業を記載すること（※）。
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を「①-3」において選択すると、自動的に表示される。

②事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること（※）。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。
（※）【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日を記載すること。

⑦事業所単位での定員

- 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては「0」と記載すること。

⑧年間（4月～3月）利用者数延べ総数

- 年間（4月～3月）の利用者数の延べ総数を記載すること。なお、相談事業等について、電話や文書による相談等を含めるとその数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。

⑨社会福祉施設等の建設等の状況

- 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）へ記載すること（他の事業欄は空欄として差し支えないこと。）。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。

ア 建設費

(ア) 建設年月日

- 建設年月日を記載すること。なお、建替を行った場合にあっては、当該建替年月日を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設年月日を記載すること。

(イ) 自己資金額

- 建設に要した費用（建物建設費に加え、土地造成費、既存建物解体費、仮移転等費用、設計監理等費用、建物と一体的に整備した設備（厨房設備、機械浴槽等）に要した費用、外構工事費等を含むことができるものとする。以下同じ。）のうち、自己資金額（寄付金を含む。以下同じ。）を記載すること。

なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額（建替時の一時的な移転費用を含む。以下同じ。）を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。

また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(ウ) 補助金額

- 建設に要した費用のうち、補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む。）を記載すること。

なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。また、地方公共団体からの無償譲渡により取得した建物がある場合には、本欄に当該無償譲渡を受けた時点の貸借対照表価額を記載すること。

また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(エ) 借入金額

- 建設に要した費用のうち、（独）福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額（現時点での借入金残額ではなく、当初の借入金総額を記載すること。以下同じ。）を記載すること。

なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。

また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(オ) 建設費合計額

- 建設費の合計額を記載すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、（イ）～（エ）を記載すると自動計算されるが、それぞれの内訳は不明であるものの、その総額を把握している等については、当該総額を記載すること。

イ 大規模修繕

- ここでいう大規模修繕とは、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修する経費や、応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものであること。具体的には、例えば以下のようなもの（（2）の⑨のイ及び（3）の⑨のイにおいて同じ。）が該当するものであること。

外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・全面的なタイルの補修 ・全面的なシール更新 ・全面的な外壁塗装更新
屋根/防水	<ul style="list-style-type: none"> ・防水トップコートの更新 ・バルコニー防水/シート更新 ・屋根面の塗装更新
内装	<ul style="list-style-type: none"> ・居室・トイレ・浴室等のリニューアル ・事務室のOAフロア化
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタルTV設備の導入 ・照明設備のLED化 ・受電設備のトランス更新 ・施設内通信設備の導入 ・電気容量の増強
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調熱源の更新（個別空調化） ・空調配管の更新 ・中央監視設備の更新
給排水	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯器の更新（電化等含む） ・給水/給湯ポンプの更新 ・排水管のライニング更新 ・トイレの増設
EV等昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター巻上機/制御盤/かごの更新 ・ダムウェーターの更新
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備の更新 ・インターホン・ICカード等セキュリティ対策工事 ・エントランスへのスロープの設置

(ア) -1~5 修繕年月日（1~5回目）

- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。同時期に行った大規模修繕については、併せて1回の大規模修繕とすること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行った場合は、直近5回分について記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア) で要した修繕費の合計額を記載すること（本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること。）。正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行い、(ア)において直近5回分について記載した場合も、本項目では全ての大規模修繕に要した額を記載すること。

ウ 延べ床面積

- (ア) で記載した建物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(2) 公益事業

①-1拠点区分コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分について、法人において任意の番号を付番（最大3桁まで）すること（※）。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一のコードを付番すること。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-2拠点区分名称

- 「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分の名称を記載すること。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一の拠点区分名称を記載すること。

①-3事業類型コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-4実施事業名称

- 社会福祉法に基づき実施する事業を記載すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を「①-3」において選択すると、自動的に表示される。

②事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること（※）。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。

（※）【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日を記載すること。

⑦事業所単位での定員

- 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては「0」と記載すること。

⑧年間（4月～3月）利用者数延べ総数

- 年間（4月～3月）の利用者数の延べ総数を記載すること。なお、相談事業等について、電話や文書による相談等を含めるとその数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。

⑨社会福祉施設等の建設等の状況

- 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）へ記載すること（他の事業欄は空欄として差し支えないこと。）。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。

ア 建設費

(ア) 建設年月日

- 建設年月日を記載すること。なお、建替を行った場合にあっては、当該建替年月日を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設年月日を記載すること。

(イ) 自己資金額

- 建設に要した費用のうち、自己資金額を記載すること。
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(ウ) 補助金額

- 建設に要した費用のうち、補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む。）を記載すること。
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。また、地方公共団体からの無償譲渡により取得した建物がある場合には、本欄に当該無償譲渡を受けた時点の貸借対照表価額を記載すること。
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(エ) 借入金額

- 建設に要した費用のうち、(独)福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額を記載すること。

なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。

また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(オ) 建設費合計額

- 建設費の合計額を記載すること(※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、(イ)～(エ)を記載すると自動計算されるが、それぞれの内訳は不明であるものの、その総額を把握している等については、当該総額を記載すること。

イ 大規模修繕

- ここでいう大規模修繕とは、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修する経費や、応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものであること。具体的には、(1)の⑨のイに列挙したようなものが該当するものであること。

(ア) ー1～5 修繕年月日(1～5回目)

- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。同時期に行った大規模修繕については、併せて1回の大規模修繕とすること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行った場合は、直近5回分について記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア)で要した修繕費の合計額を記載すること(本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること)。正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行い、(ア)において直近5回分について記載した場合も、本項目では全ての大規模修繕に要した額を記載すること。

ウ 延べ床面積

- (ア)で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(3) 収益事業

①-1 拠点区分コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分について、法人において任意の番号を付番(最大3桁まで)すること(※)。なお、同一拠点区分内

で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一のコードを付番すること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-2拠点区分名称

- 「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分の名称を記載すること。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一の拠点区分名称を記載すること。

①-3事業類型コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること(※)。
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-4実施事業名称

- 実施している収益事業名を記載すること(※)。
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を「①-3」において選択すると、自動的に表示される。

② 事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること(※)。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。
(※)【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 事業開始年月日を記載すること。

⑦事業所単位での定員

- 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては「0」と記載すること。

⑧年間（4月～3月）利用者数延べ総数

- 年間（4月～3月）の利用者数の延べ総数を記載すること。なお、その数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。

⑨社会福祉施設等の建設等の状況

- 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）へ記載すること（他の事業欄は空欄として差し支えないこと。）。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。

ア 建設費

(ア) 建設年月日

- 建設年月日を記載すること。なお、建替を行った場合にあっては、当該建替年月日を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設年月日を記載すること。

(イ) 自己資金額

- 建設に要した費用のうち、自己資金額を記載すること。
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(ウ) 補助金額

- 建設に要した費用のうち、補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む。）を記載すること。
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。また、地方公共団体からの無償譲渡により取得した建物がある場合には、本欄に当該無償譲渡を受けた時点の貸借対照表価額を記載すること。
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(エ) 借入金額

- 建設に要した費用のうち、（独）福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額を記載すること。
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(オ) 建設費合計額

- 建設費の合計額を記載すること（※）。
- （※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、(イ)～(エ)を記載すると自動計算されるが、それぞれの内訳は不明であるものの、その総額を把握している等については、当該総額を記載すること。

イ 大規模修繕

- ここでいう大規模修繕とは、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修する経費や、応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものであること。具体的には、(1)の⑨のイに列挙したようなものが該当するものであること。

(ア) ー1～5 修繕年月日（1～5回目）

- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。同時期に行った大規模修繕については、併せて1回の大規模修繕とすること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行った場合は、直近5回分について記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア)で要した修繕費の合計額を記載すること（本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること。）。正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行い、(ア)において直近5回分について記載した場合も、本項目では全ての大規模修繕に要した額を記載すること。

ウ 延べ床面積

- (ア)で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(4) 備考

- (1)～(3)で記載した内容に係る留意事項や、その他特記事項等がある場合、本欄にその内容を記載すること。

11-2. うち地域における広域的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること（※）。
- （※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

②取組の名称

- 取組名称を記載すること。なお、①と同様の内容を記載することとなる場合は、記載を省略して差し支えない。

③取組の実施場所（区域）

- 取組の実施場所を記載すること。

④取組内容

- 取組内容を記載すること。

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額の総額

- 社会福祉充実残額の総額を記載すること。残額が生じない場合は「0」を記載すること。なお、平成29年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあつては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）

- 本項目の記載に当たって、平成29年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあつては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）

- 検討の第1順位である社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）の計画額を記載すること。

②地域公益事業

- 検討の第2順位である地域公益事業の計画額を記載すること。

③公益事業

- 検討の第3順位である公益事業の計画額を記載すること。

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）

- 検討の第1順位である社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）への前年度の実績額を記載すること。

②地域公益事業

- 検討の第2順位である地域公益事業への前年度の実績額を記載すること。

③公益事業

- 検討の第3順位である公益事業への前年度の実績額を記載すること。

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

- 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の事業を行う場合には、最初に開始する事業の開始年月日及び最後に終了する事業の終了予定年月日を記載すること。なお、平成29年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあつては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

(例) 「平成29年8月1日～平成34年3月31日」

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告

- 事業報告の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

①財産目録

- 財産目録の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

㊧事業計画書

- 事業計画書の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

①第三者評価結果

- 第三者評価結果の公表の有無を「有」・「無」・「該当なし」のうちから選択すること。

㊨苦情処理結果

- 苦情処理結果の公表の有無を「有」・「無」・「該当なし」のうちから選択すること。

㊩監事監査結果

- 監事監査結果の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

㊪附属明細書

- 附属明細書の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費

- 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること(※)。

なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年11月11日付「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」による改正前の「社会福祉法人の認可について」の別記第3「社会福祉法人現況報告書様式」の記載要領「3. 平成〇年度の法人の経営状況(総括表)」の「介護報酬等の公費」に係る規定のとおり記載すること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、平成29年度決算のデータ以降については、同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】

(介護保険事業収入)

- ・施設介護料収入：介護報酬収入、利用者負担金収入（公費）
- ・居宅介護料収入：介護報酬収入、介護予防報酬収入、介護負担金収入（公費）、介護予防負担金収入（公費）
- ・地域密着型介護料収入：介護報酬収入、介護予防報酬収入、介護負担金収入（公費）、介護予防負担金収入（公費）
- ・居宅介護支援介護料収入：居宅介護支援介護料収入、介護予防支援介護料収入
- ・介護予防・日常生活支援総合事業収入：事業費収入、事業負担金収入（公費）
- ・利用者等利用料収入：食費収入（公費）、食費収入（特定）、居住費収入（公費）、居住費収入（特定）
- ・その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、市町村特別事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

(老人福祉事業収入)

- ・措置事業収入：事務費収入、事業費収入
- ・運営事業収入：補助金事業収入（公費）

(児童福祉事業収入)

- ・措置費収入：事務費収入、事業費収入
- ・その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

(保育事業収入)

- ・施設型給付費収入：施設型給付費収入
- ・特例施設型給付費収入：特例施設型給付費収入
- ・地域型保育給付費収入：地域型保育給付費収入
- ・特例地域型保育給付費収入：特例地域型保育給付費収入
- ・委託費収入
- ・利用者等利用料収入：利用者等利用料収入（公費）
- ・その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

(障害福祉サービス等事業収入)

- ・自立支援給付費収入：介護給付費収入、特例介護給付費収入、訓練等給付費収入、特例訓練等給付費収入、地域相談支援給付費収入、特例地域相談支援給付費収入、計画相談支援給付費収入、特例計画相談支援給付費収入
- ・障害児施設給付費収入：障害児通所給付費収入、障害児入所給付費収入、障害児相談支援給付費収入、特例障害児相談支援給付費収入、特例障害児通所給付費収入
- ・補足給付費収入：特定障害者特別給付費収入、特例特定障害者特別給付費収入、特定入所障害児食費等給付費収入
- ・その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

(生活保護事業収入)

- ・措置費収入：事務費収入、事業費収入
- ・その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

(医療事業収入)

- ・入院診療収入（公費）
- ・外来診療収入（公費）
- ・訪問看護療養費収入（公費）
- ・その他の医療事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

(〇〇事業収入)

- ・その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

②施設・設備に係る公費

- 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること（※）。

なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年11月11日付「「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」による改正前の「社会福祉法人の認可について」の別記第3「社会福祉法人現況報告書様式」の記載要領「3. 平成〇年度の法人の経営状況（総括表）」の「介護報酬等の公費」に係る規定のとおり記載すること。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、平成29年度決算のデータ以降については、同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】

(借入金利息補助金収入)

- ・借入金利息補助金収入

(施設整備等補助金収入)

- ・施設整備等補助金収入
- ・設備資金借入金元金償還補助金収入

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額

- 法人設立時からの国庫補助金等特別積立金取崩累計額（各年度の事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額の和）を記載すること。記載に当たっては、現存する建物に対応した国庫補助金等特別積立金取崩累計額を記載すること。なお、計算が不可能な場合は空欄とすること。

(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

- 第三者評価を受審している施設・事業所ごとに、その施設・事業所名及び直近の受審年度を記載すること。

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

- 実施者の区分を「公認会計士」・「監査法人」・「税理士」・「税理士法人」のうちから選択すること。なお、この他の組織体が実施者である場合、実際に業務を行った「公認会計士」もしくは「税理士」を選択すること。

②実施者の氏名（法人の場合は法人名）

- 実施者の氏名を記載すること。なお、①で「監査法人」もしくは「税理士法人」を選択した場合は法人名を記載すること。

③業務内容

- 以下の項目から、該当する業務内容を選択すること。
 - ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査（※）
 - イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
 - ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
- （※）「ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査」を選択した場合、「10. 前会計年度の会計監査の状況」の項目において、「（1）会計監査人による会計監査報告における意見の区分」を選択するとともに、「（2）会計監査人による監査報告書」を添付すること。

④費用[年額]

- 業務を実施するに当たり要した費用（年額）を記載すること。

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

- 本項目については、直近の文書指摘事項について記載すること。なお、平成28年度までに受けた報告徴収・検査への対応状況については、従前通りの取扱いで差し支えないこと。

①所轄庁から求められた改善事項

- 所轄庁から求められた改善事項を記載すること。また、当該改善事項に係る指導を受けた年月日を併せて記載すること。

②実施した改善内容

- 「①所轄庁から求められた改善事項」を踏まえ、実施した改善内容を記載すること。

15. 退職手当制度の加入状況等

- 以下の内容から、加入している制度を記入すること（複数回答可）。

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

②中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入

- 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- ③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入
 - 特定退職金共済制度（商工会議所）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- ④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入
 - 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- ⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）
 - その他の退職手当制度への加入している場合、その制度名等を記載すること。
（※）「その他」とは①～④以外のことを指す
- ⑥法人独自で退職手当制度を整備
 - 法人独自での退職給付引当金の積立の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- ⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない
 - 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない場合「有」を、
①～⑥のいずれかで「有」を選択している場合は「無」を選択すること。

その他留意事項

- 現況報告書中、施行規則第10条第3項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。
 1. 法人基本情報（4月1日現在）：全項目（【共通事項】に留意すること。）
 2. 当該会計年度の初日における評議員の状況：(3-2)、(3-4)及び(3-5)を除く項目
 3. 当該会計年度の初日における理事の状況：(3-6)、(3-7)及び(3-11)を除く項目
 4. 当該会計年度の初日における監事の状況：(3-2)①及び(3-2)②を除く項目
 5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況：(1-2)及び(2-2)を除く項目
 6. 当該会計年度の初日における職員の状況：全項目
 7. 前会計年度の評議員会の状況：全項目
 8. 前会計年度の理事会の状況：全項目
 9. 前会計年度の監事監査の状況：全項目
 10. 前会計年度の会計監査の状況：(1)のみ
 11. 前会計年度における事業等の概要：(1)から(4)の全てについて、⑨を除く項目
（【共通事項】に留意すること。）
 - 11-2. うち地域における広域的な取組（地域公益事業含む）（再掲）：全項目

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況：全項目
13. 透明性の確保に向けた取組状況：全項目
14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況：(1) ④を除く項目
15. その他：該当項目無し

○ 以下の項目については、平成 29 年度は記載不要である。

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況
 - (1-1) 前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）
 - (1-2) 前会計年度の会計監査人の監査報酬額
 - (1-3) 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無
10. 前会計年度の会計監査の状況
12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況
 - (3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額
14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況
 - (1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況
 - ①実施者の区分
 - ②実施者の氏名（法人の場合は法人名）
 - ③業務内容
 - ④費用（年額）

以下、別紙2以降、略

雇児総発0329第1号
社援基発0329第1号
障企発0329第1号
老高発0329第3号
平成29年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局福祉基盤課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日付け社援施第7号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。）により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成29年4月1日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

- (1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。
- (2) 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。
- (3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと）

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
- ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MR S A）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- ④ ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- ① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
- ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合

③ ただし、予定価格が1,000万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。

カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと）

キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）

(4) 価格による随意契約（(3)アの契約をいう。）は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負：250万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ：160万円
- ・ 上記に掲げるもの以外：100万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。

ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。

イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の前予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。

(6) 施設整備に係る契約については、平成13年7月23日付雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。

また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）等に係る施設整備に係る契約については、交付の条件によること。

(7) 会計監査に係る契約については、(3)から(5)までにかかわらず、随意契約が可能であること。

具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。

また、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会

計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

- (8) 重要な契約については、法第 45 条の 13 第 4 項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 45 条の 16 第 3 項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

2 計算書類等の扱いについて

会計帳簿については、法第 45 条の 24 に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

計算書類については、法第 45 条の 27 に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から 10 年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法 45 条の 34 に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に作成するとともに、5 年間保存しなければならないこと。

別 表

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000 万円
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・ 建築工事：20 億円 ・ 建築技術・サービス：2 億円 ・ 物品等：3,000 万円

【参考】「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日）と「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 12 年 2 月 17 日 社援施第 7 号）の比較表

新通知	旧通知
<p>都道府県 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>児童総発 0329 第 1 号 社援基発 0329 第 1 号 障企発 0329 第 1 号 老高発 0329 第 3 号 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 社会・援護局福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課長 老健局高齢者支援課長</p>	<p>都道府県 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>社援施第 7 号 平成 12 年 2 月 17 日 (最終改正：平成 24 年 3 月 28 日)</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省社会・援護局施設人材課長 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>
<p>社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて</p> <p>社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 12 年 2 月 17 日付け社援施第 7 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。「旧通知」という。）により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び</p>	<p>社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて</p> <p>社会福祉法人における契約等の取扱いについては、昭和 51 年 1 月 31 日社施第 25 号の 2 厚生省社会局庶務課長、施設課長及び児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により示されているところであるが、この取扱いについて変更を加えるものではないので、新たに各法人において経理規程を定める際には、この点を遵守されるよう留意されたい。</p> <p>なお、従来より示している入札契約等に関する考え方は以下のとおりである。</p>

事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成29年4月1日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただきとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

(1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。

(2) 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。

(3) 随意契約によることができず他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと）

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合

1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

(1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。

(2) 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。

(3) 随意契約によることができず他の契約でその予定価格が別表に掲げる契約

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない場合

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合

<p>② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合</p> <p>③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合</p> <p>④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合</p> <p>⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合</p> <p>⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合</p> <p>ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合</p> <p>① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合</p> <p>② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合</p> <p>③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合</p> <p>エ 競争入札に付することが不利と認められる場合</p> <p>① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合</p> <p>② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合</p> <p>③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬ恐れがある場合</p> <p>④ ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができている見込みのある場合</p> <p>① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合</p>	<p>② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合</p> <p>③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合</p> <p>④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合</p> <p>⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合</p> <p>⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合</p> <p>ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合</p> <p>① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合</p> <p>② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合</p> <p>③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合</p> <p>エ 競争入札に付することが不利と認められる場合</p> <p>① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合</p> <p>② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合</p> <p>③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬ恐れがある場合</p> <p>④ ただし、予定価格が500万円以上の施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができている見込みのある場合</p> <p>① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合</p>
---	--

<p>② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合</p> <p>③ ただし、予定価格が 500 万円以上の設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 価格による随意契約は、2社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。</p>	<p>② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合</p> <p>③ ただし、予定価格が 1,000 万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格を他の条件に変更することはできないこと）</p> <p>キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）</p> <p>(4) 価格による随意契約（(3)アの契約をいう。）は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事又は製造の請負：250 万円 ・ 食料品・物品等の買入れ：160 万円 ・ 上記に掲げるもの以外：100 万円 <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。</p> <p>(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。</p> <p>ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要があるものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。</p> <p>イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績</p>
<p>② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合</p> <p>③ ただし、予定価格が 500 万円以上の設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 価格による随意契約は、2社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。</p> <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意すること。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。</p> <p>(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。</p> <p>ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要があるものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。</p> <p>イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績</p>	<p>② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合</p> <p>③ ただし、予定価格が 500 万円以上の設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 価格による随意契約は、2社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。</p> <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意すること。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。</p> <p>(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。</p> <p>ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要があるものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。</p> <p>イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績</p>

<p>や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。</p> <p>(6) 施設整備に係る契約については、平成13年7月23日雇児発第488号・社発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・授産局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。</p> <p>また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)等に係る施設整備に係る契約については、交付の条件によること。</p> <p>(7) 会計監査に係る契約については、(3)から(5)までにかかわらず、随時契約が可能であること。</p> <p>具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。</p> <p>なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。</p> <p>また、複数の会計監査人候補者から提案書等入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。</p> <p>(8) 重要な契約については、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第45条の13第4項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、法第45条の16第3項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。</p>	<p>や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。</p> <p>(6) 施設整備及び設備整備に係る契約については、平成9年3月28日付社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・授産局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。</p> <p>また、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」(厚生事務次官通知)等に係る施設整備及び設備整備に係る契約については、交付の条件によること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>2 計書書類等の扱いについて</p> <p>会計帳簿については、法第45条の24に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証拠書類について</p>	<p>2 財務諸表の扱いについて</p> <p>平成23年7月27日雇児発0727第1号、社発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・授産局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」別紙「社会福祉法人会計基準」第1章2</p>

でも、同様に保存すること。

計算書類については、法第45条の27に基づき、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から10年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法45条の34に基づき、毎会計年度終了後3月以内に作成するとともに、5年間保存しなければならないこと。

別表

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000万円
会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額)
※会計監査人設置法人及び 会計監査人を設置せずに 公認会計士又は監査法人 による会計監査を受ける 法人	・建築工事：2億円 ・建築技術・サービス：2億円 ・物品等：3,000万円

(1)に規定する財務諸表及び財産目録については永久に保存するものとし、その他の附属明細書、会計帳簿及び証憑書類は10年間保存すること。

なお、経過的に平成26年度末までに適用することが認められている、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」を適用する法人における計算書類については永久に保存するものとし、その他の附属明細書、会計帳簿及び証憑書類は10年間保存すること。

別表

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円